的として二〇〇二年度から部落史連続講座を開催してきました。尚、二〇一六年度からは「差別の歴史を考える しながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。 一九九五年に完結した『京都の部落史』(全十巻、京都部落史研究所刊)の成果を広く生かしていくことを目 京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生か

正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、 この講演録は、二〇二二年に京都府部落解放センターで開催した連続講座の講演記録をもとに各講師に加筆訂 所属は講演当時のものです。

連続講座」と改称しています。

6 月 10 日 江戸時代の身分と身分差別―江戸時代は「身分制」の社会ではなかった―

立命館大学教員

畑中

中世非人宿と近世夙村―南山城相楽・綴喜二郡を事例として― 元奈良県立同和問題関係史料センター ·所長 吉田栄治郎

7月8日 中世非人と西大寺叡尊の慈善救済 6 月 24 日

学校教育からの排除と被差別部落の葛藤-統合教育と分離教育のはざま

京都橘大学名誉教授

細川

涼

伊藤

悦子

月 14 日 京都教育大学非常勤講師

月28日 近代京都の都市周縁と祭礼 神輿は誰が舁くのか

10

11

月11日

初期社会主義と部落問題

10

立命館大学教員 中西 仁

京都大学人文科学研究所 福家

1

崇洋

初期社会主義と部落問題

社会ではなかった —	畑 中	敏之	3
事例として ―	吉田栄治郎	治郎	37
教済	細川	涼一	59
きま — ***********************************	伊藤	悦 子	83
- 神輿は誰が舁くのか ― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中西	仁	119
	福家	崇 洋	151

― 江戸時代は「身分制」の社会ではなかった ― **江戸時代の身分と身分差別**

畑 中 敏 之

はじめに ―「解放令」は「何」を「廃止」したのか―

江戸時代の身分と身分差別:

―江戸時代は「身分制」

あわないということなのです。何が問題なのかということ制度の社会であった」などと表現するのは、やはり事実にいうことを否定しているのではなくて、「江戸時代は身分ます。江戸時代が「構造的な身分差別の社会」であったと

たと評価しています。

を、

身分差別の歴史において、江戸時代から明治の近代社会

用意しましたレジメをもとにお話させていただきます。

この「解放令」を研究者がどのように評価してきたのか、自今身分職業共平民同様タルへキ事」という布告です。「穢多非人等ノ称」、これを「賤称」などと言ったりしますけ多非人等ノ称」、これを「賤称」などと言ったりしますける非人等ノ称以これを「賤称」などと言ったりしますける。「祝多非人等ノ称被廃候條への画期にあるのは「解放令」です。明治四年(一八七一)

近現代日本の部落問題・第一巻〉』解放出版社、二〇二治武・黒川みどり・内田龍史編著『近代の部落問題〈講座九九〇年〉と、吉田勉さんの「維新変革と「解放令」」(朝上杉聰さんの『明治維新と賤民廃止令』(解放出版社、一

れさらに細かい身分階層に分けられて、勝手にかわること

んは「被差別身分制を含む近世身分制は基本的に解体」し規定のうえに立つ賤民制度を廃止」したと評価し、吉田さ般の根底的性格であった「人外」「社会外」という差別的二年)の二つを紹介します。上杉さんは「近世的な賤民一

前 は完成した。 して「士」があり、その下に農・工・商を設けて身分制度 ことは不可能」、さらに「江戸時代には支配階級の身分と 社会層が決まり、 定義しています。そして、「身分は出生によって所属する て、政治的に社会秩序を維持するべく設けられた制度」と た政治的差別で、近代以前の社会(特に封建社会)にお 八頁)では、「身分制度」を「国家権力によって設定され なくて一般的な理解になっています。たとえば、学習用 のように表現する捉え方は、上杉さんや吉田さんだけでは 「日本史事典」(『旺文社日本史事典 「被差別身分制を含む近世身分制」と表現しています。 上杉聰さん・吉田勉さんは、「解放令」が布告される以 (江戸時代) の身分差別社会のあり方を、「賤民制度」・ さらに公家 法によって規定され、 僧侶 賤民などを設け、 三訂版』、 個人の努力で移る それぞ メメの 0

しています。

はできなかった」と説明しています。

今日のテーマです。 戸時代の身分と身分差別」を説明していいのかというのが、では、このような「身分制度」などという理解で、「江

次のように捉えています。

I 身分と身分差別

(1) 身分の定義

や制度のあり方にかかわらず、前近代・近現代ともに存在 現在もそうです、明治もそうです、江戸時代もそうです。 かかわらず、前近代・近現代ともに、身分は存在します。 確に区別して捉えることを主張しています。差別の有無に る方も多いかもしれませんが、 です。身分差別が、まるで身分を生み出したかのように、 見解のポイントは身分と身分差別とを区別して捉えること 身分と身分差別をワンセットで捉える見方、そう思ってい もうひとつのポイントは、政治や制度のあり方にかかわ 身分」と「身分差別」をどのように捉えるのか。 身分は存在しているということです。 私は、 身分と身分差別を明 身分は、 私の 政治

ح 的に 業的 別 なります。身分を構成する要素は職縁、 代以降の部落差別、 江戸時代の「かわた」身分にかかわるような身分差 ているのが狭義、 なのですが、そのうちの血縁を必須の要素として組み入れ な人間存在のあり方」です。 した」ここまでは一緒です、「出自 うと、「職業的 (職縁)・地域的 るとか、それは広い意味での身分です。狭い意味ではとい れる身分です。たとえば学生であるとか、大学の教員であ 的な人間存在のあり方」です。 て捉えることが必要だと考えています。 0 の対象となるのは まず身分を広い意味(広義) 狭義の身分です。 「身分証明書」などと言いますが、 (職縁)・地域的 狭い意味での身分ということになります。 このような身分差別において、その差 (地縁) 出自 血 出自 言い方は固いですが、 に共通の特徴を有した社 と狭い意味 縁) (地縁) (血縁) を必須の要素とする É 縁) に共通の特徴を有 地 あれでイメージさ 広い意味では が必須の要素に 縁 (狭義) による社会的 血 縁 の三つ で分け 般

そこで、身分をどのように定義するのかというと、私は

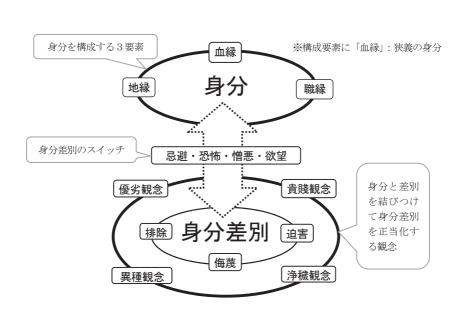
(2) 身分と身分差別の構造

化して説明します。 身分と身分差別とを区別して捉えるということを、

そして、 分ということになります。 分においては、 のは基本的には、 まず、身分。先に説明しましたように、 には差があり、 血縁を必須の要素にし 職縁、 職 多様です。 縁、 地縁、 地 縁 血縁のあり方やその程度 ているのが狭い意味での身 身分によってちがいます。 血縁、 この三つです。 身分を構 成 各身 する

が不当なのです。 区別の仕方が不当であり、 と同義なのですね。不当なのは、 ほとんど「区別」と同義です。 すが、この場合は悪い意味では使っていない、 考えています。「差別化する」などという言い方が ということが問われます。その際、 て不利益を与えること、これが差別なの のを別の言葉で表現した方が分かりやすい あるということです。 身分差別。 つまり、 身分差別にお 差別という言葉だけを使うことで 「不当な差別」と「正当な差別 その区別によってなされる行為 差別とは、 何らかっ V) 7 私は、 「何が差 っですね。 の区別を口実に もともとは区 のではな 「差別」 別な その場合は その際の とい あ V 0 か カュ ŋ 別 É

が



当な差別」の「不当」という部分なのです。しまう。われわれが問題にしなければならないのは、「不「差別だ、いや差別じゃない」という難しい議論になって

分類できるようなものではありません。 性を指摘することができます。ですから、 ん。 言えば、これは、差別を分類するためのものではありませ 実〉にして為される侮蔑、 す。「身分を〈ひとくくり〉にした〈ちがい〉(偏見)を〈口 という言葉を使わずに表現すれば、次のように整理できま 何が不当なのかを考えます。その不当性の意味内容を差別 そこで、「不当な差別」である「身分差別」とは は、そもそも、 迫害の内、 実際の差別 一つだけではなく、二つ乃至は三つの不当 (事象)では、このような場合の侮蔑、 侮蔑、 排除、 排除、迫害という、この三つに 迫害」です。念のために 実際の差別 何 カン (事 排

ならば、それは「不当な差別」ではないということになり見)を〈口実〉にして為される侮蔑、排除、迫害」でない逆に言うと、「身分を〈ひとくくり〉にした〈ちがい〉(偏排除、迫害」という不当性をもっています。ということはにした〈ちがい〉(偏見)を〈口実〉にして為される侮蔑、「不当な差別」である身分差別は、「身分を〈ひとくくり〉

いうことを問題にすべきだと考えています。とり〉にした〈ちがい〉(偏見)を〈口実〉にして為されては、具体的に、個々の事象において、「身分を〈ひとくる作人、具体的に、個々の事象において、「身分を〈ひとく

な人間観が、差別行為(侮蔑・排除・迫害)を正当化してな人間観が、差別行為(侮蔑・排除・迫害)を正当化している観念、では次に、このようのか」というとき、「浄穢」・「貴賤」・スです。「どう違うのか」というとき、「浄穢」・「貴賤」・スです。「どう違うのか」というとき、「浄穢」・「貴賤」・「した偏見で、その人間観が説明されるのです。このような人間観が、一次によるのか」というとき、「浄穢」・「貴賤」・このよう」にといる観念、「後劣」によって、特定の人たち(集団)を「ひとくくり」に根拠を与えたの人間観が、差別行為(侮蔑・排除・迫害)を正当化している観念、では次に、このような身分差別を正当化している観念、では次に、このような身分差別を正当化している観念、では次に、このような身分差別を正当化している観念、

よく誤解されますが、これは原因ではありません。あくま憎悪・欲望」という、差別の対象に対する特別の感情です。動するには、スイッチが必要になります。「忌避・恐怖・

身分差別の原因となります。

身分と差別を結びつけて、

実際の身分差別

(行 為)

を起

が入るからです。人と人が出会い、様々な思いを持ちます。 避・恐怖・憎悪・欲望」という特別の感情によるスイッチ か。それは、差別の対象(人物)に対して、なんらかの「忌 を行うわけではありません。ではどうして差別は起こるの そういう観念をもっているからといって、常に不当な差別 るのは、差別を正当化する観念(人間観) ですが、しかし、

でも差別が行われるときのスイッチです。

差別の原因とな

う言い方もされ

りは「平人」と 町人」というよ う時は、「百姓 差別の文脈で言 ましたが、身分

らのスイッチを入れたところで、身分差別を正当化する観 とはできてもゼロにすることはできません。しかし、それ 限り、それらのスイッチ(感情)を、コントロールするこ 欲望もあれば、憎悪も恐怖もあります。我々は生きている 民」という語が 明治以降は「平 使われました。

が、 使われるのです 江戸時代は

(3) 江戸時代の身分差別の社会構造

りません。

です。ですからスイッチはスイッチであって、原因ではあ

念(人間観)がなければ身分差別

(行為) には至らないの

江戸時代の身分差別の社会構造を、図のように捉えてい

ます。

人」です。全人口の約九割。 三つの身分層の内、その一つは真ん中の大きな層の 当時、「百姓町人」などとい 平

う表現をしてきたのですが、「武士」というと男性の武士の 相応しいです。 て一括りにしました。支配身分です。 層を表現するには、 用語としては出てきません、「人(にん)」です。この身分 あまり「民」と いう表現がよく いう言葉は史料 番上に位置する身分層を、私は「武家」と名前をつけ やはり、 武家 史料用語としての「平人」が 従来は 平人 「武士」とい 被差別民

8

身分層を -つ, るの

> 区別してい 身分層は、

、ます。

8)

0

「被差別民」

です。

この身分層に含

層

は

世

間 心からは

「穢多」という蔑称で呼ば

れ た

カ

5

封

建

的

わた」 れ

や「長吏」、そして「非人」などの多様な身分です。

[支配身分]=領主及びその家臣など(治者)

武家 + 天皇・皇族・公家・大寺社等

[被支配身分]=領民(被治者)

平人 (百姓・町人等)

被差別民(かわた・長吏・非人

「かわた」・「長吏」…「穢多」と蔑称さ

その家臣、

そして、

そ

家」身分層には、

領主、 武

てしまい

、ます。

みをイメージしてしま

狭い捉え方を

れていた人たちの自称 に住 です。「領主」 ら年貢を取る 支配者のことで、 らは封建社会の土 寺社などもここに含め さらに天皇・公家・大 て考えています。 の家族も含まれます。 領民」(被治者)と んでいる人たちか

そこ

それ 地の

当

時の史料用語でいうと、この身分層は、

「領主」 (治者)

な支配被支配の関係がこの 「武家」 と「平人」

> 解を与えてしまうことになるからです。 差別民」とが、まるで同じ制度的身分であるかのような誤 令制下での「賤民」と江戸時代の社会的な身分である ことと、 多いのですが、 もう使いません。 「賤民」という用語はほとんど使われていなかったとい 従来、 「賤民」という用語を使えば、 この身分層は、 かつては私もそう書いていましたが、 なぜ使わない 賤 民 かというと、 と表現されている場合が たとえば 江戸時 古代 代に 今は 0 被被 律 5

も差別 り客観的 そこで、 総称とするのは相応しくありません。 ために、 代においても、 しかし、 などは、 などと一 一被差別民」と呼ぶことにしました。 の総称として相応しくないとしたのと同 (侮蔑) 「穢」「 括している言い方もあります。 詳細は後に説明しますが、 に示す表現として、 「穢多」などの蔑称を用いずに、 「穢多非人等之類」などというように表現します。 を目的とした社会的な蔑称であり、 「穢多」などの呼称を使って、 制度的な身分の公称ではありません。 史料用語では 「穢 「賤民」をこの身分 また、 この 匠様の ありませ この身分層 称は、 幕府 理 身分層をよ 由 「です。 江戸時 んが、 そもそ そ

「平人」と「被差別民」の身分層を分けていたわけではな観念をベースにした人間観です。政治や制度のあり方が、のは、それは先に説明しました異種観念や浄穢観念などのがベースにありますが、「平人」と「被差別民」を画するが、「工人」と「では、では、対していたわけではないでは、それは先に説明しました。政治や制度の関係をの「領主」と「平人」の身分層の間を画するのは、封建社「武家」と「平人」の身分層の間を画するのは、封建社

① 「士農工商」という身分制度ではなかった

いのです。

「士農工商」という表現が「近世身分制」を示していると。しかし、「士農工商」は、各「職分」(職業的本分)のと。しかし、「士農工商」は、各「職分」(職業的本分)のと。しかし、「士農工商」は、各「職分」(職業的本分)のと。しかし、「士農工商」は、各「職分」(職業的本分)のあり方を示すことによって、治者(政治的支配者)にとってあり方を示すことによって、治者(政治的支配者)にとって表しているであるべき姿」を世に示す思想(イデオロギー)です。

という言葉を使って説明していましたが、教科書レベルで社会科の教科書は、江戸時代の「身分制度」を「士農工商」教科書の記述内容も変わってきました。以前は中学校の

いと思います。

問い、その正解を「〇」にしています。時代の身分制度は「士農工商」である、〇か×か」などと変わらず、テレビのクイズ番組などでは最近でも、「江戸

は「士農工商」という表現は過去のことです。それでも相

「農・工・商」は、職業による身分的呼称であって、もちろん「農・工・商」に序列はなく、そもそも、出生(血ちろん「農・工・商」に序列はなく、そもそも、出生(血ちろん「農・工・商」に序列はなく、そもそも、出生(血らずっと農民、商人の家に生まれたら商人などと、このように、身分と「農・工・商」の「職業」が、生まれによっちに、身分と「農・工・商」の「職業」が、生まれによっちには考えていませんでした。江戸時代は、農民の家に生まれたらには考えていませんでした。江戸時代は、その生まれにかかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社かかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社かかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社かかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社かかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社かかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社がかわらず「農・工・商」の職業を変わることができた社がかわらず、農・工・商」の職業を変わることができた社がかわらず、農・工・商」の職業を変わることができた社がかわらず、農・工・商」の職業を変わることができた社の家により、

義の身分ではなかった、このことを改めて強調しておきた工・商」は、広義の身分であり、身分差別の対象となる狭事する職業では「農・工・商」なのです。そもそも、「農・また、「かわた」身分などの「被差別民」の多くも、従

所持した「かわた」身分の人たちも、

農地を所持していれ そして、農地を

「水呑」「無高」などと言ったりします。

2 科教科書の記述)という身分制度ではなかった 武士・百姓・町人・差別された人びと」(中学校社会

た人びと」などというように、身分について説明していま は使わずに、「武士」・「百姓」・「町人」、そして「差別され 今の中学校の社会科教科書は、「士農工商」という言葉

かのように言うのは正しくありません。 士」と並べて「百姓」・「町人」を異なる二つの身分である としては、「平人」という同一の身分です。ですから、「武 姓」・「町人」は居住地による呼称であって、身分(狭義) しかし、これは間違いです、正確ではありません。「百

地を所持する村人ということになり、持っていない人は ただし、狭義の言い方で「百姓」という言葉を使う時はイ ます。村では、農業をしていなくても「百姓」なのです。 く漁業をしていても村の住人だから「百姓」として扱われ が「町人」です。ですから、漁村に住んでいて農業ではな コール「平人」なのですが、広い意味で使う「百姓」 この場合、「百姓」とは村の住人のことです。 町 , の 住 は農 人

> う肩書で出てきます。 ば「百姓」と名乗っていたのです。 史料にも「百姓」

て随意に 的交流・婚姻等に障害はなく、 「平人」として同一身分である「百姓」 「百姓」から「町人」へ、「町 職業や居住地の変更によっ 人 町 から は 「百姓」

うに、「百姓」「町人」よりは、「平人」が、 まれによって固定される」みたいな書き方をしているでしょ 構造を意識して身分を言う場合には、先に説明しましたよ への変更は可能でした。ですから、全体の身分差別 般的に使われていた身分呼称として相応しいのです。 教科書や学習用の事典などでは、「百姓」「町人」が 生まれによって固定されるわ 当時におい の社会 生 7

農家であれば分家などして、その村で生きていけます な場合もあります。「百姓」の次男、三男に生まれ ても一生「百姓」なのかというと、むしろ現実的には困 ではありません。実際、「百姓」の家に生まれたからとい そんなことはありません。 所持する土地の少ない農家の場合はそうはいか うしますか。その生まれた家がたくさん土地を持ってい ない。 たらど 0

いとしたらどうするか。だから、大坂などの町に近いとこ 三男の場合、 それでも一家を構えて独立しなけれ ば 次男

彼らは、その後「町人」と呼ばれるようになるわけです。ろの村の「百姓」の次男、三男は、町へ出るのです。当然、

なかった というような「身分制度の社会」(身分制社会)では③ 「生まれによって身分・職業・居住地が固定される」

あります(レジメの八頁)。これが一般的な理解です。 典」である『旺文社日本史事典』には、このように書いて 勝手にかわることはできなかった」、学習用の などを設け、それぞれさらに細かい身分階層に分けられて、 商を設けて身分制度は完成した。さらに公家・僧侶・ は支配階級の身分として「士」があり、その下に農・工・ て規定され、個人の努力で移ることは不可能」「江戸時代に おいて、政治的に社会秩序を維持するべく設けられた制度」 された政治的差別で、近代以前の社会(特に封建社会) 般的な理解を確認しておきます。「国家権力によって設定 す。まず、もう一度「身分制度」及び「身分制社会」の一 ではなかったということについて、さらに説明していきま 「身分は出生によって所属する社会層が決まり、法によっ 江戸時代が「身分制社会」などと表現できるような社会 「日本史事 賤民 に

て政治権力が、そのような身分差別を利用して身分にかかて政治権力が、そのような身分差別を利用して身分にない、利用し、政治が身分や身分差別をつくったわけではない、利用したのですね。すなわち、政治権力の身分政策によって構したのですね。すなわち、政治権力の身分政策によって構したのですね。すなわち、政治権力の身分政策によって構したのですね。すなわち、政治権力の身分政策によって構造的な身分差別の社会が誕生したわけではないけれども、それを維持することに手を貸したわけではないけれども、それを維持することに手を貸したわけではないけれども、それを維持することに手を貸したわけではないけれども、それを維持することに手を貸したのではないけれども、それを維持することに手を貸したのではないが、そのような身分差別を利用して身分にかか

にみていきます。
「部落は政治がつくった」などという「政治起源説」は「部落は政治がつくった」などという「政治起源説と同根の間違いだと、私は考えています。そこで、具体的に、江戸時代にだと、私は考えています。そこで、具体的に、江戸時代にだと、私は考えています。そこで、具体的に、江戸時代にかわた」身分などの「被差別民」身分層のあり方を中心にみていきます。

接触するような行動を規制する様々な禁令をだしますが、策を施行します。たとえば、「被差別民」が「平人」と交流・幕府や藩など各領主は、必要に応じて身分にかかわる政

そうではなかったということを説明していきます。

そし

江戸時代が構造的な身分差別の社会であったこと、

たり、 ば、 変わらないのですが 藩 の交流・接触をよろしくないと考えている人たち たということなのです。 も何回も出すというのは、 です。身分の隔絶を強調するような行動規制の禁令を何回 だから、 を何回も出すということ自体が、 かし、見方を変えると逆なのです。実際は、そらいう禁令 禁令が出されていると、 は、 いますよね、そういうことを禁止しているのですから。 のです。領主が何回も繰り返し同じ禁令を出すということ 町人」 が、それを禁止するのです。それでもなかなか実態は 実は効果がないということですね。 身分差別を維持するということは、 町の宿に泊まったりとかできなかったと思ってしま と交流・接触していた事実を物語っているのです。 何回も何回も行動規制の禁令を出す必要があるの 「被差別民」が町中でご飯を食べ しかし、「町人」と「被差別民」 実際には逆の事態が進行してい 町の中で「被差別民」が まさに治安対策な しかし、そういう (幕府や L

ほとんどの場合、

それは治安目的です。

彼らにとってみれ

態にもなります、このことについて考えていきます。さらに発展して、身分(身分層)の垣根を越えるような事このような身分の異なる人たちの交流・接触の事態から、

P 家」・「平人」・「被差別民」という各々の身分層に生まれ ることも、 家」と「平人」、「平人」と「被差別民」の各身分層を越え 三つの身分層の各身分層の内においては、 えることも不可能ではなかったのです。 の事態」であり、 ことなく、個別に特別な条件を獲得することによって、「武 いうと、三つの身分層の全体構造の枠組みに変更を求める 層との間の垣根を越えるような身分の変更はどうなのかと れていたわけではありません。では、 変更可能であり、 はなく、職業や居住地の変更等の通常の条件獲得によって てているハードルは生まれによって固定されてい 先にも説明しましたが、「武家」「平人」「被差別 その生まれによる身分を変更して、 実は不可能ではなかったのです。それが 生まれ 通常のことではなかったのですが による職業や居住地等に一 異なる身分層と身分 属する身分層を越 個々の身分を隔 たもの 生縛ら 民 0 で 7

者が、 5 に身分摘発されています。 京の町 0 摘発が 百人を超えることも想定される多くの人たちが この の事例を紹介します。多くの 京の町にも住んでいました。 可能であったことから考えると、町では 度に、 このように多くの 「かわ 天保二年 た村」 出 一斉 誰 が

そして、何代にもわたって住んでいたと想定できる人も身身者のなかには、「町用人」をしていた人が三人もいました。天保の時の史料をみてみると、摘発された「かわた村」出たのではないかと考えられます。京の「かわた村」出身者かということが、半ば「公然の秘密」

分摘発されています、そういう実態だったのです。

このような事態は、日本の身分差別社会の特徴ですね。

この職業というかたちでは必ずしも対応していないのです。とです。「平人」と「被差別民」身分層における職業と身分の関係で説明しておきたいと思います。「身分と職業と居住地は三位一体で固定されていた」などと、今でも主張居住地は三位一体で固定されていた」などと、今でも主張との関係で説明しておきたいと思います。「身分と職業と出まってりかいるのですが、身分と職業は必ずしも対応も一致ということです。

には、「被差別民」身分だから農業をしてはいけないなど考えている思想家などもいたのですが、しかし、江戸時代業をしていました。「かわた」身分などの「被差別民」はない人もいます。「かわた」身分の人も田圃を所持して農番わかりやすいですね。農業やっていても、「平人」では番している思想家などもいたのですが、しかし、江戸時代と「被差別民」の双方が従事していました。農業の例が一と「被差別民」の双方が従事していました。農業の例が一と「被差別民」の双方が従事していました。農業の例が一と「被差別民」の双方が従事してはいけないなど

とは限らないのです。この具体的な事例については、後にました。つまり、雪踏を扱っているから「かわた」身分だし、「平人」(町人)身分の人たちも雪踏産業に従事していた。身分の人たちだと、そのように書いてあります。しかまた、たとえば雪踏産業の仕事に携わっていたのは「かまた、たとえば雪踏産業の仕事に携わっていたのは「かまた、たとえば雪踏産業の仕事に携わっていたのは「か

という制度ではなかったのです。

とはなかった、制度的にそのようなことが決められてはいならば、この仕事に従事しなければならないなどというこ差別民」が従事してはいけないとか、また逆に「被差別民」はとんどの職業はそうだと思いますが、この職業は「被

から、

職縁・地縁・血縁」の三要素が身分を構成するわけです

説明します。

「職縁」は身分本来の成り立ちにおいて必要不可欠

ではないのです。

ゆる職業が一対一で各々に特定の身分に対応していたわけな構成要素であることは間違いありません。しかし、あら

別民」 している、 かったのです。その意味で、「身分と職業 と言って、その職業に必ず就かなければならないとか、 に大きな役割をはたしたのは間違い なかったのです。 の職業以外の仕事に就くことが禁止されていたわけではな も従事していました。 対一で対応している」などとは言えないの 実態は、 多くの職業に 特定の ありませんが、 職業が身分の成り立ち 平人 (職縁) В は一致 だから 「被差 そ で

になると、 なかったのです。 に 詳 ておかなければならないのは、「かわた」身分の人たちは、 割をはたしていたとは言えますが、しかし、ここで注意し 世代を超えて維持・継承されていくとき、 業 人たちの 深く関わる斃牛馬処理に従事することを強制され 従事することを禁止されていたわけではなかったのです。 人たちは 細は後に説明しますが、そもそも、その身分の成り立ち 人びとが、 (職縁) を変えても 斃牛馬処理 方が多数派 斃牛馬 その身分 実態として、遅くとも、 処理以外の仕事 の仕事に従事しない K (狭義) (異にしても)、その身分が地 なります。 の成り立ちに深く関わる職 また、 (たとえば農業など) カか 血縁が大きな役 江戸時代も後期 っか わた」 わた」 ってはい 身分 身分 域や

村

されていた」などとは言えないのです。 とです。 身分の標識になる」などということではなかったというこ これらのことが意味しているのは、 だから、「身分と職業と居住地 「従事してい が三位 一体で る職業が

せん。 制度的 そして身分を越えることに繋がる可 うな状況のもとにおいて、 ために使われる蔑称であり、 からです。「穢多村」などという呼称は、 に限定されます。それは、「かわた村」であっても、 たのです。しかし、そのような居住地 た。ですから、その意味では、 地」は隔絶していました。 居住地は、身分によって画されていたことは間違 「かわた」など「被差別民」の住む集落は隔絶してい では、 の呼称から直ちに「かわた村」であることはわからな の情報が身分標識になり得るのは、 な呼 町でも武家の住む「武家地」、「町人」 「居住地」と身分については、 称ではなかったことに注意が必要です。 身分標識である居住地を越える 村でも、 もちろん公称ではありません 居住地は身分標識でもあ 能性 平人」 (たとえば どうでし 0 差別 狭い の住 の住む 範 む よう 囲 「かわ 集落と 0 ありま その 、まし 地 カン 町 た 人 域

村_)

な居住地を越える人の移動が行われていたのです。

などと考えていること自体が、そもそも間違いなのです。「江戸時代は穢多という呼称で身分が制度化されていた」

ごとに編纂した「郷帳」という史料があります。その「郷請制村・近世村)の「村高」や村名(公称)を「国」「郡」ん。たとえば、幕府が四回にわたって、全国の行政村(村「穢多」称は、制度化されたような「公称」ではありませ

(侮蔑)しますが、公的な村の名前が登録された「郷帳」力や世間は、「穢多」「穢多村」などと言って日常的に差別帳」に、「穢多」という表記は一切出てきません。幕藩権

は、このことの持つ意味を重視します。これは、「穢多」に「穢多」という表記は一つも使われていないのです。私

わた村」(「かわた」身分)であることは分からないのです。居住する村の村名(公称)を名乗った際に、直ちには、「か明になると考えています。だから、「かわた村」の人たちが、称が制度化されたような公称ではなかったことの一つの証

| K. L.、及長、 行助やひまずの瓜谷が下からなこなっ引っは、こういう事情があるからです。| 「居住地が身分標識となるのは地域限定である」というの

効に働いている場合です。身分の隔絶を志向する政治権力のは、権力による風俗規制・行動規制などの身分規制が有のた、服装・行動様式などの風俗が身分標識になり得る

回も禁令を出そうとするのです。 しまで、そのようにはいきません。ですから、何回も何度、だから全国の多くの領主は何回も何回も風俗規制、行動規制の禁令を出します。そのような禁令を繰り返し出すが、なかなか、そのようにはいきません。ですから、何回も何なかなか、そのようにはいきません。ですから、何回も何なかなか、そのようにはいきません。ですから、何回も何回も禁令を出そうとするのです。

会の実態でした。

ことは直ちには分からない、これが江戸時代の身分差別社
ことは直ちには分からない、これが江戸時代の身分差別社
の人は「平人」身分、この人は「かわた」身分などという
従事している職業や居住地や服装や行動様式などで、こ

Ⅱ 身分を越える雪踏職人 ―大坂と南王子村―

ていきます。南王子村というのは、「かわた」身分のみで明した江戸時代の身分と身分差別の具体例をさらに紹介し泉国泉郡南王子村の事象・事例をもとにして、「Ⅰ」で説ここから(「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」)は、「かわた村」である和

は、どこかに明確な「身分標識」を求めようとします。「平

れ

ている雪踏です。

政村(村請制村・近世村)の一つです。構成する「かわた村」です、領主の「直支配」下にある行

(1) 大坂から南王子村へ

頃か、 皮表、 説明しておきます。まず、雪踏 (せった) とは何かです。 大坂は「平人」の町ですね。その大坂と南王子村との間で、 しを付けましたが、どう身分を越えたのかをみていきます。 「平人」と「被差別民」がその身分層の垣根を越えるのです。 その話の前に、その背景となっていた雪踏産業について もしくは江戸時 牛革裏の草履、 レジメの四頁、「身分を越える雪踏職 これが雪踏です。 代の 戦国時代の終わり 人 と見出 竹

政二年一月」の日付が書かめには明治以降は「雪」で「雪踏」とは「雪」で「雪踏」とは「雪」で「雪踏」とは「雪」とが多いです。これは、江戸時代の「安

近世(江戸時代)の雪踏(雪駄)

。、裏の踵の部分に尻金という大きな鉄板があるところで今のものより少し細長い印象がありますね。特徴的なの

す。は、

駄直 敢えて差をつけているのは、それに従事する人たちの身分 踏を修繕する仕事をするのですが、これは の修繕のこと、そしてその修繕を行う人のことです。 番右後ろに「せきたなをし」(雪駄直)と書いてありますが 関してもう一つの絵姿が描かれています(次頁・下)。 の姿です。『人倫訓蒙図彙』が、「雪踏師(せったし)」と「雪 「雪駄直し」(一般的には「雪踏直し」と表記)とは雪踏 「かわた村」から京にやって来て、町を流して歩き、 『人倫訓蒙図彙』の (せきたなをし)」というように、 「勧進餬部」 (巻七) その表記の仕方に 「かわた」身分 には、 雪踏 近辺 12





らの注文を受けて後に、

町の履物屋にかかえられた雪踏

考えられます。 の違い(「平人」 と「被差別民」)を意識しているからだと

た。 業に従事していたことになります。 ように、「町人」(平人)と「かわた」 卸しています。ですから、「雪踏仕上げ」の工程は、 も行っていて、 緒たて・表と裏革の縫い付け)は「町人」が行っていまし 町の履物屋で最終的に製品を完成させる「雪踏仕上げ」(鼻 での「雪踏直し」は「かわた」身分の事実上の専業ですが 雪踏の「表づくり」 経済力のある大きな「かわた村」では、「雪踏仕上げ」 完成品(最終製品)を作って町の履物屋に (表編み・ 表仕上げ)、そして、 身分の双方が同じ作 この 町 中

い付け)を主導したのかというと、「武家」や「町人」た 人が、どうして、「雪踏仕上げ」(鼻緒たて・表と裏革の縫 先ほどの『人倫訓蒙図彙』 の絵にありました町の雪踏職

るのです。

江 ころでは履きません。 ちの住む町に履物屋があるからです。雪踏という履物は町 0 たがって町に履物屋があり、「町人」 一時代は、 履物なのです。村でも履かれますが、 注文生産 雪踏の需要は圧倒的に 販売が 一般的です が営んでいます。 ッから、 、 地面が悪路のと 町 なのです。 お客さん

> わた」のみが扱っていたかのように描かれていますが、 しかし、中学校の社会科教科書などにも、「雪踏」は ているからと言っても、「かわた」身分とは限らないのです。 に 職人が最終的な「雪踏仕上げ」をしたのです。 いうイメージが強いかもしれませんが、ここでは、 る京の町の「雪踏師」は明らかに革を扱う「雪踏仕上げ の作業をしています。 「町人」が従事しています。つまり、 「革を扱う」のは 雪踏産業に関わ 「被差別民」 描か 明らか れて

である南王子村との間で、 際には「平人」も従事していたのです。 の繋がりが生まれていました。そして、大坂と「かわた村 このような雪踏産業の展開のなかで、 身分層を越える人の移動が起こ 大坂と「 か わた村

例を紹介します。 では、ここで大坂から南王子村への 摂州大坂嶋之内南毛綿町」 レジメの四 一頁の史料を見てください 「身分を越える」 事

0

「加島屋利兵衛忰虎吉」

平人の が、弘化二年(一八四 た村」の南王子村へ正式に転籍したことを示す「人別送り 南王子村への正式な転籍です。 「虎吉」が、 「かわた」 五 に正式に転籍します。 身分のみで構成する 大坂は「平人」の町です。 大坂から

村同士といった行政組織間での書類のやりとりで転籍が実ということです。多くはこのように村と町の間、あるいはの役所宛に出された書類が「人別送り証文」です。特徴的証文」です。居住元の町や村の役所から、転籍先の村や町

現します。

この時、「弐拾八才」です。次に「御村新次郎方へ同家に衛は「家持」の「町人」だということになります。虎吉は家」とも「借地」とも書かれていませんので、加島屋利兵ということになります。「加島屋利兵衛」、その名前には「借ということになります。「加島屋利兵衛」、その名前で、「虎吉」はその息子

ん、人物を保証しますよ、と書かれているわけです。差出「人別送り証文」には、虎吉はトラブルをかかえていませると言ってきたので認めましょうということです。その他、籍先の南王子村です。南王子村の新次郎さんの家に同居す引越申したき由申し出候」とありますが、「御村」とは転引越申したき由申し出候」とありますが、「御村」とは転

この虎吉が大坂の南毛綿町から「かわた村」である南王子は間違いなく南王子村の村役人が保存してきましたので、となっていて「南」が抜けていますが、しかし、この書類

籍したのです。

人の南毛綿町の会所の「印」もあります。宛先は「王子村」

別送り証文」で「南」をわざと隠したという可能性は低い先が「南王子村」であることが確認できますので、この「人続きと同時に作成され発行された「寺送り証文」では、宛村に転籍してきたということは間違いありません。この手

と考えられます。

この史料を最初に読んだ時は本当に驚きました。

正式な

ことを示す正式な史料が存在していたのです。あるだろうとは思っていましたが、実際に転籍が行われたが何らかの事情があってやって来ている、そういう事例は手続きを経ずに内緒で「かわた村」に、「平人」身分の者

です。南毛綿町というのはここにあります。 王子村はこの辺です。虎吉は、 です。南毛綿町はここです。 大坂三郷の中でもこの辺りは、 西横堀、そして道頓堀に囲まれたこの地域が「嶋之内」、 いました。上町台地の西の方に広がる地域は「町人」の町 の周辺から南は上町台地です。このあたりは武家が住んで 大坂の地図です。 大坂の南毛綿町を地図で確認します。これは江戸時代 右上の方にあるのが大坂城です。 また、 「町人」 大坂からこの南王子村 別の地図でみると、 0 住む 長堀と東横堀 町 の中心地 大坂城 へ転 南

20

必要が生じました。

虎吉は、

転籍の時

点で二八才です、

لح

いうことは一〇年前

の一八才の頃に南王子村に奉公稼に来

雪踏職人として働い

7 V

たということになります。

そ

1

たとき、「人別送り証文」を出身地の大坂から取り寄せる 人になることを決意したのです。南王子村に住む決意をし ころには、奥さんの名前と子どもの名前が書いてあるから

です。虎吉は大坂の町へは帰らずに、

正式に南王子村の住

というと、 結婚していたからです。 かった。それは、 住 よかったのです。 公稼の期間中は籍を移さなくて、籍は大坂においたままで 新次郎の所で既に一○年間の奉公稼をしていたのです。 送り証文」によって正式に南王子村に籍を移す以前か に奉公稼で来たのです。 先の新次郎が雪踏商人であったことから判明します。 地 へ帰ります。 人だと考えられます。 転籍を済ませた後の 奉公稼が終わったら多くの場合は 虎吉は奉公稼ぎの期間中に村内の女性と しかし、この虎吉は大坂の町へは戻らな 実は、 なぜ、そのようなことがわかるか 虎吉は、 雪踏職人として、 「宗門改帳」 弘化二年の の虎吉家のと 南王子村 元 「人別 虎吉 0 6 奉 居

> たということです。 そのような身分を越えた、 開を通じて、 移住してきたのかというと、 南王子村と大坂に繋がりがあっ 人と人の交流が既に生まれて その以 が前から、 たか 雪踏産 らです。 業の 展

虎吉の

移住

(転籍)

の

事情・

理由

は、

移り住んで行

った

数例、 略します。 大坂から南王子村へ 史料から確認できますが、 の移住者は、 本日は、 この虎吉以: その紹介は、 外にも他 省 に

2 南王子村(「かわた村」)から大坂(「平人」の町)

の出身者では まわりの 住んでいます。 ましたが、 している事例はたくさんあります。 なか大っぴらには受け入れない。しかし、 なかなか難しいのです。 とは逆の場合、南王子村から大坂へという転籍は表だって ここでは、虎吉とは逆の場合の事例を紹介します。 は了解しないのです。 たのではな 人間 実際には В ないかと疑わしい場合であっても受け入れ 知 京の町の役人までそのことを知っていた、 かと考えられます。 ってい 「かわた村」出身の人がたくさん移り 町は た可能性があります。 「かわた村」 しかし、 京の町の場合でも言い 実態として移住 の出身者をなか 表向きは簡 「かわた村

た場合しか史料としては残っていません。
が、「かわた村」から「平人」の町への転籍は、正式(公的)が、「かわた村」から「平人」の町への転籍は、正式(公的)のように、手続き的には、ほとんど障害なく認められます

例を紹介しておきます。レジメの四頁を見てください。

は、ここでも雪踏産業があったことが推定できます。

踏の鼻緒の材料などになります。亦二郎の親である五兵衛路の鼻緒の材料などになりませんが、南王子村五兵衛の忰で、「かわた」身分の人たちが鹿皮を扱うことに反対していたことが露見します。当時の社会的な慣例では、鹿皮に関してこのことについての争論もありました。「白革師」は、「かわた」身分の人たちが鹿皮を扱うことに反対していました。このことについての争論もありました。「白革師」は、「かわた」身分の人が大坂の町で鹿皮関係の仕事をしていたことが発覚したのですね。亦二郎は、奉公先の「自ていたことが発覚したのですね。亦二郎は、奉公先の「白ていたことが発覚したのですね。亦二郎は、奉公先の「白ていたことが発覚したのですね。亦二郎は、奉公先の「白ていたことが発覚したのですね。亦二郎は、奉公先の「白で、「かわた」身分の人が大坂の町で鹿皮関係の仕事をしていたことが発覚したのですね。亦二郎の親である五兵衛の中で、「かわた」身分の人が大坂の町で鹿皮関係の仕事をしていたことが発覚したのですね。亦二郎は、鹿皮は、雪師」に対して「詫状」を提出することになります。

仲介で奉公稼に来ていたという事例なのです。その背景にれは、「かわた村」出身者が、大坂の町の中へ「町人」のです。「町人」が亦二郎の奉公を仲介していたのです。こです。大坂高津新地壱丁目の伊丹屋源兵衛借家泉屋次兵衛をしたという人物、この「詫状」にも名を連ねている人物

素はで、きわめて不十分なものになりました。特に「N」は、ほとんど説明できていません。そこで、当日報告しようと予定していた内容を、実際の「講演録」の形ではありませんが、その概要(報告主旨の結論部分)を、紹ありませんが、その概要(報告主旨の結論部分)を、紹めませんが、その概要(報告主旨の結論部分)を、紹かすることにします。

に遺されている控)からは、村名や人名の肩書等には「穢村「府中役所」・大坂「川口役所」)宛に提出した書類(村ます。南王子村が領主一橋家の在地役所(和泉国泉郡府中和泉国泉泉郡南王子村の事例を、引き続き紹介していき

は、

雪踏商人です。注目すべきは、亦次郎の奉公の手引き

を忌避する南王子村の明確な意思を確認することができま

(許容される限り) において、

「穢多」

称は

差別に

使

可

能 な 限り

用しないという明確な意思です。「穢多」称は、

もほとんど使用していません。 「百姓村」 称を使 と相異は 用してい ありません。 ないことが分かります。 書式一 般においても カン ねた」 他の 称

導されたのだと考えられます。 当者の段階) 幕府の役所への提出 町奉行所や堺奉行所宛 7 `_穢 穢多」称を記載していない提出書類も多くありますが、 南王子村から役所等 多 称が使わ におい て、 ħ の際には、 てい 0 へ提出した書類 「穢多」 書類の場合です。この場合でも、 るのは、 提出の窓口 称を記載するよう行 幕府の役所である大坂 (控) に、 (受け付けた担 肩書とし 政指

考えられますが、 役所では、 しも義務付けられてはいなかったということです。幕 提出書類に ような行政指導も一切なかったということになります。 このことを南王子 「穢多」称の記載を求める行政指導はあっ 「穢多」などの身分呼称を記載することが 領主 村 の側から言えば、 (一橋家) の役所においては、 「穢多」 称の たと 使用 その 府の 必ず

馬

の無償取得・解体処理・皮などの 南王子村の事象・事例を素材にして、

)販売)

か

ゎ

たし (斃牛

斃牛

-馬処理

分のあり方について説明します。

的 ることができたのです。 よって社会的に強制された身分呼称であって、 可能な限り なものではなかったからこそ、 (許容される限り)、 「穢多」 公的な場面 称の: 使用を拒否す 制度的 こにおい て、 **公**公

して、「かわた」称が いて、そのことを拒否し、 はありませんが、「穢多」 的に名乗るような「自称」とは、必ずしも言い得るも 「自称」としての役割を果たしてい 称が強制されるような場 抗議する際に、 その対抗 発験と 面に 0 お で

このような「穢多」称に対して、

カか

わ

た

称

は、

積

極

2 斃牛馬処理と身分認識

このようなことから言えるのは、

領主や幕府の役所

0

ました。

する です。北は大鳥郡塩穴村の「草場」と、 郡 而 凡弐百三拾余之村」、 斃牛馬 0 カ 北 部 わた村」 の無償取得の圏域 にある二三○余の村が、 間で決められていました。「泉州三 和泉国大鳥郡 (「草場」) 南王子: (の南部)・ 南は南郡嶋村の は、「草場」 村 0 泉郡 「草場 0 隣 南 接

場」と境界を接していました。

名詰ル処、村方衰微之基ニ相成」と懸念しています。斃牛次のように認識していました(レジメ五頁)。斃牛馬処理括する立場にあった人たち(「番郷惣代」・「買仲ケ間」)は、り方(実態)について、南王子村において斃牛馬処理を統

江戸時代後期

(特に十八世紀末以降)

の斃牛馬処理

0

あ

いう世間からの差別的な身分認識が内面化されていました。村之穢名」などという表現には、斃牛馬処理=「穢多」とわっていたことを示しています。しかも、「穢村之家業」「一斃牛馬処理が、引き続き南王子村全体の身分認識に深く関斃牛馬処理の職業としての実態は、もはや取締りの対象になっ馬処理の職業としての実態は、もはや取締りの対象になっ

得された職業

(生業) であり、

政治権力などによって強制

ことは、斃牛馬処理は、

このように、

南王子村に遺されている史料から言い

. 得る

彼らの身分の成り立ちにお

て獲

人たちをも含めた当時の一般的な身分認識でした。

との数 分として「かわた」身分を捉えることは、「かわた村」 理に携わっているかどうかを問わず、 のではないかと推定しています。 大きく超えることはなかったのではないか、 処理に従事していた村人の総数 で雇用される人たちの数を考慮に入れたとしても、 三)の村の総戸数の二割弱に相当します。 となります。六五名 名(戸)です。「買仲間」と「取捌仲間」 十八世紀末以降の状況を推定します。天保九年(一八三八) 人の七~八割は、斃牛馬処理の仕事に従事していなか いとして、この場合の両 の段階で「死牛馬獣類買仲間」は十六名(戸)、文久二年 (一八六二)の段階で「死牛馬取捌仲間 南王子村において斃牛馬処理の仕事に従事していた人び (規模) は、 どの程度のものだったのでしょうか、 (戸) というのは、文久三年(一八六 「仲間」の合計数は、六五名(戸) (戸数) は、 しかし、実際に斃牛馬処 斃牛 が全く重ならな 両 (番郷)」は四九 馬処理を行う身 ですから 全体の二割を 「仲間」以外 つた

九貫目)

の四つに分類して算出しています。この総収入の

銀三貫目)、

「入場徳」(「入場」での

「貰」

による収

入

銀

され 様の身分差別の故です。 うに認識されるのか、

それは、

斃牛馬処理に対する差別 などは、 斃牛馬処理の (斃牛馬処理) があるからです。 た職業ではなかったということです。「かわた村」 そのことを象徴しています。では何故に、その生 圏域 が、 (草場) かか まるで強制されたものであるかのよ わた」を「穢多」と呼ぶのと同 などが取り決められていたこと 間で、 侮

して作成されたものです。

(3) 南王子村の生業構造

か説明します。 南王子村の人たちが、どのような生業に従事していたの

めに作成された書類です。村人の総収入の見込額(銀四二増大する村借の返済対策として、村人に倹約を要請するた「村方借財返済方仕法」が遺されています(レジメ六頁)。十九世紀中頃の村人の年間総収入の見込額が記された

銀三四五貫目)、「草場徳」(斃牛馬処理にかかわる収入:貫四五〇匁)、「稼代」(一一五〇人の「稼」による収入:銀六五二貫四五〇匁)を、「作徳」(農業経営による収入:銀六五

ある大多数を占める一般の村人の年間収入と支出を問題に上されていません。あくまでも、倹約を呼びかける対象で見込額には、雪踏商人など一部特定の富裕層の収入は、計

斃牛馬処理、すなわち「斃牛」の たない額であることに注意しなけれ 収入見込額 六拾」というのは「斃牛」の数と考えられます。「草場 五拾匁ツゝ」として算出されたものです。この場合の 村人の収入見込額です。「壱ヶ年ニ数六拾と見て壱日 の銀三貫目は、決して少額とは言えませんが、 まず、この内の (銀四二二貫四五〇匁) 「草場 徳」 に注 目します。 「取捌」などにか からみれば ばなりませ 銀 三貫 一%にも 村人全体の かわ 目 二付 は る 満

修繕)にかかわる日稼ぎや近隣での農作業の手伝いなど、ています。ここでの「稼」の内容は、雪踏(製作・販売・「稼代」(銀三四五貫目)が、実に全体の八割以上を占めよる一人一日銀一匁で計算されている年間三○○日分のよる一人一日銀一匁で計算されている年間三○○日分の上一一五○人(村内の十五歳から六○歳の労働力人口)に

この史料 (「村方借財返済方仕法」) からは、多種多様な仕事が想定されます。

や雪踏関連業など、多様な職業に従事していたことが分かこの史料(「村方借財返済方仕法」)からは、村人が農業

ど)、成は、これにではないでは、これには、これでは、このは、特定の職業(たとえば斃牛馬処理ない。ます。生きていくためには、当たり前のことですが、こります。生きていくためには、当たり前のことですが、こ

特定の職業(たとえば農業など)に従事することから排除特定の職業(たとえば農業など)に従事している職業がと職業が一対一で対応するような、「従事している職業がと職業が一対一で対応するような、「従事している職業がより分を示す」などというような「身分制度」「身分制社会」などではなかったことを意味します。

(1) 信太明神(聖神社)及び信太郷の村々と南王子村Ⅳ 地域社会における〈身分・差別〉と〈交流・排除〉

代村・中村・太村・尾井村・富秋村・王子村・上村)は、 る役務の負担者として、 ります。南王子村は、信太明神 呼称されることが多かったのは、 (「除地」) を与えられました。 南王子村が、他の「かわた村」などから「しのだ村」と その後、 信太明神 (聖神社) その「境内」域内での集住に始ま しかし、 (聖神社) 南王子村形成の経緯によ から信太郷内に居住地 信太郷七か村 の神事にかかわ £

> ていなかったのです。 南王子村を信太明神(聖神社)の同格の「氏子」とは認め

(2)「信太山境内変死人取片付」一件

宣言です。「変死人取片付」をすれば「穢名」を受けて、「御 村)と南王子村との間で紛争がありました。斃牛馬処理と はない〉が故に「変死人取片付」を拒否するという主張を とみなされるということであり、 う説明をします。「穢名」を受けるとは、すなわち「穢多」 大切之御高御公役・国役等務方へも差響」、また、村人の に、「百姓」であることを根拠にします。いわば、「百姓」 之皮多と者格別 るにあたって、次のように主張します。「当村之儀者、 れを拒否します。南王子村は、「変死人取片付」を拒否す 処理)を南王子村に要請してきたのです。南王子村は、 同様の認識で、信太郷七か村は、「変死人取片付」(死穢の か村(上代村・中村・太村・尾井村・富秋村・王子村・上 る「首くゝり人」の「番并取片付」をめぐって、信太郷七 「人気」にも関わり、 文政九年(一八二六)二月、信太山「明神境内」 御殿御高護持致候百姓ニ候」というよう 村内「取締」にも支障をきたすとい 南王子村は〈「穢多」で におけ

展開します。

3 村方取締と身分規制

奉行所からの意向もあって、六か条にわたる「村方取 に対する行動規制であり、 する課題意識です。そのための村方(村内) 主である一橋家の在地役所 要な課題でした。それは、 ルを如何にして避けるか、 文化十一年(一八一四)二月、南王子村の村役人は、 地域社会において、村人の不祥事や「平人」とのトラブ 身分規制でもあったのです。 幕府の役所である堺奉行所や領 南王子村の村役人にとっては重 (「川口役所」) の役人とも共有 取締は、 村人 締 堺

を決定し、

その旨を堺奉行所に報告します。

その内の一つ

画

平 うことを村人に求めています。堺奉行所の意向を反映して え の条項に書かれていた文言(レジメ七頁)に注目します。 の守るべき身分規範の枠組みでもあったことが分かりま ればなりません。先に説明しました江戸時代の るとは言え、「穢之身分」と書いていることに注意しな そこでは、自らを「穢之身分」として自己規制し、 「平人」に「不束之儀」があろうとも「神妙」に振 「被差別民」〉 という三つの身分層 0 構造は、 〈武家 たと 村役 る舞

> という身分差別の構造になります。 す。ここでの文言を使えば、 〈御武家方 平人— 穢之身分)

触・交流〉と〈隔絶・排除〉 トラブルは起こり得ません。「かわた」と「平人」との、 りません。そもそも、そのような〈接触・交流〉の機会 交流〉の場面でのトラブルを想定したものです。 規制は、 に存在していたということです。 とと「平人」との かで、身分差別の社会は維持されていたのです。 の経済活動は、本来、一つの身分内で完結するものではあ 「平人」との ここで特に指摘しておきたい が存在しなければ、南王子村の人びとと「平人」との 経済活動 〈隔絶・排除〉 (生産・流通・消費) における 〈接触・交流〉 という両面のせめぎ合いのな の前提には、 0 村人へのこのような行動 の機会 は、 地 (場 域 南王子村 社会に 画 ほとん が 〈接触 日常的 お け び Ś

おわりに 一近代社会へ持ち越された課題

ていた戸籍の原稿に、 明神氏子一件」 明 南王子村は、「聖明神氏子一件」 治四年八月二八日 とは、 信太明神 維新政府の役所から提出を求められ 「太政官布告」)公布を迎えます。 (聖神社) 係争中に、 を 「氏神」とし 解

「穢多廃止」が宣言された「解放令」の布告によって、南方・太村・尾井村・富秋村・王子村・上村)が異を唱えた村・太村・尾井村・富秋村・王子村・上村)が異を唱えたて記載した南王子村に対して、信太郷七か村(上代村・中

王子村側の勝利となって終結することになります。

念の人間観)による〈ひとくくり〉の身分認識を肯定してしてきた江戸時代の支配的な観念(特に異種観念・浄穢観しているのは、「かわた」=「穢多」として差別を正当化段之村方」「穢多之汚名」「人外同様ニ落入」の「濫觴」とここで「斃牛解捌肉食をいたし汚穢不厭」を、「別火一ここで「斃牛解捌肉食をいたし汚穢不厭」を、「別火一

を紹介します。

斃牛馬処理に携わらないことによって「平民同様」を実現観念(人間観)を逆に受け容れること、すなわち、今後は「解放令」を契機にして、そのような世間からの支配的なしまうものです。しかし、南王子村の人たち(村役人)は、

しようとしたのです。

南王子村の「旧弊一洗」の切なる願いと行動にもかかわ南王子村の「旧弊一洗」の切なる願いと行動にもかかわた村」においても、近代以降の課題として持ち越らず、近代社会において「平民同様」は実現しませんでしらず、近代社会において「平民同様」は実現しませんでしらず、近代社会において「平民同様」は実現しませんでしらず、近代社会において「平民同様」は実現しませんでしられることになったのです。

※拙稿「身分制度」「身分制社会」などと言う勿れ―江戸時代の身分と身分差別―」(『佐賀部落解放研究所紀要』時代の身分と身分差別―」(『佐賀部落解放研究所紀要』で書いたものです。「講演」の内容を再整理し、「「身分で書いたものです。「講演」の内容を再整理し、「「身分しただければ幸いです。

江戸時代の身分と身分差別

一江戸時代は「身分制」の社会ではなかった-

2022年6月10日 畑中 敏之

はじめに_「解放令」は「何」を「廃止」したのか_

「解放令」(明治4年8月28日 太政官布告)

「穢多非人等ノ称被廃候條自今身分職業共平民同様タルヘキ事」

- ○「近世的な賤民一般の根底的性格であった「人外」「社会外」という差別的規定のうえに立つ賤民制度を廃止」(上杉聰『明治維新と賤民廃止令』解放出版社、1990年)
- ○「被差別身分制を含む近世身分制は基本的に解体」(吉田勉「維新変革と「解放令」」、朝治武・黒川みどり・内田龍史編著『近代の部落問題(講座 近現代日本の部落問題・第1巻)』解放出版社、2022年)

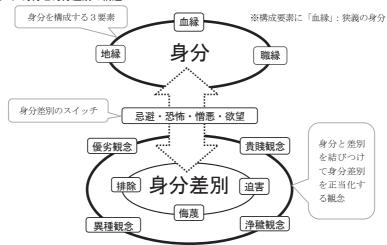
「解放令」が「廃止」「解体」したという「賤民制度」・「近世身分制」とは、そもそも何か?? ※後掲(8頁)の「「身分制度」の一般的な理解―日本史事典の「身分制度」の説明」参照

Ⅰ 身分と身分差別

(1) 身分の定義

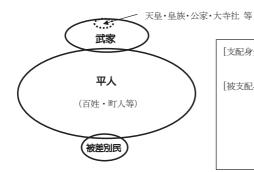
(広義)職業的(職縁)・地域的(地縁)に共通の特徴を有した社会的な人間存在のあり方 (狭義)職業的(職縁)・地域的(地縁)に共通の特徴を有した出自(血縁)による社会的な人間 存在のあり方

(2) 身分と身分差別の構造



(3) 江戸時代の身分差別の社会構造

三つの身分層〈武家 — 平人 — 被差別民〉※



[支配身分]=領主及びその家臣など(治者) 武家 + 天皇・皇族・公家・大寺社等 [被支配身分]=領民(被治者)

平人 (百姓・町人 等) 被差別民 (かわた・長吏・非人 等) 「かわた」・「長吏」…「穢多」と蔑称されていた人たちの自称

- ※〈「御武家方」一「平人」―「穢之身分」〉: 史料用語による〈三つの身分層〉 堺奉行所の意向を反映した和泉国泉郡南王子村(「かわた村」) 村役人の認識(後掲IVの(3) 参照)
- ①「士農工商」という身分制度ではなかった
 - ◆「士農工商」=近世身分制という根強い偏見 「士農工商は、役目・職務・業種によって編成される近世身分制をよく表現している」 (深谷克己『江戸時代の身分願望―身上りと上下無し―』吉川弘文館、2006 年)
 - ◆「士農工商」は、各「職分」(職業的本分)のあり方、治者にとっての「あるべき姿」を示す思想 (イデオロギー):身分序列の社会制度の実態を示すものではない
 - ◆「農・工・商」(農人、職人、商人): **職業**による身分的呼称(出生による身分ではない)
 - ○「農・工・商」に身分的な序列はなく、職業や居住地の変更によって呼称は変わる
 - ○「被差別民」の多くも、従事する職業では「農・工・商」
- ②「武士・百姓・町人・差別された人々」(中学校社会科教科書の記述)という身分制度ではなかった
 - ◆ 「百姓」(村の住人) と「町人」(町の住人): 居住地による身分的呼称、「平人」として同一身分 ○社会的交流・婚姻等に障害はなく、職業や居住地の変更によって随意に「百姓」⇔「町人」 の変更は可能
 - ○狭義の「百姓」=「平人」、広義の「百姓」には農地を所持する「被差別民」も含む

③「生まれによって身分・職業・居住地が固定される」というような「身分制度の社会」(身分制社 会)ではなかった

- ◆「身分制度」及び「身分制社会」の一般的な理解:「国家権力によって設定された政治的差別で、 近代以前の社会(特に封建社会)において、政治的に社会秩序を維持するべく設けられた制度」 「身分は出生によって所属する社会層が決まり、法によって規定され、個人の努力で移ることは 不可能」(後掲8頁の「旺文社日本史事典」)
- ◆江戸時代が「構造的な身分差別の社会」であったこと、そして、政治権力が、そのような身分差別を利用して身分にかかわる政策を施行したことは間違いない。しかし、この逆ではない。すなわち、政治権力の身分政策によって「構造的な身分差別の社会」が誕生したわけではない。
 - ※「江戸時代は身分制度の社会であった」という説明と「「部落」は政治がつくった」(「政治 起源説」)などという考え方は、同様の間違いである。
 - ※領主単位で展開される身分にかかわる政策は、場当たり的に繰り返される対策(対症療法)であり、「制度」を構築するというような首尾一貫したものではなかった。
- ◆「構造的な身分差別の社会」≠身分制度の社会:「身分は出生によって所属する社会層が決まり、 法によって規定され、個人の努力で移ることは不可能」(「旺文社日本史事典」)な社会
- ◆三つの身分層(「武家」「平人」「被差別民」)の各身分層の内において、個々の身分を隔てている ハードルは生まれによって固定されているものではなく、職業や居住地の変更等の通常の条件獲 得によって変更可能であり、生まれによる職業や居住地等に一生縛られているわけではない。
- ◆「武家」と「平人」の身分層を画するのは領主と領民という封建社会の政治的支配・被支配の関係である。「平人」と「被差別民」の身分層を画するのは、身分差別を正当化する異種観念や浄穢観念等に基づく構造的な社会関係であり、制度によって画された関係ではない。〈三つの身分層〉の全体構造(枠組み)に変更を求めることなく、個別に特別な条件を獲得することによって、「武家」と「平人」、「平人」と「被差別民」の各身分層を越えることは不可能ではなかった。
- ◆「平人」「被差別民」身分層における個々の**身分と職業**は必ずしも対応(一致)しない 身分を構成する三要素(地縁・血縁・職縁)の内、職業(職縁)は、(身分)本来の成り立ち において必要不可欠な構成要素ではあるが、あらゆる職業が一対一で特定の身分に対応してい たわけではない。たとえば、農業(農地所持・農業経営・農作業)をはじめとする多くの職業 は、「平人」「被差別民」の双方が従事していた。「かわた」身分の専業と見られがちな雪踏産業 (雪踏の生産・販売等)においても「平人」(町人)が従事していた。

また、人びとが身分(狭義)の成り立ちに関わる職業(職縁)を異にしても、その身分が地域や世代を越えて維持・継承されていくとき、地縁や血縁が大きな役割を果たした。

◆「被差別民」の居住地が身分標識となり得るのは地域限定のことであり、また風俗(服装・行動様式)等が身分標識になり得るのは、権力による身分規制(風俗規制・行動規制)が有効な場合。

Ⅱ 身分を越える雪踏職人―大坂(「平人」の町)と南王子村(「かわた村」)―

※以下(Ⅱ~おわりに)は、和泉国泉郡南王子村(「かわた村」)の事象を対象にした分析

(1) 大坂(「平人」の町) から南王子村(「かわた村」) へ

せ御加え下さるべく候、 その御村新次郎方へ同家に引越申したき由申し出で候につき、寺送り相添え、 ·内人別帳面相除き、送り一札差し出し候間、 摂州大坂嶋之内南毛綿町加島屋利兵衛忰虎吉、当巳弐拾八才に罷りなり候者 **八別送り手形の事** 人別送り一札、 弘化二年巳四月 王子村 御役人中 仍而件の如し 是迄の義につき、当町内に於て少しも諸かゝり合等御座 以来その御村人別帳面に御書き載 (『奥田家文書』 第四巻) 摂州大坂嶋之内 南毛綿町 所命 当

※「人別送り手形」とは、江戸時代の正式な転籍届。居住元の役所(「摂州大坂嶋之内南毛綿町会所」)から転籍先の役所(「(南) 王子村御役人中」)宛に作成された書類。大坂の「加島屋利兵衛忰虎吉」(「平人」)が、泉州(和泉国)の南王子村(「かわた」身分のみで構成する「かわた村」)に正式に転籍したことを示す史料

- ① 虎吉 (寅吉) は、「職稼」のために南王子村に転入
- ② 虎吉は、「親方」=新治郎(転居先の 雪踏商人)の下で 雪踏職人として 10 年季の「奉公稼」
- ③ 虎吉は、何故この時期に転籍の手続きをしたのか

「奉公稼」年季中に南王子村にて結婚

→ 年季明け後の転籍(定住)決意か

(2) 南王子村(「かわた村」)から大坂(「平人」の町)へ

南王子村五兵衛忰亦次郎:明和9 (1772) 年3月に大坂市中での7か年以前からの奉公が露見 「鹿白皮張薫之仕事」 (鹿皮関係の仕事)

介在した人物……南王子村の五兵衛(亦次郎の親、雪踏関連の商人)、安兵衛 大坂の高津新地壱丁目伊丹屋源兵衛かしや(借家)泉屋次兵衛

Ⅲ 身分呼称と斃牛馬処理と村の生業構造

(1)身分呼称—「かわた」と「穢多」—

- ① 南王子村から領主ー橋家の在地役所(和泉国泉郡府中村「府中役所」・大坂「川口役所」)宛の書類において肩書等に「穢多」称を使用しない、「かわた」称もほとんど使用せず
- ② 南王子村から幕府の役所である大坂町奉行所、堺奉行所宛の書類において肩書等に「穢多」称を使用する場合が多いが、必ずしも義務付けられていなかった
 - ➡ 領主や幕府の役所への提出書類に「穢多」などの身分呼称記載が必ずしも義務付けられていない
 - ⇒ 「穢多」称の使用を忌避する南王子村の明確な意思、可能な限り(許容される限り)において、「穢 多」称は使用しないという意思
 - ⇒「穢多」は、差別によって社会的に強制された身分呼称であるが、制度的(公的)なものではない
- ③ 「かわた」称は、強制される「穢多」称を拒否する際に、その対抗手段として使用される「自称」

(2) 斃牛馬処理と身分認識

- ① 斃牛馬処理(斃牛馬の無償取得・解体処理・販売)と「かわた」身分の成り立ち
- ② 南王子村の斃牛馬処理の圏域

「泉州三郡ニ而凡弐百三拾余之村」: 和泉国大鳥郡(南部)・泉郡・南郡(北部)に 230 余の村

③ 南王子村「番郷帳元」等の斃牛馬処理に対する認識(19世紀以降、幕末期) 天保9年11月、「番郷帳元」1名・「番郷惣代」3名・「買仲ケ間」16名が、村役人(庄屋・年寄中) に提出した「番郷・買仲間取極書」(『奥田家文書』第12巻)

(前略) 右獣類死躰之類、<u>穢村之家業</u>と者乍申、一段村方慎ミ方第一之儀ニ付、厳敷取締仕置候 ハ而者、一村之穢名詰ル処、村方衰微之基ニ相成、 御上様江対し奉恐入候儀ニ付、何事も村役 人共篤と相考候上、左之通ケ条取締仕置候、(後略)

④ 南王子村における「斃牛馬処理」関連業の従事者(近世後期、19世紀以降) 「死牛馬取捌仲間(番郷)」+「死牛馬獣類買仲間」+解体処理や販売の実務に雇われていた人たち = 全戸数の約2~3割程度

(3) 南王子村の牛業構造

①南王子村全体の年間生活費の支出と生業による収入の見積もり

「村方人別」1780 人、総支出:銀474貫192 匁、総収入:銀422貫450 匁 ※356 戸(1793 人): 嘉永2 年 3 月付「南王子村宗門改帳」(『奥田家文書』第 3 巻)

②総収入見積もり (銀 422 貫 450 匁) の内訳

◆「作徳」:農業経営による収入──15.5%米・麦・菜種 770 石 (70 町歩、一反:一石一斗) =銀 65 貫 450 匁 (一石:85 匁)※村高 (146 石余)と出作高(約 500 石)と小作高(約 130 石)

◆「稼代」: 1150 人 (15~60歳の労働力人口) の稼代──81.7% 銀 345 貫目 (1 人 1 日 1 匁・300 日分の稼)

主要な三つの「稼」: 雪踏関連業の稼・近隣農村での農作業の日雇・その他の日雇

- 「草場徳」: 斃牛馬処理にかかわる収入──0.7%銀3貫目(「壱ヶ年二数六拾と見て壱日ニ付五拾匁ツゝ」)
- ◆「入場徳」:「入場(入所)」(「草場」に準じる圏域)の村々での「貰」による収入──2.1% 銀9貫目(大晦日~正月の12日間に銀6貫目、盆・まつりの5日間に銀3貫目)

Ⅳ 地域社会における〈身分・差別〉と〈交流・排除〉

(1) 信太明神(聖神社)及び信太郷の村々と南王子村

- ① 南王子村が他の「かわた村」などから「しのだ村」と呼称されることが多かったのは、南王子村形成の 経緯による。南王子村は、信太明神(聖神社)の神事にかかわる役務の負担者として、その「境内」域 内での集住に始まり、その後、信太明神(聖神社)から信太郷内に居住地(「除地」)を与えられた。
- ② 信太郷7か村(上代村・中村・太村・尾井村・富秋村・王子村・上村)は、南王子村を信太明神(聖神社)の同格の「氏子」とは認めていなかった。

(2)「信太山境内変死人取片付」一件

- ① 1826 (文政 9) 年 2 月、信太山「明神境内」における「首くゝり人」の「番并取片付」をめぐって、信 太郷 7 か村 (上代村・中村・太村・尾井村・富秋村・王子村・上村) と南王子村との間で紛争
- ② 繁牛馬処理と同様の認識で、信太郷7か村は、〈死穢の処理〉を南王子村に要請

- ③ 南王子村が「変死人取片付」を拒否する理由
 - ◆「当村之儀者、外之皮多と者格別 御殿御高護持致候百姓ニ候」という「百姓」宣言
 - ◆「変死人取片付」をすれば「穢名」を受けて、「御大切之御高御公役・国役等務方へも差響」、また、 村人の「人気」にも関わり、村内「取締」にも支障をきたすという説明
 - ◆「穢名」を受けるとは、すなわち「穢多」とみなされるということであり、南王子村は〈「穢多」ではない〉が故に「変死人取片付」を拒否するという主張

(3) 村方取締と身分規制

1814 (文化11) 年2月、南王子村の村役人は、堺奉行所からの意向もあって、六か条にわたる「村方 取締」を決定し、その旨を堺奉行所に報告(「文化十一年二月 村方取締請書」『奥田家文書』第4巻)。

(前略) <u>御武家方之儀ハ不及申、在と町家江対し、一切無礼法外之儀仕間鋪</u>、村中男女子供ニ至迄、 急度相守可申候、<u>穢之身分ニ付、平人与間近応対あるひハ立交候様之儀致、迷惑候儀候得ハ、猶更差</u> <u>扣、縦令平人ゟ不東之儀有之候とも、其席ハ神妙ニ致し罷帰り、難捨置儀ニ候ハゝ、村役人江相達、 差図を請候様可致候</u>、無其儀、却而為困可申抔与、多人数又ハ四五人も申合罷越、理不尽ニ平人宅江 入込、相手二不成儀見込、重高法外之儀、決而致間鋪事(後略)

おわりに―近代社会へ持ち越された課題―

- ◆「解放令」(明治4年)以降、南王子村は〈斃牛馬処理に携わらないこと〉を村の規定とする
- ◆1873 (明治 6) 年 10 月、村役人 (旧庄屋・年寄及び旧組頭) は、その規定に違反した村人を堺県に告発するに至る。その際の同年 10 月 14 日付「御歎願書 (控)」(「明治 6 年 10 月 伝染病牛馬不取扱嘆願書」『大阪府南王子村文書』第5巻)

(前略) 斃牛ニ相携候儀忌嫌候始末、左ニ奉申上候/一、当村之儀者元々別火一段之村方ニ有之候、 此<u>濫觴何故なれハ、斃牛解捌肉食をいたし汚穢不厭ゟ</u>自然と卑下し、依去卑視しられて<u>穢多之汚名を</u> 発し、終ニハ人外同様ニ落入罷在候処、今般之 御聖徳ハ新平民之身ニ取テハ、天地開闢以来ノ吉辰 (中略) 弐千余百人之其中ニわづか三、五人之不心得を以、一村之汚名を発し旧弊一洗不成段、村中 一同相挙而愁歎仕候(後略)

※「身分制度」の一般的な理解

身分とは国家権力によって設定された政治的差別で,近代以前の社会(特に封建社会)において, 政治的に社会秩序を維持するべく設けられた制度

経済的な差別で、移ることも可能な階級とは異なり、身分は出生によって所属する社会層が決まり、 法によって規定され、個人の努力で移ることは不可能である。日本においては邪馬台国(やまたいこ く)の大人(たいじん)・下戸にすでにみられ、氏姓制度や律令国家の官人、良・賤の別などが定め られている。鎌倉・室町時代にも武士の進出という過渡期で明瞭ではないが、身分の別は存在した。 江戸時代には支配階級の身分として「士」があり、その下に農・エ・商を設けて身分制度は完成した。 さらに公家・僧侶・賤民などを設け、それぞれさらに細かい身分階層に分けられて、勝手にかわるこ とはできなかった。明治維新で四民平等となったが、皇族・華族・士族・平民が存在した。第二次世 界大戦後の新憲法でもごくわずかの皇族が残っている。

(『旺文社日本史事典 三訂版』、2000年)

〈参考文献〉

畑中敏之『近世村落社会の身分構造』(部落問題研究所、1990年)

畑中敏之『「部落史」を問う』(兵庫部落問題研究所、1993年)

畑中敏之『「部落史」の終わり』(かもがわ出版、1995年)

畑中敏之『「かわた」と平人 -近世身分社会論-』(かもがわ出版、1997年)

畑中敏之『雪踏をめぐる人びと ―近世はきもの風俗史―』(かもがわ出版、1998年)

畑中敏之『身分・差別・アイデンティティー「部落史」は墓標となるか―』(かもがわ出版、2004年)

畑中敏之『身分を越える ―差別・アイデンティティの歴史的研究―』(阿吽社、2014年)

畑中敏之「〈身分〉〈差別〉の歴史研究の意義と課題」(『部落解放研究』第206号、2017年3月)

畑中敏之「〈南王子村の歴史〉研究が明らかにしたこと — 「奥田家文書」の研究史的意義—」(『日本史研究』第 670 号、2018 年 6 月)

畑中敏之「〈身分・差別・観念〉の構造 —「〈身分〉にかかわる意識調査」をもとに考える—」(朝治武・谷元昭信・寺木伸明・友永健三編著『部落解放論の最前線—多角的な視点からの展開—』解放出版社、2018 年)

畑中敏之「かくす・あばく・かくさない —「被差別部落」にかかわる情報の公開をめぐって—」 (『佐賀部落解 放研究所紀要』第37 号、2020 年3 月)

畑中敏之「身分呼称「元穢多」の成り立ち ―「解放令」以後の社会へ―」(全国部落史研究会紀要『部落史研究) 第6号、2021年3月)

畑中敏之「近世社会の身分と身分差別」(朝治武・黒川みどり・内田龍史編著『近代の部落問題 (講座 近現代 日本の部落問題・第1巻)』解放出版社、2022年3月)

― 南山城相楽・綴喜二郡を事例として ― 中世非人宿と近世夙村

吉 田 栄治郎

と書いていますが、実際には相楽・綴喜に限らず南山城今日の講演のサブタイトルに「南山城相楽・綴喜二郡

に触れてまいりたいと思っています。 大和全域、五畿内に渡り、今分かっている夙に関すること

いいたします。
中心にお話しして行きたいと考えています。よろしくお願中心にお話しして行きたいと考えています。よろしくお願め、今日はこの問題を題しておりますが、両者の関係をどう見るのかということ題しておりますが、両者の関係をどう見るのかということまた、メインタイトルでは「中世非人宿と近世夙村」と

はじめに―なぜ夙研究が求められるのか-

げます。 まず、なぜ今夙研究が必要なのかということから申し上

あるということです。そうした認識を前提に夙研究の成果意して見直さなければなりませんが、その一つに夙研究がめの限界です。この限界を突破するには被差別民全体に配きたため被差別民の全体像を見ようとしない、見えないた限界を持っています。大変失礼な物言いになるのですが、現在まで行われてきた部落史・部落問題研究は明らかな現在まで行われてきた部落史・部落問題研究は明らかな

と今後の課題をまずお話し申しあげます。

を指述してきた要うの方とになっている世界」に という事をよくご存じだと思います。被差別民は実は多様だ さことをよくご存じだと思います。被差別民は実は多様だ という事をよくご存じだと思います。被差別民は実は多様だ という事をよくご存じだと思います。被差別民は実は多様だ という事をよくご存じだと思います。被差別民は実は多様だ を推進してきた教員の方々です。そういう多様な被差別民 などの古い歴史を持つ地域の住民は、差別を受ける被差別民

私の夙研究の目的の一つになっているのです。 限界があるわけですが、この状況をどう変えていくのかがをにおける同和教育では部落問題と切り離し、「知らないだにおける同和教育では部落問題と切り離し、「知らない

都部落問題研究資料センターの前身の京都部落史研究所でり上げ、研究が重ねられてきました。近年になってこの京穢多以外の被差別民のことは古くから多くの研究者が取

を集めて執筆しました。

『京都

の部落史』

以上の通史は

追随する人が 取り組みがなかったため広がりを欠くことなりまし めて正 かと考えて なかで旧穢多以外の被差別 料 0 題研究者に与えました。 歴史像を丁寧に描 年表ふくめ全一〇巻) うと語弊がありますが、 面 から書かれ 、ます。 ほとんど現れなか 通史の たのですが、これ か れています。 しかし、 なか に被差別部落民以外の被差別民 民が記述対 つたの .に声 『京都の部落史』 残念ながらこれに続く 聞 戦後はじめて部 っです。 は大きな衝撃を部落 師 象なったのでは や夙や非人宿 0 理念に た。 落 ない :史の が 誰 初

した。

私たちはその中で部落史・

部落問

題

研究の限界に

触

れ

7

師

岡

佑行

先生や山本尚友さんたちが

『京都の部

落史

(史

民 世 ました。 員だった私が赴任し、 委員会内 差別民に取り こうした状況を見ながらですが、 0 年に 夙 寄せを行う巫女などについ ようですが大和 に同 『奈良の被差別民衆史』と題した歴史書をまとめ 体処 組 中で旧 ご和問題史料センターが作られ、 理 んで行きました。 12 穢多以外の中世 カン 万歳と呼ば カコ わ 四年の準備期間をおいて、 る隠亡 て当 れ る祝福芸を行う被差別 九 (烟亡)、 0 奈良でも部落以外 九五 一時可 非人宿、 能なか 一年に奈良県教育 京都に 高等学校 あるい >ぎり は $\frac{-}{\bigcirc}$ の史 見ら は近 の教 の被

持

これが 難し 民を取り上げ、 く求めてくれましたので何回か改版を重ねることに か カ 0 なりよくまとまったものになり、 たのですが、 自画自賛することをお許しい とりあえず時代ごとに多様 好 ただけ 評 : で 県 な 被差別 なりま れ ば が

さんい 時代に るという大富豪がい は昔の家を置い すと豊かな住民がいるのです。 かったと考えました。 被差別部落に見られたものでなかったということを正 多いと思いますが、 行きました。 でしょうが、 たでしょうし、 ら指摘したのです。むろん、 つ住民とか、 たのです。 かけて被差別部落のなかに貴族院 集落全体としての 京都でも特に山城南部では大和と同 ているだけで、 貧乏な住民は部落 今もその子孫 郡最大の大地主とか、 貧困や低位や劣悪な生活 るのです。 南山城の 個 別 貧困 相楽 実際には芦屋などに 奈良でも明治 の多くは の貧困や低位 0 中にか は 綴喜の二 議員 般的 そういう方がたく 大富豪で、 なり 環境は .. の に 住 万. 代か 郡 は 選資 見 様 W ら大正 行 b で 0 きま れ VI あ 面 例 な た カン が 0

困 劣悪な生活環境などは被差別部落に広範に

たということです。何かあるとそれは政治の問題だ。 究はすべての問題を政治と経済の問題に置き換えてしまっ し込めてしまったわけです。 問題を貧困 究では都 顕著な特徴だったのです。しかし、 市と農村との差違に考慮することなく、被差 ・低位・劣悪の問題、つまり政治経済問 要するに部落史や部落問 部落史や部落問 題 それ 題研 12 別 題 押 衍研 0

は

確

認できないのです。そうしたことは都市における部落

究者のほとんどすべてが、部落はなぜ貧困・低位・劣悪な

かについての究明に力を尽くされたわけです。

は経済の問題だということで、

当時

の部落史や部落問題研

県は大阪府に合併されていましたので大阪府下の をやってい 究に取り組んでいました。 いうことになりますが、 に対して感覚的に反感を抱くことになりました。 の大社の祭祀組織の研究をやっていました。そういう研究 もともと私は部落問題を研究対象にしていたわけではな 0 郡ごとに分かれて一五冊ありましたが 地下に一八八二 (明治一五) ると部落が如何に貧乏であるかを証明する研究 大学院時代や教員になってしばらくは神社史研 その大和国の小学校就学台帳があ 奈良の石上神宮や広瀬神社など 年の、 当時 大和国と 例えば、 (大和国 は 奈良

低位・劣悪な生活環境はさほど確認できなか

0

部落史や部

もう一つは、先ほど申し上げましたように、

九五年の の研究は 落のほうが明らかに高いという結果が得られたのです。 調べたのです。するとなんと当時の大和国では就学 県庁の地下から史料センターまで借り出し、 には当時一五郡ありました)、 いた時これは何かの間違いだ、このまま出したら同和教育 『研究紀要』二号に登載されましたが、最初 「大和国における小学校就学状況」と題して一九 史料センターの初代 年間 '所長が カュ け に聞 が で

究を見ていたのですが、明確な都市のない奈良では貧困・や解放運動の関係者から批判を受けると考え、もう一度みや解放運動の関係者から批判を受けると考え、もう一度みや解放運動の関係者から批判を受けると考え、もう一度みや解放運動の関係者から批判を受けると考え、もう一度みや解放運動の関係者から批判を受けると考え、もう一度みや解放運動の関係者から批判を受けると考え、もう一度み

見当は付きました。 です。 ことは分か なったとおっしゃるのですか」と申し上げたら、 は が です」とい 歳と呼ぶ祝福芸能を行う集落が二か 落 今なお強い差別を受けているではないですか。 有名な先生に 研究をされている当時 るけれど上 分かっているし、 いる奈良県生駒郡安堵町には差別を受ける集落 部落の 治知り、 . の ようが、 「先生、 か所と隱亡と呼ぶ遺体処理に関わる集落が 穢多以外の被差別民は 上とは 問題しかやらないのですか。 題が か 上がその 奈良では旧穢多以外の被差別の集落 つ差別をしてい 認めようまいがやらなければいけない っている」「そういう被差別の集落がある 誰 ありまし さらに ろい のことかは 研 深刻な差別を受けているのも分か 究を認めないんだ」とおっし ろ教えて頂きました。 解放! た。 カン 「私の住む町ではその存 私が 聞 るわけです。 同盟と非友好的な組織に属 研究の対象外で、 かなかったですが、 研究である以上、 研究を始め 所 またなぜ差別は な 都合四 た頃、 0 ある時その 取り上 K 何故 私の 在をみ カ .が被 が一 カン だ 水平 のと違い およその B 「そんな 所 杯あり、 ってい れ 先 あ 所 差 住 げ 0 のは 先生 たの なく 生方 んな るの 別部 んで した 社の が な 認 万

です。 重ねていく必要があると思ったわけです ばれる陰陽師、 だわってしまうのか、 旧穢多の問題だけを考えていては乗り越えることの ますか」 のは嫌なのかどうか分かりませんけれど、 壁にぶつかるわけです。 参加者の皆さんも分かっておられると思い と言った記憶があります。 万歳 それ以外の被差別 巫 (みこ) についてとに それでもなぜ旧 みんな分か 民 協多の 夙、 0 間 か 歴代 題 つ く研 間 7 |組と呼 題にこ 触 V る れ る

題

研

究と呼ん

だがため

の必然なのでしょうが、

江

Ħ

時

ます。 が家を継 長男は家を継ぎたくない 三人兄弟の長男は東大、 も現在も優秀な人がたくさん出ています。 くる非常に大きな被差別部落があります。 思っていました。 切り離さないことには問 の下の京大やから家を継 番下の弟に 部落差別と貧困、 末弟は大阪大学工学部大学院を出て家を継いだとい 私 げ の住む安堵町 と言 お前 部落の 低位 結局末弟が家を継ぐことに 阪大やろ、 に げ」と言い、 から次男に 次男は京大、 В 中には非常に豊か 題 . の 鎌倉 問題、 0 本質が絶対に見えてこな 時代の法隆 京大より下やか 劣悪な生活とい 三 俺は東大や、 京大卒の弟は 一男は そ な家が あ るお宅 阪 Ò 0 部落 大へ 記 録 う問 5 沢 では おまえ 行っ :は過: お前 12 山 出 あ 題 去 を た ŋ

た。

い、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことで活躍する人がたくさん出ています。しかし、彼等も強い差別を受けています。実際その周辺に住んでいる者の感覚とすれば、できたでしょう。しかし、プロトタイプというのでしょうが、農村部落の多くにそんな事態は広範には起こっていなか、農村部落の多くにそんな事態は広範には起こっていなか、農村部落の多くにそんな事態は広範には起こっていなか、農村部落の多くにそんな事態は広範には起こっていなか、農村部落の多くにそんな事態は広範には起こっていない、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっていたとしても戦後の混乱のなかでのことではい、起こっています。

を陸軍大学校を出て、最後は陸軍少将として予備役に編入るととないのと違いますか。頑張ったら上等兵にもなれるなことないのと違いますか。頑張ったら上等兵にもなれるなことないのと違いますか。頑張ったら上等兵にもなれるし、軍曹にもなれるんと違いますか。頑張ったら上等兵にもなれると、「部落のオッちゃん」から聞かされるのです。「いやそんが当然そんなことはないのです。奈良には陸軍士官学校かが当然そんなことはないのです。奈良には陸軍士官校かが当然そんなことはないのです。奈良には陸軍士官校かが当然そんなことはないのです。奈良には軍士官学校を出て、最後は陸軍少将として予備役に編入るいかという思いがあるわけです。

身者は会社で出世できない」というのことが常識になり、 世界では「部落出身者は大企業に就職できない」「部落出 です。当時、私がこの問題の研究に入った頃の同 たなら陸軍や海軍の将軍になれるということは明らかなの **うが、優秀で、機会があって、運に恵まれて、学歴** 優秀ではなかったのでしょう。 たのです。彼の弟は陸軍大佐で終わっていますが、 之助」と書くくらい蒋介石を悩ませ、苦しませた軍 関に属したようですが、蒋介石が日記に「憎っくき松井 され松井源之助という非常に優秀な軍人がいます。 「歴史的にそんなことはなかったですよ」と言っても、 部落出身であろうが .和教育の があ なかろ 兄ほど 諜報機 誰 0

低位一色で塗りつぶされるものではなかったのです。貧困・出てくるほどの有名人です。日本社会学の父と言われる人出てくるほどの有名人です。米田博士を例に京都帝国大学の教授で部落出身者がいるじゃないですかと言うのです。この人は奈良県の部落出身で京都帝国大学の文学部学の教授で部落出身者がいるじゃないですかと言うのです。また、京都帝国大学の米田庄太郎教授、どんな辞書にもまた、京都帝国大学の米田庄太郎教授、どんな辞書にもまた、京都帝国大学の米田庄太郎教授、どんな辞書にも

も耳を傾けてくれなかったのです。

低位・劣悪は部落差別の本質的な要因ではないということ

をどう変えていくか。 そうした認識を変えない限りだめだと考えたのです。 や部落問題の研究はこれ以上積み重ねても何も見えてこな のはそういうことであるわけです。結局これまでの部落史 はじめたのです。 治や経済の問題から切り離して捉え直すために夙の研究を によって切り替えていこうとしたのです。 に作られた貧困・低位・劣悪が部落差別の本質だという、 こうした認識をふまえ、 史料はあっても正当に評価されない、 「なぜ夙研究が求められるのか」 私は夙や、万歳、 陰陽師などの研究

部落差別 の本質に迫るため、 無前提に政治的 という それ 政 認できるだけです。 れません。しかし、

1 夙とは何者なのか

夙とは何者なのか。これが 本日の本題の一つです。 レジ

頁の①を見てください。

とはないのでしょうけれど明確に確認できるものはない 丹波・近 近 か 世の夙は五畿内 ~国で 江 確認され 播 磨・淡路 てい (山城 ます。 伊賀 大和 それ以外の 紀伊の畿内周辺あわせて 摂 津 地 河 域 內 にも 和 な 泉 いこ ٤ . の

> です。 わせて史料で確認できるだけで一〇〇か所程度の存 う少し厳密に調査すれば様々な地域で確認できるのかも は関西では穢多といわれる長吏の集落がありますか も夙だと思える被差別の集落が存在します。 相模、 あるいは武蔵などへ行きますと、どう考えて 今のところ五畿内と周辺の六か 相模、 武蔵に 玉 確 あ

二か国でだいたい全国の半分くらいになるようです。 確認できています。大和と山城で五○か所ですから 大和では今のところ分かっている限りで二六か所の集落が 今のところ二○か所くらいは確認できるということです。 ども史料上出てくるので実際はもっとあると思い 所史料の上に出てきます。 ら大津へ抜ける街道があるのですが、その街道沿 実際にはもう少しあるだろうと思います。 山城では二〇か所くらいはあると考えられ また、賀茂川沿いや桂川近くな 京都市 1 、ますが、 0 ・ます 1/1 Щ が カ

てきたのでかなりのことが分かってきました。 おられます。 山城の場合は 京都部落史研究所の山本尚友さんが何本か論文書 大和の場合は私がここ二〇年位ずっと研究 「京 が都の 部落史』に丁寧に書かれてい あとの地 ・ます 7

は研 実際の数はもっと増えると思います。 究がほとんど行われていないので分かってないだけで

正解で、大きく分けて四つくらいの説がありました。 うことですが、江戸時代から世間ではかなり関心を持たれ ていました。しかし、はっきり分からなかったというのが 次に②です。 夙の起源、 夙とはいったい何者なの かとい

戸(しゅこ)」と「夙(しゅく)」の読みがよく似ていると ていたかどうかも分かりませんし、この説は要するに は成り立たないと否定しています。「守戸」が差別を受け そんなはずないではないか」とこの説を批判し、こんな説 に残っているのか。 千年もの時代をそのまま越えて奈良時代のものが江戸 になっていました。 ためにその周辺に「守戸」というものを置くのですが、 未熟な江戸時代に作られた説にすぎないと見ています。 いうことから来ているだけのようです。これは研究全体が 次にb 一つはaの「守戸起源説」です。これは古代に陵墓守る 「守戸」の子孫だという説で、江戸時代には議論の中心 巫祝起源説」があります。 他はみんななくなっているのに夙だけ 柳田國男が彼らしい言い方で「およそ 「巫祝」というのは 時代 守 そ

占いをする一種の陰陽師ですが、この「巫祝」の「祝(しゅ

ないものだと証明するために学者に金を出して『振濯録

祝 く)」と「夙 れも一見冗談かと思えるような説です。 の要素を発見することは困難です。 (しゅく)」が一致するからという説です。 実際に夙村に 巫

緒に大和にきた出雲国の埴輪づくりの集団の子孫が 禰が殉死者を救うために埴輪を作った、 c の 「土師部起源説」 ですが、垂仁天皇の時代に野見宿 その野 南山 見宿 城と大和 た のは に唱え 夙だと \mathcal{O}

世の中に自分たちへの差別が冤罪であると分 夙の遠祖とした説を巧みに広げた

が、 を書き現した岡本通理という国学者を支援し、もしこの本 ます。彼は当時大和最大級の大地主、 かれば、 が出来上り、 知られた大地主・大富豪で、『振濯録』という夙の由緒書 のです。その策略家は米屋利兵衛という大和子国内でよく め野見宿禰を貴種とし、 夙村にかなりの策略家がいて、自らへの賤視を取り除くた 始められたことが明らかになっています。 んなに古いことではなく、江戸時代中期から本格的 倒的に支持されました。しかし、この説が生まれ いう説です。この説は京都や奈良などでは明治時代以降圧 それでも差別を受けました。 私は全財産を失ってもなんの悔もないと書い 彼はその差別が 大富豪だったのです てい

6

が

支持を受けるように

なっ

たのです。

以

上のように a~

cはかなり怪しい説で、

さほどの信頼

を編纂させたのです。

濯

の中で
この

「土師部起源説」

が説

カュ

ñ

るわけ

説

が

たのです 衛の策謀どおりこれが当たり、 行を主張しているのです。 なったと主張するのです。 想だから身代わりに埴輪を作った、だから元々貴種だ バスヒメ)が亡くなった時に殉死する人がいてそれ なものです。 ながら書いていた程度のものだと思います。 です。たぶん作っている人もこんなので通るの そのことが次第に忘れられていって、今のように賤に 野見宿禰 が垂仁天皇の皇后の日葉酢媛 荒唐無稽の説ですが、 貴から賤へという、そういう移 世間に支持されることなっ 実にい か 米屋 なと が 命 1 つった 思い 利兵 可哀 加減 É

か であることを認めさせようとしたのですが、 あらゆる方法を使って土師部起源説を流布させ、 対 まな方法で「土 の闘いを重ね 米屋利兵衛は奈良県葛上郡の夙村の住民ですが、 治初年にかけて南山城や大和に土師部 師部起源説」を世間に広げました。 幕 府巡見使に に訴え、 奉行所に訴えるなど その結 末裔由緒 夙 が貴種 差別反 さまざ 果 が広 幕末

> ます。 非人宿が夙の原型だとい と通じます。ですから、 な説があります。 在の被差別民は全部この非人宿から分かれたという大雑把 ことになっています。これには色々批判もありますが 非人と呼んだのですが、 る集落を離れ 時代の学者たちも 多分今の研究レベルでは正解だろうと思っています。 人宿とは貧困や病気 を置くことはできませんが、 非人宿の「宿」 (あるいは追われ) た人々、そうした人々を 夙も非人宿から発生したと考えられてい 「非人宿起源説」を支持しています。 は (ハンセン病など) によって住んでい 「シュク」とも読み、「夙 5 非人が住んだ集落が非人宿とい レジメのdに書いていますように 非人宿起源説 最後のd「 「非人宿 が正解だと当 起源 現 5 戸

南山 ŋ ^明らかになってきています。 ③に書きましたが、その非人宿から始まった夙ですが 城の相楽・ 綴喜二郡と大和に限れば、 その実態がか

面考えてよいと思います。

姓 排斥を受けていました。 言って差し支えないと考えていますが、 0 まずaですが、 扱いが蔑視 賤視• 周 辺の 百姓か 排斥といえるかどうかの問 絶えまなく差別 ら非 常に 夙に対する が 強 起こってい 蔑 視やや 題が 賤 たと あ

あります。 でに先に申し上げていますが万歳が二か所、 ります。 部落はむろん万歳・隠亡も蔑視・賤視・排斥を受けて 私の住んでおります町に被差別部落が一か 部落以外に三か所の差別を受ける集落がありま 隠亡が一か所 が、す

す。

それ以外の集落の人たちと喋っていて、それ以外の集落の 士が数多く出ています。ところがそこの集落の人たちが、 ています。 いますが、 町会議員や町の幹部など、そういういわゆる名 それらの集落からは地域の有力者がたくさん出

人がたとえば何気なしに「お前らの村は」っていいます。

やないか」、「その次にもう水入ったか、田植え終わったか」 るのです。「お前らの村ってどういうことや、それは差別 聞 のです。そのつもりで「お前らの村は」って聞くのですが、 今の時期だったら「お前らの村、水入ったか」と聞きたい がれた側では「それどういうこっちゃ」と直ちに反撃す

と聞くつもりやったと言っても、「いやそんなことはない」

センシティブな問題があって、今もなおそうした感情的な ル じゃない」という争いがおこるのです。むろん、そのレベ 『お前らの村は』ということ自体が差別やないか」と激し 0 諍いはその場でおさまるのですけれど、 言い争いが起こるのです。「差別や」、「そう 背後に非常に

> 百姓から強い蔑視と賤視や排斥を受けたという時、丁寧に 対立を引き起こすのです。だから江戸時代において周辺の つずつ見ていかないといけない問題なのだと考えてい

んが、③のaの問題はこれからも被差別民をめぐる課題と 夙と言っただけじゃないかということになるかもしれませ 史料によく出てくるのは夙と賤しめるという問 題 です。

して残っていくと思い

、ます。

どの領主からは一般の百姓と特段異なる扱いは受けてい るような例もありました。 かったということがあります。むしろ、苗字帯刀を許され それからりですが、幕府や大名や旗本、あるい 山城では確認できていないので は寺社な

す。 することもありました。 夙村の人を無足人という郷士、 かったということなの てています。それは郡山藩が経済的に困窮して献金がほ ますが、彼らに苗字帯刀を許して一種の郷士として取 すが、それらの夙村の上層部、 すが、大和では、例えば郡山藩領には夙村が五か あるいは庄屋全体を束ねる大庄屋に かも 旗本領では地代官にも任命して 知れ 村役人層ということになり 在村武士に取 ない のですが、 夙村 の住民を任命 り立ててい 藤堂藩でも 所ありま り立 ま

摘していますが

夙村の豊かさは今もそうです。

皆さん ことを

では周

辺村々と

比較して非常に

カン

な村が多い

す。

すが丁寧に探せば多分同じものがたくさん検出できると思 使っています。 能だからどんどん登用し、 からと領主は差別していません。 治的な能力もっているからですが、そうした力の前に夙だ した代官のことですが、 ・ます。 くつもあります。 南山城は今のところ確認はできてないので それはむろんお金が 夙村住民が地代官になったとい 苗字帯刀を許して支配の先端で むしろ経済力があ 2あるか って有 5 政 . Э

ます。

地代官とは有能で経済力のある自領内

の住人を任命

立ちを考える上で非常に大きな問題なのです。 れるのは一三世紀ぐらいですから、その後二〇〇年 きたハンセン病に罹った人だとすると、 独立村が多く、 被差別部落の場合はほとんどが枝郷ですが、 場合が多いのです。 は 年経っただけで広大な村領域を手に入れることが 独立村が非常に多いという特別 う問 しか 題が もその もし夙の原型が非人宿に流れ 出てきます。 独立村の領域の 3 非人宿 \check{O} 徴が c は 面 積 夙村の場合は が広範 たあり 夙村 が 菲 を す。 か 込 常 0 一来た 北に現 成り んで に広

楽二

郡でも同様だろうと考えています。

す。 方が 集積して周辺村々に比して豊かな村を作ることが です。これは部落にも当てはまり、 ることがわかります。 れた巨大な家があり、 ります。驚くほど豊かです。 たらよくおわかりになると思います。 は大方そのようにいえると思 ら貧乏だとの先入観を持って行かれたら大きな間 むろん、 *実際 に 南 豊かな住民ばかりではありませんが、 山城の綴喜・ 被差別の集落が貧困とは 見して豊かな生活を送って 相楽二 江戸時代や明治時代に建てら いますし、 郡 差別を受けながら富を の夙村をお歩きに 差別を受けてい 南山 城 限ら 0 綴 ぁ 大和で るの おら るか な 相 で 0

神人。 すが、 る斃牛馬処 は何かというの 仕事をする。 万歳をする。 んでした。他 eですが、 あっても 必ず 京都の清水坂に昔、 何 理 みん 隠亡はは 特殊な事例に限られます。 かあるのです。 だとか、 の被差別の集落はみんなあるのです。 夙村全体で共有される固 は議 な 遺体 論 固 あ 有 の難しいところですが、 るい の職能があるのです。 の処理をする。 弦指 ところが夙 は清目だとか (ツルメソ) 有 例 歴代組は陰陽 0 0 湯合は えば清水 V 職 と呼ば ろ 能 穢多 は · ろ あ れる祇 0 万歳 ŋ É 0 場 É で 世

で、夙全体に共有される職能はなかったということです。北側にある夙村の人たちが年末になると「富、富」と言ったが生体に共有される職能ではなく、特定の夙村が特定の神村全体に共有される職能ではなく、特定の夙村が特定の神社などとの間に有している特別な権利・義務と考えるべきれなどとの間に有している特別な権利・義務と考えるべきれがととの間に有している特別な権利・義務と考えるべきなどとの間に有している特別な権利・義務と考えるべきなどということです。

勧請しているのです。て五条家を紹介してもらったり、北野天満宮を自分の村にて五条家を紹介してもらったり、北野天満宮を自分の村にまっています。大和から京都まで出かけ、北野天満宮に行っ争を繰り広げています。 永禄年間、一五五○年前後には始

それからfですが、

戦国時代中期にはもうすでに脱賤闘

えて大きな間違いはないと思っています。

五六九年)二月一一日の「夙人夫今日不罷出」ですが、こか「シュク」と呼んだのでしょうが、例えば「清水坂宿(キカ「シュク」と呼んだのでしょうが、例えば「清水坂宿(キテになります。レジメー頁のfの※印を見てください。の文字が史料から消えて行き、代わって夙の文字が現れるの文字が史料から消えて行き、代わって夙の文字が現れるの文字が史料から消えて行き、代わって夙の文字が現れるの文字が史料から消えて行き、代わって夙の文字が現れるによりになります。

こうしたことから、戦国時代後半に宿が夙に変化したと考□□夙は同一の集落を指していることから明らかなのです。□□□夙者番ヲ被申付」とありますが、この□□□宿と□ニ月一六日の記事に「不空院北ノ山ニテ鹿殺四人(中略)ニ美田」とあり、『多聞院日記』慶長三年(一五九八)一等之由」とあり、『多聞院日記』慶長三年(一五九八)一年(一五三三年)九月六日の記事に「□□□宿長吏神鹿殺年(一五三三年)九月六日の記事に「□□□宿長吏神鹿殺年(一五三三年)九月六日の記事に「□□□宿長吏神鹿殺年(一五三三年)九月六日の記事に

す。レジメの一頁の下の方を見てください。網野さんは一気が付いておきながら的外れなことを言ってしまっています。さすがだと思いました。ところが網野さんはせっかくこの変化に最初に気付かれた人は有名な網野善彦さんで

史料上に出現した時から存在するので、せっかく気が付いた学学長室学事課編)という論文、これはお話になったことを活字にしたものですが、その中で宿が夙に変わっこととを活字にしたものですが、その中で宿が夙に変わっこととを活字にしたものですが、その中で宿が夙に変わっこととを活字にしたものですが、その中で宿が夙に変わっこととを活字にしたものですが、その中で宿が夙に変わっこととを活字にしたいという構図をもっておられたのでこういう言い方になるのだと思いますが、非人に対する差別は非人がある。

 \mathcal{O}

夙が宿から転じていることは

『天文年間

[抜粋録』 天文二

民が 自

0

関係

を断ち切るため、

夙

(当時は宿と表記)

空理空論、

空虚なでっち上げなのですが、

この

「家系之 題

入れます。

むろ

h

そこに書かれている中身は

問

身が唱え始めたと推定しています。「宿」というのは夜

た方が脱 です。仮に非人宿の記憶が薄れたとして、 に変えたのだと、山本さんはそんなことを言ってい るべきだと思いますが、 えています。 ろう」と述べておられます。 設との混同を避けるため、 という論文で「語源であ 枡座福井家相続 の混同を避けようとするの 宿屋みたいなところと一緒にされたら混乱するので して降りかかる蔑視や賤視を取り除こうとしていると考え はは宿 Щ から 賤 本さんが本当は何を言いたか これはたぶ のためには 夙 宿から夙への変化は、 件 の移行は、 近世末期の都市における差別意識 都合がよいのではないかとさえ思い ん違うと思い 「非人宿の記憶が薄れて」、「宿駅」 った非人宿の か。 用字の変更が行われたものであ 私はこれも的外れな話だと考 戦国時代なかごろに むしろ宿駅施設と混同され 、ます。 非人宿にかかわる者と ったの 記憶が薄れ、 なぜ宿駅施 カン よくわかり 非 るわけ 宿駅施 人宿住 夙 設と

> 賤 です。 と世間に宣言しているのではないでしょうか。 身がこの転称により、 や蔑視を拭おうとしたのだと考えたのだと思います。 同じ音を持つ夜明けを表す「夙」に変え、 の夙村にはかなりの知識人がいて、 宣言と読み取ったわけです。 つまり夜泊る所です。「夙」 閉ざされた夜から新しい は 夜明 夜を表す わずかでも賤 け、 朝を迎えた つまり 宿 で カュ 自 脱 6

人権問

題

研究センター

0

紀

要

(紀要六、二〇〇一)

0

『京

ておきな

ぶがら、

的外れなことを言っておられるわけです。

次に気付かれたのは山本尚友さんです。

山本さんは世界

時

して五条家に依頼して「家系之来由」という由緒書を手に かし、その試 ろうとしています。多分なんでも良かったのでしょう。 門家から土御門家の神、 六○年ごろに五条家との関係がまだな らい手を変え品を変え脱賤化への努力を続けています。 和で追いかけますと、 例えば、 次にgですが、 後に米屋利兵衛を生む大和の夙村では、 みは失敗に終わりました。 脱賤化の動きはこれ以後も続きます。 よくこれだけやっているなというく 陰陽道の神を貰ってきて神社に作 カン それで、 2 たため しばらく 七五 大

を手に入れることで五畿内の夙を組織化して広範な脱賤闘 0 家系之来由」、 つまり土師部 末裔の由緒ですが、 これ

争を繰り広げるようになったわけです。

種の支配を受け、 を祀る春日神社であり、 日神社の多くは天児屋命を祀る春日神社ではなく、春日王 ンセン病とかかわった春日王を祀りました。夙村にある春 宿以来の伝統を持つ夙村では土師部末裔由緒を拒絶し、 北山宿の強い影響を受けていたためと考えています。 かったのですが、その理由はこの村だけがかつての奈良の 行動を起こします。 南山 |城相楽・綴喜の両 土師部末裔由緒を受け入れませんでした。 相 楽郡 春日神社を持つ夙村は北山宿 郡 の一か村だけがこれ の夙村一三か村は脱賤 12 加加 に向けて わ 北山 。 一 らな ハ

説は、 受け取らなか 受け取ったのですが、 大和では二六か村のうちの一三か村が しばらくの間は拒否したけれど、 はじめ 受け取らなか った一三か村では、 て聞い 前部 末 た話だったのでは った夙村では 残りの一三か村は受け取りませんで 裔由緒説を拒否したわけです。 そんない 「野見宿禰云々」という ない 最後は拒否しきれな 「家系之来由」を い加減な話 かと思うのです。 しか は聞

ようですが、大和では

「夙は賤だけど貴だ」といいます。

とです。京都では聞いたことがないとおっしゃる方が多い

相楽郡の一村はその種

の夙村なのです。

影響下で『振濯録』という本を出版しています。幕府 は幕末の大和を代表する儒学者谷三山の弟子ですが、 に触れていますが、 う人が五畿内で繰り広げられた脱賤闘争を指導します。 昔も非常に豊かな村ですが、この村の住民の新右衛門とい 楽郡の別の夙村、この村は南山城でも最大級の夙村で今も を手に入れたと柳田國男が書いています。また、 りがある人がいて、 らばっていました。 を見て、結局は受容することになったということでしょう。 くなっています。 こうした闘争をリードした人々が広く大和・南山 土師部末裔由緒が世間から支持されるの 大和では米屋利兵衛です。 その人が先頭を切って土師部末裔 相楽郡内のある夙村に五条家とつなが 米屋利兵衛 やは その り相 0 由 巡 緒

だが貴」という理解不能のポジションを獲得したというこ 闘争を展開して行ったのです。 心的に活動します。 くないことを触流してほしいとの要求を突きつけるなど中 検使が河内の古市に来た時に、そこへ押しかけて夙が賤 そうし た闘争 ·の結果夙は何を得たかと言いますと、 彼らはお互いに連絡を取り合いながら

50

連携が生まれてくると思っております。 うところをこれから、どう考えて行くのか、そのことによっ 者か」と聞かれますと、今のところ「何者かよくわか うした理解不能の心情に根ざしたものだろうと思って ンなのです。しかし、差別というのはたぶん本当の 近い、だけども賤しいのだといいます。理解不能のポジショ いう言い方もします。 てはじめて他の被差別民との関係が見えてくる、 い」としか答えようがないのです。その「賤だが貴」とい 部落に対する差別も同様ですが。 だから「賤だが貴」だ、貴族なのだ、 差別の裏返しとして、夙村の人は血 ですから 「夙とは何 あるいは 所はそ 天皇に らな V ま

別

の言い方では

「血が清すぎる、天皇にもっとも近い」

ط

2、 夙はなぜ差別をうけたのか

恭平さんや黒田 日 先生方が 非人宿 出夫さんがその内部構造を分析されました。 ない問 夙 は なぜ差別をうけたの 非 研 題なのですが、 人宿 究が 日出男さん、 日本中世史の大きなテーマになって、 0 研究をなさっ 要するに か、 細川涼一さんら超 これは当然答えなくてはい たわけです。 「非人宿」なんです。 そして、 一流の学者 大山 黒田 以

> か、 う大枠をお作りになったのです。 は非人宿はこの四種類の人間から構成されているのだとい です。最後がエの癩罹患者、 す。ウの乞食・不具者、 ことになりますが、各非人宿には長吏がいました。そして だと思います。 被差別民の長吏ではなくて、 イに示したように、 いますが、 「長吏」、この長吏というのは関東地 その内 家族とか、あるいは親戚とかによって構成され .部構造はレジ 非人宿の一番偉い人、 つまり、 長吏の配下集団、これは長吏の一族と メの2の 非人宿の長吏、 あまり働くことが出来ない ハンセン病者です。 お寺の一 a O 統率者、 番 アを見てください。 方のい 非人宿の支配者の 偉い人を長吏とい そのようなも わゆる穢多、 黒 て

網 坂之当長吏」は清水坂の寺僧で「清水寺尓候志加土母 宮内庁書陵部所蔵史料ですが、ここに記された問題 これは寛元二(一二四四) るのです。例えば非人宿の長吏というのは癩 んでもないのです。【史料2】をご覧いただきたい いう話ですが、 野さん 先に申し上げましたが、この非人宿が後の夙にな も気が付い 非人宿と夙を直結させることには問 ておられます。 年の 『奈良坂非人陳状』 この一文には、 罹患者でも 題があ に当 ったと 5

その一族と、ハンセン病患者の居住地がかなり離れているる夙の集落は少し距離のある、まったく別の集落として存むハンセン病患者が収容されたところですが、そこを管理しよそ一・五㎞ほど離れています。また、薬師寺西方に奈良よそ一・五㎞ほど離れています。また、薬師寺西方に奈良よそ一・五㎞ほど離れています。また、薬師寺西方に奈良なべから続くハンセン病者の集落があるのですが、そこで時代から続くハンセン病患者の居住地がかなり離れているる夙の集落は少し距離のある、まったく別の集落として存る夙の集落は少し距離のある、まったく別の集落として存る夙の集落は少し距離のある、まったく別の集落として存る夙の集落は少し距離のある、まったく別の集落として存むがいる。

で強い差別を受けたでしょう。

「強い差別を受けたでしょう。

「大乞食や不具者、癩罹患者が後の夙になったのない。

「方乞食や不具者、癩罹患者が後の夙になったのない。非人宿長吏は土地を持ち、元気でおそらく有能な人間その他の非人とは別の集団と考えた方が理解できるわけで非人宿の長吏および長吏の配下集団と、ハンセン病患者や

ごと近世の夙になったのではないことになります。つまり、たのだろうということです。そうだとすると非人宿がまるからハンセン病、癩患者たちの世話をしなさいと命ぜられ

いうことになるわけです。例えば清水坂だったら、清水寺

領主から様々な免除を受けています。そういう非人宿以来別途に小夙村という集落が近在にあります。この小夙村とう西大寺僧がお母さんの菩提を弔ったという非人宿です。額安寺西辺宿という非人宿がありました。有名な忍性とい額安寺というお寺がありますが、この寺の西方に鎌倉時代額安寺というお寺がありますが、この寺の西方に鎌倉時代

在しました。さらに大和郡山市額田部町に聖徳太子開基の

山城でもそうなのですが、いくつかの非人宿では、長吏やきました。奈良でもそうですし、伊賀でもそうですし、南私は三年ほど前にこのことについてささやかな論文を書

長吏―その配下集団―乞食―ハンセン病者という構成を持んでいる場所は異なり、黒田さんがいうように、非人宿は

下集団が住んでいる場所と、

乞食や不具者、

癩罹患者が

住

それらによって、

鎌倉・室町期の非

人宿は、

の夙村が大和・伊賀・紀伊などに五~六か所あるのです。

ました。

そういう角度で被差別民を見ていくという山路

に達したのです。 は 0 のではなく、 別の存在であり、 長吏および配下集団と乞食・ハ 非 人宿は前者を指しているという結論 ンセン病者

ウの乞食・不具者、 イの「長吏とその配 そうしますと近世 下集団」だけ、 エ . の 夙はアの長吏、 0 癩罹患者の四 つまり私がいう非 イの つの 長吏の 集団のうち 配下集団 デと 人宿

を引き継いでいる可能性が極めて高くなるのです。

ウとエ

を放置したままになっていたのです。

しく前へ進まないわけです。 必要があると考えて研究をして ますが、そういう非人宿の内部構造を踏まえた分析をする 者」と絶縁するため す。 の「乞食や不具者、 ですから、 非人宿は戦国期に「乞食や不具者、 癩罹患者」は引き継いでいないようで 宿 から! 夙へ移行したかったのだと思い V るのですが、 なかなか難 癩罹患

史とか誰もやらない を持って研究をおやりになるので、 に参加させて頂 ました。私も世界人権問題研究センター やましいなと一九九〇年代の後半などに奈良か 次の頁、三頁になるのですけれど、 V てい なと思い まし たので、 ながら 勉強させてい 奈良は民俗学とか芸能 そこでもそういう視点 京都はほ 0 前近代の勉強会 ら見ており んとにうら ただ V て

> 夙とか隠亡・産所とか巫、 域では部落問題研究が実はその多様な被差別民、 ら部落問題に発言するとかいう事でしたが、 ているのではなく、 ませんでした。今申し上げた方々も部落問題を主としてやっ 刺激を受けたわけです。奈良はなかなかそういう所はあり 興造先生や川嶋将生先生、 主として芸能史研究をやって、そこか 歴代組とか 下坂守さんなどの研 ある それ以外の地 は 究に大きな 非 万歳など 人とか

しかし、最近ようやく多様な被差別民が 監修者になって『三昧聖の研究』という本が 〇一年、 取 り上 げ られ \prod 涼

した。 二〇〇一年に碩文社から刊行されました。 もその研究に入ろうと努力し、 るいは網野義彦さん、 刊行されましたが、 たって同じく名著出版から『新陰陽道叢書』 して、陰陽道の論文集が作られています。 さんが編集、 ようになりました。隠亡については二〇 から九四年に名著出版から『陰陽道叢書』 戦前の 喜田貞吉や 徐々にカバ 山本尚友さんなどの 柳 田國 今入り口まで来たとい 男 ーされるようになってきま 戦 後 0 それから三〇 それ が研究が 渡 が が刊行され 辺広先 この カン B 九 私 あ

覚はあるのですが、「賤だが貴」という観念にどの程度ま

近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜近い、血がきれいだ、貴いということですが、相楽・綴喜

しょ、だから差別されるのでしょ。学校へ行けなかったのうのです。形状記憶合金のように「部落は貧乏やったのでは容易に解放できないのです。例えば解放運動の指導者たちところは出来ているのです。例えば解放運動の指導者たちところが個々の現場の先生方になるとこのように話をさせところが個々の現場の先生方になるとこのように話をさせところが個々の現場の先生方になるとこのように話をさせところが個々の現場の先生方になるとこのように話をさせところが個々の現場の先生方になるとこのように話をさせた。学校へ行けなかったのうのです。形状記憶合金のように「部落は貧乏やったのです。形状記憶合金のように「部落は貧乏やったのうのです。形状記憶合金のように「部落は類を解放しなく政治経済の問題に閉じ込められた部落問題を解放しなく政治経済の問題に閉じ込められた部落問題を解放しなく

差別の本質はいったい何なのかということを明らかにするそしかし、二一世紀初頭の社会はそこを抜け出して、部落作られた、まさに政治経済の枠組みに戻ってしまうのです。でしょ、だから差別されるのでしょ」というはるか以前に

時期にきているのだと思います。

で踏み込めるのかという問題が横たわっています。天皇に

もう戦後七七年、水平社が出来てから一○年。解放令からすると一五○年たっているわけです。そのままではいたのですが、その突破口は「賤だが貴」という夙に向けいたのですが、その突破口は「賤だが貴」という夙に向けいたのですが、その突破口は「賤だが貴」という夙に向けいて、政治経済問題に矮小化された部落問題を解放するとじて、政治経済問題がき解放するとだと言ってくれる人は分かってくれるのですが、をんな事を考えています。

えてきたところです。まだまだ見ないといけないところが一夙というのはまだ今の所、ようやく半分くらいの姿が見

研究に取り組んで行きたいと考えています。たくさんありますので、これからもそうした視点を持って

中世非人宿と近世夙村 一南山城相楽・綴喜二郡を事例として一

元奈良県立同和問題関係史料センター所長 吉田栄治郎

はじめに-なぜ夙研究が求められるのか-

- ○部落史・部落問題研究の限界
- ○夙研究の成果と今後の課題
- 1、夙とは何者なのか
 - ①近世五畿内(山城・大和・摂津・河内・和泉)、丹波・近江・播磨・淡路・伊賀・紀伊に100か所程度存在する(実数は不明)集落。確定的ではないが、集落は<u>山城では20か所前後</u>(正確な数はわからず、実数はもう少し増えるだろう)、<u>大和では26か所</u>。②その起源として、江戸時代から
 - a 守戸起源説→守戸は古代に陵墓に附属させられた民。守戸(しゅこ)と夙(しゅく)の類似から。
 - b 巫祝起源説→祝(しゅく)と夙(しゅく)の一致から。
 - c 土師部起源説→垂仁天皇の時殉死者を救うため埴輪を考案したとされる野見宿禰の隷属民の 末裔。
 - d非人宿起源説→非人宿は鎌倉〜室町時代の「癩」罹患者=非人の集落。宿(しゅく)と夙(しゅく)の一致から。
 - の4説があったが、江戸時代末から戦後しばらくまで土師部起源説が支持され、近年の研究によりd非人宿起源説が定説化している。
 - ③近世の南山城・大和にかぎれば、その実態として
 - a 周辺の百姓から強い蔑視・賤視・排斥を受けた。
 - b領主からは一般の百姓と特段異なる扱いを受けず、時に苗字・帯刀を許された郷士や大庄屋、地代官(領地で任命する代官)に任命されることもあった(家の経済力と当主の能力如何による)。
 - c独立村、ないしは独立性が高い集落が過半を占め、村領域も百姓村(一般村落)と比較して 広い村が多かった。
 - d周辺村々と比較して富裕な村が多かった。
 - e 夙集落全体に共有される固有の職能がなかった。
 - ※個別には、京都清水坂の夙(犬神人)の祇園会とのかかわり、大和国では井原西鶴が描く 奈良町北郊夙の「富売り」がある。ただ、これらは他の夙村と共有されず、したがって「夙 故」の職能ではなく、個々にその理由がある。
 - f 早い時期から(早ければ戦国時代中期には、遅くとも江戸時代中期には)自らにかかる賤視・蔑視を拒絶し、「脱賤」へ動き出していること。山城・大和では永禄年間($1558\sim7$ 0)に宿から夙への呼称の変化が見られる。
 - ※大和における夙称の初見は『二条宴乗記』永禄12年(1569)2月11日の記事に「夙人夫今日不罷出」であり、夙が宿から転じていることは「天文年間抜粋録」天文2年(1533)9月6日の記事に「□□□宿長吏神鹿殺害之由」とあり、『多聞院日記』慶長3年(1598)12月16日の記事に「不空院北ノ山ニテ鹿殺四人(中略)□□□夙者番ヲ被申付」とあり、□□□は共通する地名であることから、戦国時代末期に□□□宿が□□□夙に変化したことがわかる。
 - ※網野善彦氏はこの変化を「明らかに非人に対する差別が現れてきたことを物語」るというが(「中世における聖と賤の関係について」、中央大学学長室学事課編、1986)、非人に対する差別は非人が史料上に出現した時から存在するので的外れな見解である。また、山本尚友氏は「語源であった非人宿の記憶が薄れ、宿駅施設との混同を避けるため、用字の変更が行われたものであろう」(「京枡座福井家相続一件一近世末期の都市における差別意識一」、世界人権問題研究センター『研究紀要』6、2001)というが、仮に非人

宿の記憶が薄れたとして、なぜ宿駅施設との混同を避けようとするのか。むしろ宿駅施設 との混同の方が都合がよいのではないか。山本説は網野説以上に論外である。

※吉田は非人宿、「癩」との関係を断ち切るため夙(当時は宿)自身が唱え始めたと推定した。宿は夜、夙は夜明けのことであり、夙自身がこの転称により、閉ざされた夜から新しい朝を迎えたと世間に宣言しているのではないか(つまり「脱賤」宣言)と読み取った。

g近世の夙は百姓村と変わらない実態を持ちつつ、また他の被差別民とは異なり、特定の職能を持たないにもかかわらず蔑視・賤視・排斥を受けた。これに対して夙はf以降も繰り返し「脱賤」への動きを示し、18世紀中頃には山城綴喜郡の夙村が公家の五条家(野見宿禰の末裔)に接近し、土師部末裔を認めた「家系之来由」と題した由緒書を手に入れ、土師部末裔由緒を掲げて五畿内の夙を組織化して広範な「脱賤闘争」を繰り広げた。

※山城では相楽・綴喜両郡の13村が、大和でも26村中13村が「家系之来由」を下賜されている。

※山城で「脱賤闘争」の中心になったのは相楽郡S村・T村、綴喜郡T村だが、とりわけS村は大和の中心になった葛上郡M村の米屋利兵衛とともに終始リードした。

h幕末には国学者岡本通理(谷三山の弟子)に依頼して土師部由緒の実証書『振濯録』を編纂してもらい、これによって土師部末裔を喧伝した。こうした「脱賤闘争」により大和にかぎれば(おそらく山城でも)、夙は「賤だが貴」という理解不能のポジションを獲得し、その評価は今もなお続いている。

④したがって、「夙とは何者なのか」の答えは「何者かわからない」でしかない。要するに差別を受けたことは確かだが、その確たる指標や理由は見当たらず、被差別民史の常識に照らせば説明不能のわけのわからない存在ということになる。

2、 夙はなぜ差別を受けたのか

- ①1-②で説明したように、近年の夙研究では夙は鎌倉〜室町時代の非人宿に起源を持つという理解が定着している。
- ②また、非人宿研究(黒田日出男氏)によれば非人宿の内部は、

aア長吏(ちょうり、非人宿の支配者) - イ長吏の配下集団(長吏の一族やおそらく長吏の家来) - ウ乞食・「不具者」- エ「癩」罹患者によって構成されるというが、ア長吏やイ長吏の配下集団が何者かを明確には示されないため少し曖昧になるが、夙の起源がア〜エすべてを含む非人宿ならそこにウ・エの末裔が含まれるための被差別になる。

bしかし、ウ・エは病気や障害のためやがて存在しなくなる可能性が高く、長く残るのはア・イになるが、ア・イはいわば普通の百姓であり、何が被差別の要因になったかは明らかにならない。

cむろん、ア・イがもともと被差別民だったと考えれば矛盾はなくなるが、長吏が被差別民であることをはっきりと示す史料はなく、逆に良民だったと見るしかない史料はある。

【史料1】天喜3年(1055)「伊賀守小野守経請文」(『伊賀国黒田荘史料』1) 去五月上旬之比、為彼日証人、在庁官人等可召進之由、<u>檢非違使庁使苛酷、宛罪科之輩</u>、 先後不得其心、是多者私曲之所致也、狼戻狭小亡国之上、<u>為非人之</u>長吏勲

【 史料 2 】 寬元 2 年 (1 2 4 4) 「奈良坂非人陳状」(宮内庁書陵部「古文書雑纂」) 清水坂之当長吏者為清水坂寺之寺僧天、清水寺尓候志加土母

⑤④が正しいのなら、夙には差別を受ける理由はなく、差別は一種の「冤罪」ということになる。また、鎌倉〜室町時代に非人宿非人がかかわったとされる数々の「賤業」(遺体処理、動物の死体処理、犯罪者の捕縛、皮キョメ、掃除など)は後に夙村を作るア・イではなく、ウ・エによって行われたことになり、山本尚友氏が「「夙村」というのは、中世期において有力な寺社に仕えて、牛馬犬猫の死骸など境内の穢れを発生すると見なされていたものを取り除いたり、寺社領内の警察力として検断に従っていた集団」(「京枡座福井家相続一件―近世末期の都市における差別意識―」)というのは、非人宿の内部構造をふまえた発言ではないことになる。

まとめとして-なぜ夙研究が求められるのか-

- ①部落史・部落問題研究が部落解放運動・同和対策事業の下請け的役割に終始したこと
 - a その結果、部落問題を必然的に政治・経済の領域に閉じ込めることになり、貧困・低位を部落差別の原因および結果と位置づけ、その解決課題を政治・経済に求めることになった。
 - baにより、政治的・経済的課題以外の解決課題を発見しにくくさせ、部落以外の多様な被差別民への関心を極端に希薄にさせたこと (部落解放運動・同和対策事業はそもそも部落以外の被差別民を対象にしていない)

などが指摘できる。

- ※なお、ここでいう多様な被差別民とは、全国で60前後、山城国では非人・夙・烟亡・産所・巫・歴代組(陰 陽師)など、大和国では非人・夙・巫女・万歳・陰陽師などをいう。
- ②その結果地域社会では日常的に確認できる多様な被差別民への差別の問題は放置され、地域社会住民はそうした部落史・部落問題研究の成果に虚構や欺瞞性を発見した可能性が否定できないこと
- ③部落史・部落問題研究が放置した多様な被差別民は民俗学・芸能史研究などによって一定程度 カバーされたが(隠亡では2001年に碩文社から刊行された『三昧聖の研究』があり、陰陽 師では1991~94年に名著出版から刊行された『陰陽道叢書』、2020~21年に同じく名著出版から刊行された『新陰陽道叢書』がある)、唯一カバーできなかった被差別民が夙であり(大正時代の喜田貞吉・柳田国男、戦後の渡辺広・網野善彦・山本尚友氏らの研究はあるが、夙村内の史料が不十分で、いわば外形的研究に止まった)、近年の夙研究によって得られた1一③一日の夙の特異性を象徴する「賤だが貴」の本質をさらに追究し、それが穢多を含む被差別民に通底するか否かを確かめることが被差別民研究の今後に残された課題になると考えている。

中世非人と西大寺叡尊の慈善救済

細河

涼

59

た人たちというよりは、もう少し別の形で差別された人たです。被差別部落の成立、その歴史的前提として差別されてす。被差別部落の成立、その歴史的前提として差別されてす。被差別部落の成立、今日私が話をさせて頂きます。被差別部落の歴史的源流を探ると今日は「中世非人と西大寺叡尊の慈善救済」という題名

ちの中世の実態をお話したいと思います。

いうのが、戦後早くの林屋さんの中世の差別された人々をの部分では林屋辰三郎さんの研究が長く大きな影響力をもっていました。中世に至る過程で古代の賤民の大多数が解放の中心が河原者と呼ばれた人と散所と呼ばれた人であるとの中心が河原者と呼ばれた人と散所と呼ばれた人であるというのが、戦後、被差別部落の前提の歴史については、古代・中世戦後、被差別部落の前提の歴史については、古代・中世

うのは散所の長者であり、山椒大夫のもとでその身柄を買例をあげますと、『山椒大夫』が有名です。山椒大夫といいて捉える説であります。散所の代表的なわかりやすい事この林屋説は中世の差別された人々を古代との関係にお

めぐる説でありました。

います(林屋辰三郎「散所―その発生と展開」『古代国家で中世の賤民の存在を考えたのが、林屋説であったかと思に近い形態と言ったらいいのですかね、そういうものとしたというのが、林屋さんの説の分かりやすい例です。奴隷がというのが、林屋さんの説の分かりやすい例です。奴隷がよい。

たちによって、中世の東山文化などが形成されたというこで中世の庭造りに従事しました。そのように差別された人た人たちが、例えば、河原者であれば山水河原者という形をれた同時に林屋さんの考え方の大きい点は、差別されの解体』東京大学出版会、一九五五年、など)。

2. だしっ、こうだ…… - もぎ号…… こ。ろそのような河原者や散所と呼ばれる人たちよりは非人と一九七○年代に入って中世の差別された人たちは、むし

とを強調している。これが林屋説でした

呼ばれる人たちだという説が出てきます。

中世の非人」を見てください。

ジメの「1

今日でいうハンセン病患者も含みます。 近代ではつか 厳密な意味でのハンセン病とそれ以外の皮膚病の 病と呼ばれたハンセン病患者を含む皮膚病に罹 ない わけですから、 皮膚病 あるい に 罹 0 た人 は身体障 った 区 一別は前 Þ

被差別身分、

差別された人たち

の研究とい

・うのが 以

ほ

ぼ 世

非

人と呼ばれた人たちを中心になされるわけです。

中核だったのではないかという議論が

治出て、

降

中

0

むしろこういう人たちが中 に、 入する。 か食べられるのではない 村から出た人たちが、 なくなった人々や、戦災などによってそれまで住んでいた 会に住むことができなくなって社会体制の外に出ざるをえ 理由として、それまで住んでいた家や村落などの共同体社 た人たちだという考え方よりは、 ちが中世に入っても解放されなかったのが中世の差別され された人たちのことを考えるうえで、古代の奴隷的 と宗教』 人と呼ば によって社会体 てざるをえないような人たちが中世には非人と呼ば いう説が (黒田俊雄 その都市 岩波書店、 しかし、 れて、 九七二年、 「中世の身分制と卑賤観念」『日本中 の周縁部に住んで乞食などによって生計 中世に 制か 京都、 ら脱落、 都市に行けばなんとかなる、 黒田俊雄さんによって出され おける差別された人たちの中 九七五年)。 かと、 奈良の都市民になることはできず 世に 排除、 お 京都、 中世社会の中で病などを ける差別され それ以降、 疎外された人たち 奈良などの都市 中 た人 世 世 たちの れた。 なんと -核だと な 0 0 ま を立 差別 国家 に流 人た した が 菲

> げております。 記です。 史料 の時期、 1 番 の最後の 0 その長元四年 藤 小 右記』 原道長などの摂関政治の 所に を見てください。 清水坂非人の成立を示す史料」 (一〇三一年) 三 時 _ 小 月十 期 の藤 右 記 八日条 原実 は (T) 王 を掲 記 0 朝 日

家

に次のようなことが書いてあります。

出始めていたというのがわかります。 を施したということを実資に話したとあります。 で住み着いて食べ物を施されるような経済状態の人たちが なくなって京都へ流入し、 身体障害などの理由でそれまで住んでいた村落などに住 が、この史料から一一世紀くらい、 差別された人たちに関する史料はあまり多くはありませ ある貴族が実資のもとにやってきて、 京都の清水坂 摂関政治 清水坂下之者に 0 坂下 の . О 頃 所 Ŕ に集団 0 時 期

政権 供養のため ろですが、 Щ 2 番の 年) [槐記] の時 九 月七 期の 『山槐記』 御 0 は平安末期の 中 経をあげている最中に清水坂非人の人たちが 御経を読 日条に、 ·山忠親 からは次のようなことが 筆者の んでい 0 日 院政期、 記です。 お母さんの仏事 るとありま 保元・ その 平治 保元三 す。 でお 分 0 年 乱 カン 対さん か ŋ ら平氏 ます。 五

て、施米ならば清水坂の方に既に送っているはずだと筆者届いていないというようなことを言うのです。それに対し貰う権利があるはずだけれど、まだ自分たちのもとに米が

やってきて、自分たちはこのような供養仏事の時に、米を

どを施されていた。米などをもらう権利もすでにあったとていた人たちが「清水坂非人」というふうに呼ばれて米な時期になってくると、もう京都の清水坂の坂下の所に集まっ『山槐記』の一一〇〇年代、一二世紀の保元・平治の乱の

いうことがうかがえるわけです。

あるというようなことが書いてあります。そうするとこのたが、何か行き違いがあったのだろうか、はなはだ奇怪で

の忠親が言ったところ、清水坂非人は納得して帰っていっ

の史料です。
番の『今昔物語集』です。ほぼ2番の『山槐記』と同時代と集住せざるを得なかった具体的な一例をしめすのが、3に集住せざるを得なかった具体的な一例をしめすのが、3

として使わせていただきます。白癩という病に罹ったせいう言葉自体が差別語ですが、歴史的な史料に出てくる言葉いとして白癩になってしまったという話です。「癩」といこれは、比叡山の心懐という僧が、嫉妬心をおこした報

は、自分を育ててくれた親代わりの乳母も自分を近づけないようにしてしまったと続きます。元々心懐は比叡山の僧にですが、比叡山に住むことも出来ないということで、最相ですが、比叡山に住むことも出来ないということで、最にですが、たまがまれて三日ばかりでこの心懐は死んでしまったという話です。この事例でいえば、行くところがなくなったという話です。この事例でいえば、行くところがなくなったという話です。この事例でいえば、行くところがなくなったという話です。この事例でいえば、行くところがなくなったという話です。この事例でいえば、行くところがなくなったという話です。このでしまったという話です。この事例でいる情が表したように、「清水坂市に住み着いて、そして2番で見ましたように、「清水坂市に住み着いて、そして2番で見ましたように、「清水坂市に住み着いて、そして2番で見ましたように、「清水坂市に住み着いて、そして2番で見ましたように、「清水坂市とでは、自分を育ててくれた親代わりの乳母も自分を近づけないようによった。

人たちであるかと言うと、私のレジメの一枚目の「1~中と呼ばれるような集団を形成していたというのが分かるわと呼ばれるような集団を形成していたというのが分かるわ

と思われます。その病に罹った人々や、身体障害によって、りませんから、いわば皮膚病が相当数含まれているだろう厳密にハンセン病ということが前近代には分かるわけがあ病、とくに癩病と呼ばれたハンセン病患者を含む皮膚病、

世の非人」を見てください。

部や、 まし るを得な に病や身体障害が原因で家などを出て乞食で生計を立てざ によって生 んとか生きていけるのではないかと京都や奈良の 畿内の交通の要衝に集住するようになってい 制 中 カ から脱落、 世には癩病に罹っ 人たちが 計を立てる社会的慣行がありました。 排 除、 京都や奈良とい 疎外され た人々は家を出て物乞いなど た人々 った都市 が 非 へ行け 人と呼 こ の 都 < 市 ばな よう 周縁 0 ば で れ

呼ばれるものです。 都市や交通の要衝に集住して集団を形成したのが非人宿と な非人宿 倉時代の叡尊などの史料から三輪宿 ばれる非 例えば、 が 人 あったとい 0 大和盆地 人たちが 0 うの 集団 山 [辺の道に沿 が分か を形成した つてい 0 た所に 場 和邇宿といったよう 、ます。 新が は あります。 このように 非人宿と呼 鎌

凡社、

一九八六年)。

1

す。

良坂北 ば が 山 叡尊ら ま 宿 れる人たちの中核というか、 鎌 倉時 は 经奈良坂 Щ 0 代の最大の 宿とも言わ 社会: 非 人救済 の中腹に 体制 非 カン のターミナ れている奈良坂非人でした。 6 人宿集団 西大寺の 脱落 ルとしての 末寺の般若寺が がが 排 中心だと考えられたの 京都 除 :の清: 疎外され 役割を果たして 水坂 た非 あり、 非 が人と、 奈良坂北 人と呼 そこ が 癩 奈

> ます。 病に罹 つ た人たちです。 ここで癩病について説明し てお き

めておきました レ ジ メ 0 2 癩 病に つい て にその 歴史を簡単 にまと

なかったと考えられ がないわけではありません。 わざわざ癩者であることが記されているわけですから差別 律令制 ることから古代には癩病に対する差別がそれほど厳しく る事例があります。 0 時 期 古代の てい もちろん戸主となってい ます 早 V しか 時 (丹生谷哲 期 ľ 12 は 癩者が戸主に 癩 浴者が 検非違 戸 るとは 主と なっ な 0 え 平 7 7

V

7 癩患者が家を出 としての癩病に罹ったのだと考えられるように よってもう一 思想に基づいて、 平安後期 院政期の段階には、癩病などが理由で家などに住めなくなっ L か 清水坂に集住した人たちの話が具体的に出てきます。 から中世には大乗仏教の前 それが先ほどの 回生まれ変わ て非 大乗仏教を前世に誹謗した人がその 人身分とされる中 0 一 山 た現世で、 槐 記 世 B 世 現 0 極 『今昔物 地、世、 癩 限 病 0 なり 病 来世 関 語 0 ます。 の三 する差 苦 4 世 0

(細川涼

中

世

0

別

は仏教的業罰観によるものなのです

身分制と非人』日本エディタースクール出版部、一九九四

けです。

九〇号、二〇一六年)。年。同「中世非人に関する二、三の論点」『民衆史研究』

の病として差別されたということはあるわけですが、 乞いで生活をせざるを得なかったりとか、近世に「家筋」 に罹った人が家を出て非人にならざるを得なかったり、 と展開」 うような偏見が加わります

(鈴木則子

「近世癩病観の」 病と考えていました。ようするに癩病に罹る家があるとい えない方がいいので、 それを超歴史的に同じ偏見にもとづく差別が連続したと考 す。癩病は古代の律令国家の時期以降差別されてきました。 確かに癩病患者に対する差別はずっとあるのです。でも、 一九九六年)。ただ注意をしておきたいのは、 ここで簡単に近世以降のことも触れておきたいと思い 藤野豊編 『歴史のなかの「癩者」』ゆみる出 近世には癩者を「家筋」の病、 中世に癩病 版、 決し 遺伝 形成 物 ゛ま

四国八十八所巡りのような形で、病を治すべく、弘法大師江戸時代、癩病の人が差別されていたのですが、例えば

話をしたわけです。ところが近代に入ってハンセン病は伝江戸時代には癩病は感染する病と考えていなかったから世て、やって来た癩病患者の人たちの世話をしたわけですね。の八十八ヶ所を巡る中で、その地元の人たちは善根宿とし

者は療養所に隔離され、他の国民から見えない存在になっち国立などの療養施設があちこちに作られるようになり、別がありましたが、寺社の門前などで癩病患者の人たちを別がありましたが、寺社の門前などで癩病患者の人たちを別がありましたが、寺社の門前などで癩病患者の人たちを別がありましたが、寺社の門前などで癩病患者の人たちをいるなどの療養施設があちこちに作られるようになり、染病であり、他の国民から隔離されるべきだという考えか

に罹 長島愛生園がモデルのハンセン病患者の療養施設に入所さ 身が見聞きしたことを小説中に取り入れた小説です。 九六一年) 次に松本清張の って村を出て巡礼をしている男と、 の話を書いておきました。 『砂の器』 (光文社カッパ・ノベル 戦前に松本 その男を岡 清 Ш 癩病 ス、 県の 張自

とが

原因

0

差別ではないことです。そのことは強調してお

しかし、近代になってハンセン病、

癩

た医学知識

から、

特に戦前

て前近代の癩病患者に対する差別というのは、

感染するこ

てしまったわけなのです。

きたいと思います。

病を伝染病とするある意味誤っ

国家によるハンセン病患者の絶対隔離政策が行われたわ

るわけです。 学知識によるハンセン 必要はないと考えた前 えばそうであります。 の論理も、 ができると思い 依拠した患者側 をするから隔離される必要はないという前近代の癩病観に それに対して、 0 ンセン病観によって前近代的な癩病観が淘汰されてい の過程とい 差別的な癩 、ます。 癩病は うのがこの の論 理 病観 しかし、 病観を受容したものという意味で言 遺伝病であり自分は巡礼をして生活 近代的な癩病観と、 前近代の癩病観に依拠したこの患者 の違いをこの の両 小説の題材 そこに依拠して隔離される 方が並行しつつ、近代的な 『砂の器』で見ること から見ることができ 近代の誤った医 `<

きした国によるハンセン病を伝染病だとする隔離政策と、

せた「親切」な警官の話です。

清張が

同時代人として見聞

染症と中世身分制 る研究があります ナ禍の中で中 なぜこういうことを述べているかというと、 績文堂出版 "親鸞仏教センター通信" 現代と親鸞』 世の癩病を感染症差別として理解 二〇二〇年。 四六号、二〇二二年)。 (三枝暁子 歴史学研究会編 七五 「中世身分制研究の軌 同 号、 「身分制 コ 二〇二〇年。 口 しかし、 ナの時 から見た中 近年、 しようとす 代 跡と展 0 同 ンセ 世社 歴史 コ 一感 口

> ただ、 に する病として考えられたことは史料的には 集められた史料を見ても古代から中世に癩病が感染・ 本医学史綱要』 えは発想そのものが 当性とは別に真面目な研究であることは強調しておきます。 には慎重になった方がい 考えます。 だという歴史的 れたかもしれないけれど差別の実情は時代によって違うの ン病患者 に注染すると述べ 原本が戦前に出た本があります。その本 して差別されたことを中 『令義解』という古代の律令の 例えば、 コロナ禍の中でハンセン病の問題を連想して論じること 感染症差別として中世の癩病を理解しようとする考 の 近代のハンセン病観、 医学史に関する古典的研究である富士川 研究は時代による癩病観の歴史的 癩病が感染する病と考えられた可能性 2 断絶を射程に入れてなされるべきであると 、たのが (平凡社東洋文庫、 間違っているのでは -世に遡及させて論じること、 いと私は考えます。 日 本 解釈書に、 医学史綱 感染症、 九七 ない 要 \mathcal{O} 伝染するのだと 実証 癩病は傍 四年) ?変化、 K 癩 かと思 私の賛否の妥 集めら 病 できません とい を示 0 游 差別 、ます。 伝染 項 れ 5 日

虫が人の五臓を食うことによる病としていて、感染、伝染唯一の史料です。しかし、『令義解』も最終的には癩病は史料のうち、癩病が感染する病と考えられた可能性を示すり料す。『は鬼きずれ

史料的には実証できないと私は思います。感染する病として癩病差別を考えることは古代・中世にはする病とは考えていないというのがわかります。すなわち、

n お 外見的には皮膚がただれてくる特徴があるので差別されや が非人というかたちで存立したのはなぜなのかというと、 会史の研究』法政大学出版局、 えに癩病 感染力が強い。 されなかったのだと言っています。梅毒菌は癩菌に対して す。しかし、 とも近世には瘡 であったように、 五頁)。 の二つを比較して、 いうことを新谷さんは言っています(新谷拓『日本医療社 ていなかった人のみに発症する病なのです。だからほと かつこの もう一つ、 栄養状態が良くなくて栄養失調の状態になった人、 しかし、 癩者が一つの社会的身分として、癩病に罹った人 のように特定 ハンセン病 前近代の医療史の研究をした新谷拓さんはこ 近世初頭に日本に伝わった梅毒と癩病、 近代のハンセン病患者に対する差別が誤り 誰もが簡単に罹患しうる病気であったがゆ (カサ) の病とされていて症状は似 梅毒の方は特定の者の病としては差別 病 の菌に対する抗体がたまたま形成さ は実際にはほとんど感染しない 0 者の病として差別されなかったと 一九八五年、 三〇二~三〇 7 ので 両方 1/1 な ま

> た。 慢性感染症として癩病患者のまま生き続けるので、 セン病患者にそれまでの国家による隔離政策を謝罪 しかしこの政策は誤りであったということで、 要はなかったのですが、近代に入って隔離政策が行われた。 には戦前以来の「らい予防法」 んど感染症としても感染力が無いに等しく、 癩病の感染力はこのように弱いが、 が廃止され、 感染した人たちは 隔 厚生省が 離される必 九 九六年 社会的 しまし

身分として癩者が存立することになるわけです。

議論に対する私なりの意見です 禍でハンセン病の問題を連想して感染症差別として論じる る事は誤解を招くというの において、感染症差別という形でハンセン病の問題を論 うかのどちらかです。したがってコロナウイルスとの 治るか、不幸にして十分な治療を施されず亡くなってしま することはないわけです。 ナウイルス患者という形態が 治療を受けて治ることが国民的権利です。そのような 急性感染症としてのコロナウイルス患者は病院に隔離され 批判めいたことで恐縮ですが、 自分がコロナに罹ったとしても が 私の考えです。 定の社会的身分として存立 誰もが容易に罹患しうる 以 上が コロ ナ 口

癩病の問題は難しいのですが、前近代に癩病に罹った場

尊らの一

行は京都

0

西

の西

山葉室浄住寺から五条

中

たということです。なので感染する病とは違った理由で、結構厳しく差別されなので感染する病とは違った理由で、結構厳しく差別されに見えたまま癩病患者という形で社会的に生き続けるわけ合、回復したとしても、皮膚の症状は治らず、それが外見

たいと思 た人たちの実際が たちです。 たちに、言ってみれ のが西大寺の叡尊とその そんな癩病患者の 、ます。 叡尊の 史料 わ カン ば仏教的立場から救済運動を展開 人たちを中心とした非人と呼ば る から中世の鎌倉時代の非 弟子の鎌倉極楽寺の忍性という人 面 がありますのでそれを見てい 人と呼 れ ば した る人 き れ

展開した際の史料です。それを見てみたいと思います。史七五年(建治元年)の清水坂非人の人たちへの救済運動をが最もわかるのが、叡尊の自伝『感身学正記』です。一二刻尊の非人救済運動と非人と呼ばれた人たちの生活実態

禅海が授けたということが書い

てあります。

に引用 を見てください。これは長吏という清水坂非人の る文書のことです。 人たちが書 0 $\overline{\underbrace{10}}$ した部分です。 いた請文です。 建治元年 それをそのまま叡尊が自分の (一二七五年) 八月廿七日」 請文とは下の者か ら上に 自 1 -ップの 0 伝 提 記事 出す 0 单

> 世 を叡尊の弟子で西大寺末寺の四天王寺薬師院長老の観心 叡尊は授けます。またそれから夜通しで塔の 水坂の非人の人たちに 水坂ですが、清水坂にあります塔の床で三百 三十二人でした。夕方の午後六時。 塔の供養をしたとあります。 とありますが、 こを通って非人宿にやって来ます。 いて八百七十三人もの非人の人たちに、 か食事をしてはい 「中食以後」つまり午前中に食事をした後、 「斎戒」(月に六日間 の五条大路ですから今日でいえば松原通に 叡尊ら戒律を守る僧侶というの . けないということになっていますので、 自分の身を清浄にして身を慎む 「菩薩戒」という大乗仏教の 叡尊とその弟子たち その非人宿 行目に 今度は その非 五十九 前 な は午 中 ります。 小乗仏教 \mathcal{O} 広 Ó 食以 戒律 人の 人数 人宿 前 が 前 は そ 房 0 お を 0

ちに戒律を授けて、 たので、 ういう事をしないように誓い それ以前にこの非人の人たち して食べ物なども与えるという救済事業を展開 このように叡尊は 以後生活を慎しむならば自分も 食なども施す救済事業を展開 清水坂非人の人たちに戒 ます」という請文を出 が叡尊に 清水 以後自分たちは 坂 律 菲 :を授 しました。 したと書 0 人た 7 そ

てい 、ます。

ようなことをしないように誓います」と出した誓約の文章 生活実態がわかる貴重な史料なのです。具体的に見ていき たことが逆に分かります。 水坂非人の人たちが (請文) です。 具体的に見たいのは、そのあとの四ヶ条です。これが清 この内容から、 叡尊に対して「以後私たちはこういう 中世の非人と呼ばれる人たちの 彼らがそれ以前に行ってい

は京都の町 に墓は作らないという事が慣習としてあったようです。今 のです。鎌倉時代のこれくらいの時期までは平安京の内側 せしむべし」と読みます。 葬家に群臨して不足を責め申す事、これを停止(チョウジ) むる所の具足は罷り取るといえども、その物無しと号し、 「諸人」というのは京都の都市住民です。京都は平安京以 平安京の内側に勝手に死者を埋めたりしてはいけない 諸人葬送之時」その次は「山野において随身せし 中のどこの寺院にも寺院付属の墓地があります 意味を取ってみたいと思います。

仕事でした。

その際に遺骸を持っていくのがこの清水坂非人の人たちの には埋めないで鳥辺野や蓮台野に持っていって捨てます。 こともあったようです。 鳥辺野の景観が『餓鬼草紙』 きちんとした火葬もあれば、 ました。鳥辺野の中でも様々な葬り方があったようです。 に包んで鳥辺野や蓮台野に持っていってそのまま捨ててい ていますが、筵に包んで捨てた死体を犬や鳥などが 京都の都市民は遺骸を京都 という院政期の絵巻に 寝棺にいれた土葬もあった。 ?食べる の町 描か 中

て、 言うことは、 う権利はあるけれどもそれがない、あるいは少ないと言っ 物を取得物として自分たちが貰う権利があったのです。貰 が身に着けていた衣服や死者の仏前に供えられていた食べ わけです。 「不足」を責め申すこと「足りないからもっと欲しい」と 清水坂非人の人たちには遺骸を鳥辺野に運ぶ際に、 葬儀をしている家に群れをなして押しかけていって 以後はいたしませんということを誓ってい

たちの取得物がもっと欲しいといって押しかけて行くこと 叡尊は清水坂非人の人たちが、 死者の葬式に際して自分

骸は京都 民の身内

の東の鳥辺野、ないしは北の蓮台野まで持っていっ 死者が出た場合にどうするかというと、

12

かつては墓地がなかったのです。

当時、

京都の都

その遺 市住

特に身寄りのない人などは筵

て火葬にする場合もあれば、

清

葬地である鳥辺野への入口と考えられています。

:水坂非人の人たちが集住していたということです。

東側の清水坂ではありません。

東大路より西側

0

旧

!松原警

いうことです。 たならば、

あれこれと、

もっと欲しいなどと申しませんと

六道珍皇寺、

六道の辻あたり、

これが京都の都市民

そこに

ということは貰うこと自体は清水坂非人の人たちの権利な と言って押しかけることはやめなさいと言っているのです。 はやめなさいと誓わせているのですが、 わけです。 目だと言ってないのです。足りない、 少ない、 取ること自体は駄 もっとくれ

民に ですから今日のお土産物屋さんがならぶ東大路 て、 です。清水坂、 弁慶が戦ったとされる本当の五条橋です。その松原橋を渡っ いうことで、清水坂非人の人たちはそのあたりに集住した。 清水坂非人の人たちの生活収入の第一点目は京都 死者が出た場合に、 わゆる六道の辻、 今日の松原通です。今日の松原橋が義経と 珍皇寺のあたりが鳥辺野の その遺骸を運ぶことで得ていたの よりさらに 入口と 0 都市

貰う権利を有したということです。それ相応の施し物を貰っ の人たちは京都でこういう仏事などがあるごとに施し物を 施し物を送っていたのです。 際には、その仏事の主催者は清水坂に非人施行とい や塔などが造られて、その供養が行われた際、 送預涯分施物者」とありますが、 等にはあったことが窺えるわけです。 の四十九日とか三回忌とかそういう追 そして二条目 「堂塔等供養幷如追善之仏事 言い方を変えれば清水 新たに京都

善 の仏

事

が

行

われ

る

坂非人 う形 または死

の

お

寺

お

時、

施 K

於

之、 行っているお寺や人の所へ出かけて行って、 とは以後はいたしませんということです 意向にしたがい、 あるからくださいと言ったとしても、 に仏事の主催者が何も送って来なかった時は、 「非人施行」という形で仏事に際して施し物を貰う権利 相随施者意楽、 不可申子細、 足りないからもっとくれと言うようなこ 若無音之時者、 可令停止過分義云々」 縦罷. それを施す人たち 向 可 は、 預 施物之 自分たち その仏事を 清水 坂 由 0 雖 方 申

民になれなか するとその代わ 供えられた食べ物などを収入物として取得する権利が彼 来 れ った人たちが、そこに集住して、 ばなんとかなると思ったけれど、 ŋ k 死者の身に着けた衣服、 あ るい 京都 死者を運送 は 0 仏前 都市

一ヶ条目のお葬式に遺骸を鳥辺野まで運

いうことは、

いと言うことはいたしませんと言っているわけですから、いは死者の四十九日や七回忌などの追善の仏事の際には非いは死者の四十九日や七回忌などの追善の仏事の際には非のが清水坂非人の権利だったということです。もっと欲しのが清水坂非人の権利だったということです。もっと欲した。その代わりに死者の衣服、あるいは仏前の食べ物などぶ、その代わりに死者の衣服、あるいは仏前の食べ物など

わるのが三ヶ条目、

四ヶ条目です。

そのこと自体は権利だということです。

次に三ヶ条目と四ヶ条目です。『今昔物語集』からもわ

ちは必ずしも病をもった人たちではなかったようです。そ 流入してくる人たちがいました。 た家、村などから出 には戦乱 先ほど言いましたように社会から脱落、排除された人の中 の人たちはハンセン病患者の非人の人たちではありません。 うに、長吏クラスの非人が七人いることがわかります。こ 月十三日の日付の下に「長吏以下七人連判」とありますよ 出てきますが、これは非人集団のトップです。建治元年八 たちが含まれていたことは間違いありません。「長吏」と かりますように、 飢饉など様々な理由によってそれまで住 清水坂非人の人たちの中に癩病患者の人 て、都市京都へ行けばなんとかなると 非人集団の上層部の人た んでい

書店、一九七八年)。それが長吏の人たちです。それと関平「中世の身分制と国家」『日本中世農村史の研究』岩波て管理する。そういう権利を持っていたようです(大山喬の人たちが癩病患者の人たちを清水坂非人のメンバーとし

居住、 出頭してきたならば、どうこう申し上げることはありませ 清水坂の使者のもとに「清水坂のメンバーになります」と 合は家に住み続けることはできないので、 いうのは家族です。家族に相談させた上で、 というのは癩病に罹った患者さん本人です。「幷親 入らなければならないと交渉するということです。「自身」 癩病患者である以上、家を出て非人身分になって清水坂に 方からその癩病患者の人がいる家に穏便に使者をつかわし 町中に癩病に罹った人がいることを聞いた際は、清水坂の 申触子細之時、自身幷親類等令相計、重病之上者、 んということです。 三ヶ条目の「受癩病之者在之由承及之時者、 始終依不可相計、 罷出者不可有子細」とは、 癩病患者本人が 癩病が重い 以穏便使者 京都の 舞」と 在家之

バー、いわゆる非人身分にならざるを得ないのですが、次重病の癩病患者は家に住み続けられなくて清水坂のメン

きなのだが出てこないぞ」などと騒ぐことは以後

非

人を引き連れていって、その癩病患者の家の前で

耻

辱事、

可令停止之」とは、

以後、 が権利に近い形で収入源になっていたということですね。 生活をしているわけですが、こういう形でお金を得ること できたのです。非人と呼ばれた人たちは下層社会で厳しい 0 いたしませんということです。ようするに重病の癩病患者 吏に対してそれ相応の志、 を家族が家に住み続けさせたいと思う場合は、 次の 場合は非人身分に転落して清水坂に入るしかない。 重病でない場合はお金を払えば家に住み続けることが 家を出て清水寺のメンバーになれと強要することは 「背此義、 過分用途於責取、 すなわち金銭を支払ったならば 付数多非人、成呵責与 清水坂 しか の長

のです。

横

并

わけですから、ようするに感染するとは思っ スの人たちのように癩病患者ではない非人の人たちも も仲間になって一緒に住もうということだから、 水坂のメンバ なぜこういう行為に出 ーにしたかったということですね。 たのか、 それ は癩病患者の人を清 てい な 長吏クラ 少なくと カュ 0 、る た

0

「不然者為長吏致涯分志者」とあるのは重病では、

な

1 場

合だと思います。

癩病になってしまったが重病でない患者

ませんと言っているのです。だから結構厳しい社会な 家には病気になった人がいるぞ、清水坂のメンバーになる 水坂長吏が癩病患者の家の人から責め取ろうとして大勢の 常識の範囲を越えたお金を清 癩病患者の家族に対 V 「この ので たし 者 は 出版会、一九七五年)。 この癩病患者の人たちであったというの という気持ちをそそるわけです。 さらして見世物にし、人々のお金を恵まなくてはならな もらうケースです。 もう一つは寺社の門前に佇んで参詣人からお金をめぐんで 収入を得ている乞食の形態には二つあると思います。 清さんが問題提起されています。これらの しゃったことであります (横井清「中世民衆史における てくるわけです。 の悲惨さを晒し物にすることがより彼らの収入源につな ではなぜ仲間にしたか 「門付け」。 と「不具」 京都の家々を回って乞食をするケースです。 の問 いわば乞食活動の最前線に出され いずれにしても身体の悲惨さを人目に 題 ったのか、 中 世民衆の生活文化』東京大学 癩病患者の人たちの身体 これ が横井清さんが は 非 草 人の人たちが V 時 期

のが が

お

して

は威圧行動に出ているのですね

清水

坂非

人は虐げられながらも、

二「非人身分成立論再考」『民衆史研究』九〇号、二〇一 きりがない 対する私の側からの対応的な説明までしていたら、 かというその なくて、私の解釈に対する、別の解釈が可能なんじゃない なにも偉そうに早い時期にやりましたっていってるんじゃ すが、その中でこの史料を担当しました あります。 でありますけれども、 て頂きます(私以降の解釈の一つの到達点として、吉野秋 九八八年に『部落史史料選集』というのが出ているんで 一九八八年)。なんでこういう話をしてるかというと、 部落史史料選集』第1巻古代・中世篇、 ケ条目も癩病患者の人をめぐる話ということでは同じ 、ので、 実はここのところ、私などは早い時期に解釈を、 後の批判があるんです。 今日はひとまず私の解釈という形でさせ 四ヶ条目に関しては、 私の解釈への批判に (部落問題研究所 複数の解釈が 部落問題研究 、これも 諸 京都の上京、下京の 「依無他方便 人致過言罵辱事」、

所 編

兀

るわけで、 して京都に新たに流入して来る人たちは次々と再生産され あったわけです。 病患者で京都に入ってくる人たちが、 京都において清水坂非人の人たちは最大の非人宿集団で 必ずしも京都の非人と呼ばれた人、あるい けれども、 病や、 あるい すべて清水坂のメン は飢饉を 理 、は癩 由と

はないと言って、「過言罵辱」を致す。どうしても京都で 坂のメンバーではないのだから上下町中で乞食をする権利 ていって、ここは自分たちの縄張りだ、

あなたたちは清水

とする際に、

清水坂長吏の人たちが配下の非人を引き連れ

「上下町中」上京、下京で乞食をしよう

たに流入した人が

六年、をあげておく)。

つあったのがこの時期だという事で、だけれども、 る権利というのが清水坂のメンバーの権利、 の原型が出てくる史料としてはもっとも古い史料なんです。 倉後期の史料でありまして、この史料は京都の上京、 方法が無いので京都の「上下町中」これは一二七五年、 なっていない癩病患者の非人の人たちが京都の習慣として たちが、京都に行けばもっと食べるつてがあるかもしれな で家を出て路頭を往還して乞食などで生計を立てている人 非人」というのは、すなわち癩病患者の非人の人で、 バーであるわけではないんです。で、ここの所での 癩病患者の非人の人で、清水坂のメンバーになってない いと京都に入ってきた、そういうまだ清水坂のメンバ (他に方便なきによって)」他に生きてい 「町中」において乞食をする時に だんだんと京都における物乞いをす 利権になりつ 重病の 重病 < 新

そういうふうな鎌倉時代の社会の実態、

そういう事が少

者とは違う面があるということを言っておきます。

V 清水坂非人に誓わせているんだという事になってくると思 ぬふりをして、 ない癩病患者の なりつつあった。だけれども叡尊は、 都の上京、 という事なんです。 . ます。 下京は、 大目に見てあげなさいということをここで 人が そういうふうに私は理解しました。 :京都 清水坂の乞場、 0 町中で乞食をすることを見て見 すなわちテリトリーに 清水坂のメンバ ーで 京

乞食をしたければ自分たちのメンバ

ーになれ、

配下になれ

は、

る空間 違った形で、 せているのが四ヶ条目だというふうに理解できるわけです。 目に見るようにしてあげてくださいと、そういう形で誓わ ちが上京、下京で乞食活動することを清水坂の人たちも大 に入っていない京都に流入してきた重病の癩病患者の つつあった。そういう中で、 人たちが乞食をする権利をもつ〈乞場〉、 回まとめておきますと、 地所有 要するに四ヶ条目は何をい が、 みたい 自分たち こういう最下層を生きる人たちにも乞食をす な形で不動産の所有権をもっているのとは 0 権利 京都の上京、 0 だけれども清水坂のメンバ 場所になって来るんですね 1 たい かとい 下京は清水坂非人の テリトリーとなり うのを、 もう一 人た 1

> れてい る意味でいえば病気などを理由として働く事からは疎外さ では職人です。 吉川弘文館、二〇二一年、 成敏・馬部隆弘・谷徹也 とめとしては、 ちもいます る斃れ牛馬の処理から皮革業に携わってい 二〇一四年)。もう少し広くいえば、 を仕事としている人たちもいました。 業をもっています。 ちは差別されたとはいえ、 しでも感じて頂けたらなと細か 河原者といった人たちが染色業をやっております いわゆる被差別部落の歴史の前提としての 「中世「四条河原」考」『中世寺院社会と民衆』思文閣出 室町 て、 時代に多く史料を見る事ができますが 乞食で生活をしてい (中世京都の被差別民をめぐる最新 一方、 尾下成敏 庭造りの技術者もいました 今お話してきた非人の人たち 『京都の中世史6戦 乱世 ある意味で言えば職人です。 をあげておく)。 かざる得 の都とその い話をしました。 京都以外でも 京都でいえば四条 ない 住 た河原者 河原者の人たち そういう意味 国乱世 人たち」 人たちで河原 の簡 最 (下坂守 染め 潔 0 尾下 わ 人た 都 な ŧ 版 0

細川涼一

1 中世の非人

病(とくに癩病と呼ばれたハンセン病患者を含む皮膚病に罹った人々)や身体障害によって、社会体制から脱落・排除・疎外された人々。癩病に罹った人々は中世、家を出て物乞いなどによって生計を立てる社会的慣行があった(これらの人々は散在非人と呼ばれた)。これらの人々が都市(京都・奈良)の周縁部や交通の要衝(たとえば大和盆地の山辺の道に沿った三輪宿・和爾宿)に集住し、集団を形成したのが非人宿である。鎌倉時代、最大の非人宿集団は、京都の清水坂非人、奈良の奈良坂非人(北山宿)であった。

2 癩病について

律令制の時期には癩者が戸主となっている事例から、古代には癩病に対する差別はそれほ ど厳しくなかったと考えられている(丹生谷哲一『検非違使』平凡社、1986年)。平 安後期~中世には、大乗仏教を前世に誹謗した罪により癩病に罹ると考えられるようにな り(仏教的業罰観)、癩病患者は家を出て非人身分とされるようになった(細川『中世の 身分制と非人』日本エディタースクール出版部、1994年。同「中世非人に関する二、 三の論点」『民衆史研究』90号、2016年)。近世にはこれに癩者を「家筋」の病(遺 伝病)とする偏見が加わった(鈴木則子「近世癩病観の形成と展開」藤野豊編『歴史のな かの「癩者」』ゆみる出版、1996年)。近代になって、癩病を伝染病とする誤った医 学的観点から、国によるハンセン病患者の絶対隔離政策が行われた(1996年に「らい 予防法」は廃止。国〈厚生省〉もハンセン病に対する隔離政策は誤った政策であったとし て患者に謝罪した)。たとえば、松本清張の『砂の器』(光文社カッパ・ノベルス、19 61年)に、戦前のこととして、癩病に罹って旅に出、寺まわりの巡礼をしている男と、 男を岡山県のハンセン病患者療養施設(長島愛生園がモデル)に入所させた「親切な警官」 の話がある。ここには、清張が同時代人として見聞した、国によるハンセン病を伝染病と する隔離政策と、癩病は遺伝病だから隔離される必要はないとする前近代の癩病観に依拠 した民衆の論理の対立を見ることができる。近年、コロナ禍のなかで、中世の癩病を感染 症差別として理解しようとする研究があるが、癩病に関する歴史的研究は、時代による癩 病観の歴史的変化(歴史的断絶)を射程に入れてなされるべきであり、近代のハンセン病 観を中世に遡及させて論じること、さらにはコロナ禍からハンセン病の問題を連想して論 じることには慎重になった方がよい、と私は考える(三枝暁子「中世身分制研究の軌跡と 展望」『親鸞仏教センター通信』75号、2020年。同「感染症と中世身分制」歴史学 研究会編『コロナの時代の歴史学』績文堂出版、2020年。同「身分制から見た中世社 会」『現代と親鸞』46号、2022年。私の賛否とは別に、真面目な研究であることは 強調しておきたい)。

①たとえば、医学史に関する古典的研究である富士川游『日本医学史綱要』 2 (平凡社東洋文庫、1974年) の「癩病」の項に集められた史料を見ても(162~164頁)、古代~中世に癩病が感染・伝染する病として考えられたことは史料的に実証できない。『令義解』が癩病は傍らの人に注染すると述べたのが、『日本医学史綱要』 2 に集められた史料のうち、癩病が感染する病と考えられた可能性を示す唯一の史料であるが、『令義解』

も最終的には癩病は虫が人の五臓を食うことによる病としている。

②新谷拓氏は、近世初頭に外来した唐瘡(梅毒)と癩病(両者とも「瘡の病」とされ、症状は似ている)を比較して、梅毒菌は癩菌に比して感染力が強く、誰もが容易に罹患しうる病気であったゆえに、癩病のように特定の者の病として差別されなかったことをあげている(新谷拓『日本医療社会史の研究』法政大学出版局、1985年、302~305頁)。すなわち、ハンセン病は感染力がきわめて微弱な慢性感染症であることによって、前近代に癩者という社会的身分として存立することになったのであり、近代におけるハンセン病を急性伝染病として強制隔離した政策は誤った政策であったことにもなるのである。ハンセン病の問題を「誰もが容易に罹患しうる」、したがって病院に隔離され治療を受けることがむしろ国民的権利である、コロナウイルスとの関係において論じることは誤解を招くことにもなるといえよう。

3 西大寺叡尊(1201~90)の非人救済

基本史料 細川涼一訳注『感身学正記 西大寺叡尊の自伝』1・2(平凡社東洋文庫、1999・2020年)。

方便品文教等一遍。鏡水勢。自始至二十二卷。二遍披麗之。即取法華維科文。 上。開同經玄徵攝尺等文。擬鐵條法。囊液不斷動之。次年時夏末。始終一遍。又 分利益腹施外来。仍且為悲母菩提。且為利生方便。儲法華小字書寫料紙。安置遺 所々。伯敬尊。成圓。二人留住。因茲思惟。與隆僧法。末代惡世尤難成立。但隨 今年再。始分别之。但自恣鼽則。潛非如法。凡當年炎旱遇例年。故安居人々數在 道警。 及地。 沙彌三人臟。 觀性。 至去年延履元年起。 通持齋人不衛大僧沙羅。 雜居安居方案。 真非。 沙瀾三人臟者。 性。 末出家。四月三日。受十戒。十一日。受具。十六日。 結蔥。 大僧八人驥尾。 聖訓。 日。 致其作法。 是人非人特齋及四百人云云。 受菩薩戒人三十人也。 彼恐性。三月 (セアント)に関い、大後可滋出家。普通昌雄等有限。下向如形作法授八審戒平兵。 三月六十四、 安寺之西邊之宿。令彼宿辈、吳持一畫夜漂戒。致開眼供養之軌則。擬英報周點復 正月。恐性亦來曰。去年秋所申。幼少時立願。此春季鹵繪女殊章像一情。安置額 仁治元年刊四十歲

11日日中 (M)

常。寧可待十三年乎。是時無分明顯狀退畢。

持佛禁戒。 以所生功德。 差彼生所。 為拔苦與樂之因。 財物不定為五主奪人命無 勝因。果先宿願耳。舊出家學道_民。予語曰。 出家功德廣大無過。 不知出家。 受 大味だよりち 月二十五日。一番一夜不断や唱女殊賢号。以所生功豫。致亡母之生所。為解助之 典樂失佈。唯何本尊文殊成力。當十三年忌民。奉國七浦文殊。安置當國七宿。每

土。唯悲忍性辨來之憂苦。而息絕魂去。於是某甲齡十六歲。報恩謝鑄無力。故苦 **革。願見沙門形。故飲刺髮者法衣。屬能將來。 夏冬無恃。 而不厭穢土。 不欣淨** 某甲為父母一男子。 故父母共崇異他。 就中母殊悲哀過于常例, 母為病使命迫且 聖朝安継天下泰平也。 九月八日,忍性良觀,按十萬。飲腐。因謝出家。流張答曰。 1.一二九年 正月一日。於御塔。七ケ日始修三時秘法。 #未込後合手奪動はNo 自身於在坊會No 事為 | ままれて一二九年 | 正年日朝出No 同八年 事務

延騰一年紅井九歲

工學等軍門日

一点三流

- 最等の自伝見は東京正記四至中心に -白大手家華之非人 N 蘇供養 重遂三翰偕文殊供養。 善算。於三輪河原對悲母。告入西大寺。 三月一日。入萬 四十四十百万百天 谷寺善算泉雲層。磯附文殊供養緣起。發出家心。於十市道隨其意趣。廿九日。 面行面 題、一大十十 智寺西宿女感供養。 中五日。 於大路堂市歷。 遂笛宿等四箇宿女孫朱肇。 是日長 二月。依去年之約束。於驗安寺舉春養養持佛堂。雜梵網經下卷古述。此間重遂 11日11日 寬尼尼年票四十三歲 後嵯峨天皇治天下四年 建武四年五十月廿五日以西室御本書寫了 強作以 题 學學 压铝土 谷。九日。與食。授齋戒。老乘顧上八。 九月七日。於東獄屋囚獄人令沐浴。八日。與食。 予授齋戒。同日。 於西獄令沐 月十二日。於新井口二十九人授菩薩戒。八月十二日。於蔡區五十四人授菩薩戒。 四月三日。於長谷寺百四人授菩薩戒。同十日。於南法華寺七十六人授菩薩城。四 曼殊童子。同時與劍髮。持五戒。墨殊者信玄陽。 廿五日。遂北山宿文殊供養畢。 母許之。十三日。歸本寺。十六日夕方。松石童子來。三月十日。與舍弟源貴親息 迹。十二日。於持佛堂。五十四人接菩薩戒。當家末子童子李名。有出家志。父 菩薩戒。 廿五日。 遂和爾文殊供養了。 二月上旬。於額安寺前屋。 開騰梵纜經古 善善房。為受菩薩戒。 動體彼家。 以十八日。 於彼特佛堂彌陀如來御前。 廿五人稷 父母親友。始四恩難。 爲開白可下向主。随喜彼願。 下向馬司。 因獨安寺性學春 正月。恐性又口、馬回乘鞋。又發七宿別供養後。 可滤粉供養之願。 為身山脈。 動 世川田川供 同三年祖四十二歲 爾宿。安置供養。華心迅度。 **間予思維。離名團利養。清淨之作差行事如之。季圖繪一情文殊。於點母處所邊和** 姿如形供養物_宝元。可致開眼觀數_宝点。即十一月十八日。於三輪宿奉開眼讚數。 其 照。不可思議。 幸國繪一博可安體何僧 "五"。 又長岳寺繼賀 理照明。 奉安置三輪宿。 律部章疏。或時恐性來下日。馬司住人乘詮奪運馬器忍性日。每非人宿安置文殊之 之。異と作品、不能是主義、主要、自己、不動用。不可能、其一、不可能。不可能。不可能。不可能。不可能,不可能。不可能,不可能。不可能,不可能。 遗生志。 又有新入所望人。 是以僧侣及十人。 自八月一日。 梵網經 古迹記被讀 法自菸站動行之。其夜瞻咸夢想。大明禪御隨富由也。自悉以後。去年散在人多有 數章與蹈禪。 年夜同謂。 七月十六日夕。 勘請常喜院安居人。 於塔東石壇上。 如 / 一/ □ / 下/ □ 日日十六日。安居。大僧四人聖書。整牒。沙瀬一入數世。今夏安居中。始四分戒本。 八件群 四十一級

注三ト国非人 滿主戒佛房。 和東國帝。逸感供養。此日。和泉河内羅際三ヶ國非人一干餘人。人別與飲食。斗飲れ 年 河内 視 被若臨叛。於舊國繼歸福樂寺。] 平五百十八人按菩薩戎。十二月三日。於河內國 | ニーン・ハ・ド・ | 二月十一日。 於法聯寺。 八十八人授本薩政。 同十九日。 於河内西森寺。 二百卅人 原川年間 た十六歳

八人。解夏以後。萬如比丘為果泰謂墨數之願。只一人將政宋。故有嚴比丘哀覺如 八人授菩薩戒。四月十四十五。於招提寺。諸寺衆會。布薩比丘三十八人。沙瀾 望啓白。予不受其論。故以懸養寺例。勸謂人。令禁勵四鄉之殺生。即出狀載謂 屏風。心地觀經報恩品讀文講義。此時當所有十郎入道Apa 轉讀法華經七千部。所 干餘非人。 送表能所立之惣供養醫。 翌日。 爲忍性亡母十三年之追善。 移住結斷 內外共為同法也。廿五日。於今里野精作假屋。奉謂諸宿文殊。謂齒齋朔等。供一 一一四四人 二月廿四日。黄盛季至。移在祖寺。以前内秘波教行。外現普通人。自屬以後。 同二年期四十四歲

(0)

南北二京。借用行事鈔。十四人結款。 自十二月。始熙雜默载。 如熱行等會也。與此於明代則以中都須舉律。依之恐性隨動誘鬥。雖如欲果本願。恐性往還 始舉不益他人。漢大宋國。迎律草疏。昔可助末舉。讃樂深重。勵力勸他。於是覺 子。與法利生可有紛沙法。有御談義。見與福寺大祚。可成乾合之魔。歸事失面

彼時有國夢相。春日山虛空在各天房僧四五人。打笏招子。歌神樂。其中僧格笏拍 是作法。隨著七深。問貞後繼舊天日。如此與法自何比始。答曰。嘉顧開門時云云。 李後。 於塔戌亥歷如法刺髮。等與馬。一人女房繼養祖是阿爾陀斯子。舉 自奈良來。 拜李後。 於塔戌亥歷如法刺髮。 华國鄉。一人女房繼養祖上與阿爾陀斯子。舉 萧原。西方寺。舊所。新寅。四ヶ處殺生。此留守閒。八幡多聞童子入西大寺。歸 五波。殊點飲酒過。二十二日。唱地觀實身。正念八頭。此秋。於聽養禁斷。 事。 七月十五日。 奥十成。 十六日。 奥兹魏成。 十八九兩日。 勸允 悲卑。 令政

題員民員者

解學改、

ノワリコー合列書・カシラツ、ミノ布カミニツ/ムー・シルニ・カウシ・水、比等校面々キタノバシ(girth) 一同廿五日、般若寺ニテ文殊供養文第、

日中正花賢記二天、北六年以三月二十五日宋(茶芳)

之。 此供養關作法。 別有性確比丘 一卷記。 仍略之。 場。္北山非人。今正地形之萬下。又象仰長吏。召膳宿非人交名。十一日。出 「ニューニューニの高質施行事。移住教者中。三月五日。監督寺西南野。 近端野鳥越 同六年記 六十九歲

然之助成點。於供養之段者。廣勒十方。曾可令結小緣之由。最初發願畢。以此等 認。非強追導之間。入皆存罄常簇。定不生深重之信數。仍不出輸進之間。只任自 也。光勸貴賤。 以某辈而之用途。 可爲造稽之新物。 雖然勸進知職事。 充滿于都 欲擬供養生身文殊宝五。愛同法等悉皆隨喜。抑所以奉造此像者。為一切染生之本章 苦惱相施行之起。頤而由斯者也。仍當明年春三月緣日。善集非人。設无遜大會。 心。々々々者。 即是得見文殊師利。 實知表心與文殊名異幹。一篇勸慈心。 現 **以及原利法王子。作食霸孤獨苦傷养生。至行者前。若人念女殊師利者。皆行為**

相器同法等日。 文殊造立之大願口果婆畢。 供養之餘。 宜任經點 ,則文殊經云。 河內國鑑井。蔣十重禁戒。廿八日。於釋迦堂。六百五十入授菩薩戒。秋九月比。 二人菸當院金並按菩薩戒。自八月十五日。三日三夜不斷滿如意輸大咒。其後至 人長衛者。離職心經。莊2 口別同會轉讓一百遍。顯維格及也。 月 八月十日。八十 会署同會階兩形仁王護國稅者故縣第多經一百八遍。即日。於住吉祖師。 集一百余 經十重禁戒。八月十九日。依平城天皇御宇八幡大菩薩御託宣。於難汝補。一百 ニーンパン 見書。夢天王寺。為弟異國難。修祖々勘。今年正月。異國際狀到來故也。講梵網 同五年成六十八歲

79

供養新百實文。擬非人蓮屋。其後傷佛日房沙汰。終其功云云。於與功以為於人類人人。為為仁人國行之。為信住人國行之。此間東西汝生。又請名僧百人。人別布施一貫一斗。依緣此狀。如新動行凡廿四五六七。四々日施行。人數都三千三百三十五人。人別追言上如件。

此旨。不可遠失候。沙汰人之繼。不存碌略候之閒。向後事為止疑殆之ৃ御蓋。子細如今開文壽剛通狀。一通者一切經寶顯內顏之。一通者神之。雖爲後今末代。永守追青上仕。

長更以下七人連判

建治九年八月十三日(引)

(12) Min

ほと間。爲被垂平等之御嶽悲。當坂非人一等請文如件。

可令注遁也。所々非人皆以預卿化度候。當板一所指彌共內事。併可爲含衞三億衆僚者。向後永守此旨。更不可違失候。 樂又受戒人數者。臨末期非人來集之時。一々右於此四夕餘々者。諸國宿々一等可守此旨者也。此義有御威。於一日片時之入御豐原事。可停止之。撰端腳寫今經贈都監衛

一重病非人等。京都之智。依無他方便。於上下町中。致乞食之時。為諸人致過言寶典與耻辱事。可令停止之。

長克。致涯分志者。向後可止其煩。智此義。過分用途於黃取付數多非人。成呵計。 重賴之上者。在家之居住。始終依不可相計。罷出者不可有子細。不然考為一受癥瘕之者在之由承及之時者。以隱復使者。 由觸子細之時,自身并顛爛等今相時者。縱龍向可預施物之由雖申之。相隨监者蔥雞。可今停止過分變[k]。

一堂塔等供養并知追審之傳事時。舊主於透預匯分萬物者。不可申子顏。若無曹之足事。可令停止之。

人を主えず 一諸人報授之時。所令随身於山野。具足者壁聡取。号無其物。群臨鄰旅。裏申不有水坑 非 過分號條條專。

凡月八日於東田到來。依之幹定。節狀畢。彼狀云。依申一日之請。向後可合停止及二日一夜。於禁崖。受簪戒非人八百七十三人。勸心見遂之。彼俗非人等狀。去非人宿塔供養。 僧隶卅三人。 自酉時許。 於塔大床。三百五十九人按若薩戎。入○) 浄注込で元 午 八八 月、廿七日。 中食以前。 著黄比入道寂渺之家。 中食以後。

80

0

自以前三ケ條。至年号月日。彼文書寫。依此狀。於彼宿堂動修供養法。其後。著 七人連判ァリ

弘安五年十月廿二日

守護御方々可彼止乞庭也。仍恐々言上如仲。

據此聲狀。向後。若令違亂於當國中。取石宿非人經國之分。所々者被相觸。地頭 可中侧。子細一切可任彼意。取意。以前三ヶ條。為申請西大寺長老。行時之入御。 可停止堂塔供養時很雜。又住居家獺病人。略頭往還癩病人。雖見目聞耳。一切不 廿二日。自久米田寺。向大鳥長承寺。道有非人宿。号取石。據起謂文。彼狀意曰。

たきことぞかし」と言へば、今一人が盲はく、「それは別の果報の人ぞ。口きたなくて言ふべからず」と言ふ。 育るやう、「あふみはゆゝしき選者かな。坂の交らひしていまだ三年にだに満たぬに、宝鐸許りたるはありが ある上人のものへ罷りける道に、乞児三人ばかり行きつれたりけるが、おのがどち物語するを聞けば、一人が

十四茶儿集口第五一艺里物語事上

者の集まる場所として観念せしめられていたことがうかがえよう。

くなった獺者心懐が「滑水坂本」の庵に行った、ということである。すでに、十一世紀には、清水坂が社会の脱落 われた癩者への差別については、別に真剣に論じられなければならないが、ここで注意すべきは「行くべき方な」 これは、比叡山の心徴なる僧が、嫉妬心をおこした報いとして白瀬になってしまうという話である。ここにあら

潜水、坂本の鹿に行きてぞ住みける。そこにても、さる片輪者の中にもにくまれて、三日ばかりありて死に しかる間、白獺といふ痕ひつきて、親と契れりし乳母も、微れなむとて箸らしめず。されば行くべき方なくて、 うかがえよう。(三十五十七

○ 日与首物語集」につぎの一部があることからも

仍返了、違遺歟、甚奇怪事也、

天陰、今日先妣周忌御正日也、仍納言殿故,修二仏事」(中略)謝瀬中間潜水坂非人来乞三趙米、兼道之由令,何、

一五八)九月七日余においてである。

→ そして、この滞水板の人々が「清水坂非人」として明確に史料の上に姿をあらわすのは、『山棚記』保元三年(1

従1申時計1天陰、参1堂塔」衛県中納官来、清水坂下之者令2種1拾塩1合4中、信1・1 「小右記』の長元四年(10ml)三月十八日条につぎのような記事がある。

清水坂非人の成立を示す史料

学校教育からの排除と被差別部落の葛藤

一統合教育と分離教育のはざま ―

藤悦

子

1 はじめに

水平社一〇〇年を記念して『講座 近現代日本の部落問教育と分離教育のはざま―」というテーマで話をします。今日は「学校教育からの排除と被差別部落の葛藤―統合

はお話しします。

「近代学校教育と部落問題」論文について今日版されました。そこに「学校教育と部落問題」というテー版されました。そこに「学校教育と部落問題」という三巻本が解放出版社から二○二二年の三月に出

す。

三〇年くらい前に『京都の部落史』の編纂事業に携わりました。そのあと京都部落史研究所の『近江八幡の部落史』をれを読み直すという作業をしてこの論文を書くにあたり、日本の国の国民を育成するために近代的な学校教育が始まっていきますが、被差別部落(以に近代的な学校教育が始まっていきますが、被差別部落(以に近代的な学校教育が始まっていきますが、被差別部落(以に近代的な学校教育が始まっていきますが、被差別部落(以に近代的な学校教育が始まっていきますが、被差別部落(以に近代的な学校教育が始まっていきますが、被差別部落(以に近代的な学校教育が始まっていきます。とういうことについて検討し直そうと考えた次第です。

係を書くのです。

というテーマで明治全体の状況についてすでに描いていま思いました。一九七三年の時点で『部落解放と教育の歴史』学生の時(一九七三年)に読んで、「うーんなるほど」と

までを含めた『底辺から見た学校教育』という本を一九八さらに赤塚康雄さんが明治から戦前、戦中(一九四五年)

五年に書いておられます。

校令など、様々な勅令が出ていますが、それらと部落の関いうことを描く形で書かれています。学制や教育令、小学史研究は、国が出した勅令や命令などの教育制度を追って史研究は、国が出した勅令や命令などの教育制度を追って

村落共同体が被差別部落を排除し、その結果として、近代所懸命実行するという状態でした。そのような状況の中で、実現するために具体的に動いていたのは、村落共同体なの実現するために具体的に動いていたのは、村落共同体なのがでて学校制度が始まっていくのですが、実はその制度をがでて学校制度が始まっていくのですが、実はその制度を

史料を非常にきちんと扱われている白石正明さんの本を大

です。

学校教育から被差別部落が排除されていくというふうには 検討されていないということです。

ば、 のようにおっしゃっています。 様々な側 最近の教育史の研究で荒井明夫さんは二〇一一年に次 面に当たってみようと思った次第です。 近代学校教育から被差別部落が排除されていく なぜなら

業」であると を取り付けて物心 社会以来の伝統的地 学校設立 「日本の政府が急速に求めた近代化政策の一環である近代 0 課題 は 両 一大地域的公共事業で、 面の支援をしてもらってできた公共事 域的共同性に依拠し、 地域民衆の支持 それゆえ近世

のは の政策を実際にやっていったのは村落共同体だということ 要な役割をはたした」とおっしゃっています。 土方苑子さんも 『学区』というものであって、そこの住民が非常に重 「学校の設置、 維持運営の主体とな つまり国家 った

行さんは一九六〇代から、 て早くから着目されてきました。 部落史においては 差別の結果として排除された、 「部落学校」というものについ 安川寿之輔さん、 安川重

> が全国各地に存在したというような描き方をしています。 部落だけが校区の部落の子どもたちだけが通う「部落学校

東野 た。そうすると、実はそれに対しての批判もあるわけです。 を非常に詳しく書かれている論文を八三年に出 「部落学校」について着目して部落史研究が進んできま 部落学校」がどのようにできたかということについて (正明) さんが地図を駆使して兵庫県播磨地方の しています。 事

以外の教育のあり様に目がいかなくなってしまう。 した。

灘本さんは「部落学校」だけの研究では「部落学校 でいいのかと、私と同級生の灘本昌久さんなどが指摘しま 者はもちろん着目するのですが、「部落学校」だけの研 差別の象徴として「部落学校」ということに部落史研 また、

め 的な評価を先行させてしまう危険性があるのではない 学校」の有無によって差別を語ろうとしてしまう。 被差別部落の子どもだけが集められて学習している いう指摘です。 個々の「部落学校」 の内容の吟味が不充分なまま否定 そのた 部落

懸命やっている先生と生徒と地元の人たちの営みがあ から、 つまり、 差別の象徴になってしまう。 排除されて、 差別されてできた しかし、 「部落学校」 った 所 だ

カン

に簡単にかたづけて良いいのだろうかということです。 わけです。 さらに 小 差別されて出来た学校だから駄目だというふう 早川明良さんは、 「部落学校」があった地域と

といったことを調べなければい して暮らしているような学区もあったのではない 別部落がないところはどうなっていたのか、 ると、そういうモザイク状の全体像が無視されることになっ 史が進んでいるにもかかわらず、 なかった地域があり、それがモザイク状になって全体 たせてもらいました てしまう。「部落学校」という象徴的な存在と共に、 けないという問題意識をも 「部落学校」だけみてい あるいは共存 か、 被差 など 0 歴

えてみたのが、 別部落をめぐる学校教育の全体像がどうなっていたの 以上のような観点で 今回 の研究の枠組みです。 「部落学校」も含めた全体像、 か考 被差

という主体的な をめぐっては、 なくてはならないという考えが存在し、 事で共学をしなければならない、 ず」という近世的な「別学」 被差別部落とは別だという近世的排除観念、 被差別部落の方でもあえて 「別学」も存在します。また、周りから排 の考え方と、 国民として一緒に勉強し 別学と「共学」と 国民教育とい 「別学」を選ぶ 「まじろわ · う

> う場合もあります。 除されて、 しかたがなく寺子屋的な 「別学」といっても様々ではないかと 「別学」 をつくるとい

思います。 ・ジュメの図1のように近世的排除である「別学」と「共

えざる気持ちで「部落 かった場合と、 主体性が 非常に大き やむを

学」という軸

に

加え

して四つの 体的営為の強弱を考慮 ので、 があったと考えてい 差別部落に 被差別部落の 類型で、 主

た。 考察することにしまし

教

育」、

被差別

部

目指すべきは

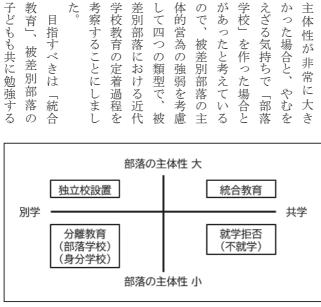


図 1 学校設置をめぐる状況

・ます。

のは後で愛媛県の事例を見るのですけれど、かなり違って もちろん違いますし、近畿圏とそれ以外、 ろに分布するということになります。 ているのですが、 考えてみようとしました。今、学校をテーマとさせてもらっ れた結果分離しているという学校、というふうに四象限で 学校を運営しています。そういう独立校の問題と、 立の大きな村ではもちろん独立校を設置して、踏ん張って うな「不就学」の状態になったところもけっこうあります。 学拒否されて、 方で、 京都の楽只小学校や崇仁小学校のように一 結局子どもたちは学校へ行けないというよ 学区は一緒だけれど、実際には住民から就 地域によってはこの四象限の様々なとこ 都市部と農村部では それ以外という 排除さ 村独

合もあります。

「統合教育」なんです。

しかし、

形だけ「共学」という場

integration と segregation という統合教育と分離教育と segregation というふうにいわれてい 普遍的な課題を提起している教育学的問題を含んでい 合教育」と「分離教育」という考え方です。これは もう一つキーワードとして掲げさせてもらっ 英語でいうと integration =統合、 る言葉です。 分離教 たの 非常に が (育 = この . る言 統

> こでその子たちにあった教育を行うことができる。その子 か、 とで、バスを走らせる形で無理やり統合教育をすすめると 貧しくて教育条件が悪くても、安心して学べる場所を提供 るいは仲良くなれないとか、その分離教育自体が問題だと ますので、この問題は完全には解決していないのです。 人居住区と白人居住区という分離的な住み方をしておら 題は現代のアメリカ合衆国においてもあると思います。 を集めて「黒人学校」としているのはけしからんというこ けを集めている分離教育から出てきた言葉です。 いう言葉自体が、一九六〇年代のアメリカに たちのニーズに合わせた教育ができる。たとえお金がなく いうふうに考える一方で、実は分離してい いう事を一九六〇年代にやったわけです。 そのように分離しているから学力的課題が出 悪かったか、考えなくてはいけないのですが、 それが良か るからこそ、 おける黒人だ るとか 黒人だけ その 0 た あ 黒 間

ンクル 常者と障害者が共に学ぶ場所にしろと日本政府に非常に 在も続いていると思い 実はそういう問題 ジジ 3 ンということで統合しろと言って は現在進行形です。 、ます。 障害児教育を国連な 障害 涀 教育 ま では カン には 強 健 玥 イ

できるということもありえます。

く言ってきています。特別支援学校を廃止する、特別支援

ています。 見にとって意味があるのかということは今も問題提起され 動を私は学生時代にやっていましたが、それが本当に障害 学級を全部やめる、全部普通学級に入る。実はそういう運

・、ここ。単に統合か分離かという話ではなくて、そこに存在する

いくようになります。

ということで学校単位の排除が克服され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくといいといけないのです。一方、近世の村落共同体は昔ながらの秩序を保ちたいので、学区は身分差別を維持したいわけです。そういう中で学区制度というもので中央集権化を図っていくということがなされました。実はその中央集権化がさます。結論的に言うと学校教育が実施される過程で近世のます。結論的に言うと学校教育が実施される過程で近世のます。結論的に言うと学校教育が実施される過程で近世のます。結論的に言うと学校教育が実施される過程で近世のます。結論的に言うと学校教育が実施され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくとということで学校単位の排除が克服され統合されていくとというによりでは、国民国家を形成することが明治時代の大きな課題でした。

いうことになります。

を相手にした特別な学校が明治末から大正時代に作られて統合した後に特殊小学校を建てるとかいう形で貧困層だけ困層が生まれていきます。統合した後に夜学を建てるとか、治の末くらいから資本主義がどんどん進んでいくので、貧では統合していった後どうなっていったかというと、明

に統合されていったかという話をさせて頂こうと思います。今日は身分制学校と思われているものが、どういうふう

2 具体的な部落の資料に入る前に

近代学校教育ってどうだったのか。どういうふうに始まっ

そして、学校をどんどん建てようと大学区、中学区、小学へて、学校をどんどん建てようと大学区、中学区、小学の大なからしめんことを期す人の父兄たるもの宜しく此の意と体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せたがいまでからずなり」ということが国の政策として出ます。 しめざるべからずなり」ということが国の政策として出ます。 たのかということを、少しおさらいさせてください。

一小学区に一小学校を建てていこうとします。区というふうに書いてあって、学区という行政区を作って、

す。

ます。 が単に横滑りして近代学校を建てるという組織形態に を担う人を置かないで、小学校の運営はこの区長に任せま るだけなのです。 が、総区長、区長、 組織である大年寄、 について書いています。 った具合です。 辻ミチ子さんが、 区長は、またその下の人たちに副学区取締を任せると 京都府では学区取締といって学区の行政 簡単に言うと、 副区長、 中年寄、 京都の場合、その学区を誰が 京都市内の場合は、 戸長というふうに看板を変え 添年寄、 近世の村落共同 町年寄という人たち 近世的な支配 体 袒 0 0 なり たか 組織

校制度に持ち込まれていくということになります。思っていることや、当時のシステム自体がそのまま近代学た人たちの考え方、部落の人たちは排除して当たり前だと事業というのが学校を建てることでした。つまりそれを担っ 近世の村落共同体による最初の近代的な公共事業、一大

です。

3 学制期の具体的姿

一八七二年の具体的な姿ということを考えたいと思いま

当然、 ということになります。 部落が結構存在し、財力もそれなりにある村だったので、 業料にあてて、村の有力者からお金を集める形で自前 す戸数割で集金する、 戸数割で百軒の世帯があったら百軒同じように一円ずつ は誰が出したかというと、 の建っていた柳原村と、 金でやっていくわけです。 京都にもきちんと独立村として村を維持していた被差別 近代の学校教育は近世的な村社会が実際には担い、 自分たちで自分たちの小学校を建てて維持してい 町会費のようなものです。 楽只小学校の建ってい 京都の場合有名なのが崇仁小学校 費用は民費ということです その村落共同 体が集めま た蓮台野 それを授 た。 0 村 出 < お 金

路村 に編 されていきます。それぞれ学校を設置するということにな 合併されていきます。 二十五番組 ありますが、 方で、 入されていきます。 (西三条) 京都市内には五つ旧役人村と呼ばれ (粟田) 天部村 は西京村に、 に、もう片方は下京二十四番組 (東三条) 川崎村 村としては成り それぞれ被差別部落が は二分されて、片方は下京 (養正) は田 7 た な 中 一村に、 ていた村が 0 (有済)

ります。

ところが一八七五年に経済力を持たせようということ町村合併して、蓮台野村は紫竹大門村と合併します。合併は村合併して、蓮台野村は紫竹大門村と合併します。合併は野小学校があり、村に二つ学校があり、蓮台野村の方にも蓮台野小学校があり、村に二つ学校があるという状態で維持することになります。何が言いたいかというと、このようにることになります。何が言いたいかというと、このようにあことになります。何が言いたいかというと、このようにないているのです。

るというのが大事な点です。それぞれに頑張って学校を建てていくという努力をしていている独立した小学校として確認できると書いてあります。

東播磨の場合は記録に残る限り三八校が被差別部落に建っ

の五年、あるいは一〇年位の間はあったのです。い、充分他の村と並び立つような就学率を誇る学校が明治

被差別部落に学校が建っていって、就学状況も劣ってい

なの

さらに奈良県の場合も独立校ということで、それぞれ

一方、枝村という表現をしますが、大きな村(本村)の出っこに一〇世帯とか非常に小さな村が存在しましたが、端っこに一〇世帯とか非常に小さな村が存在しましたが、端ったに一〇世帯とか非常に小さな村が存在しましたが、端ったに一〇世帯とか非常に小さな村が存在しましたが、端ので、実質的に不就学になる。この就学拒否は、本村するので、実質的に不就学になる。この就学拒否は、本村が嫌がるとともに、そういう本村の態度に対して被差別部落の方も、そんなの一緒にやれるかという問題もあったかと思いますが、ともかく不就学になります。

との「共学」をすすめる文章を残しています。「凡ソ人民愛媛県では『石鉄県勧学告論』で県の役人が被差別部落

兵庫県の場合は安達五男さんが調べてくれたものがあり、

う状況でした。 きだと言っているのは愛媛県だけですが、 ちが調べてくれて分かっていて、さらに一 のは愛媛県と山口県と福岡県というのが、 す。その『就学告論』において被差別部落に言及している るという文章が残っています。「これからは皆が学校に行っ というふうに県が人民、学区の人たちにお説教をこい すなわち「サレハ同ク入学シテ互ニ講習ノ益ヲ取ルヘシ」 玉ヘリ。」ようするにいわゆる穢多の人たちと共学しろ、 ていますので「其称ヲ廃セラレ且平民ト歯スルヲ得セシメ 穢多と斥ソケ視テ猫 て勉強してください」というのを各都道府県が出してい レハ既ニ其称ヲ廃セラレ」いわゆる解放令、 逆に言えば一緒に勉強してなかったという : 狗ヨリモ賤シメシハ全ク未開 緒に勉強するべ ともかくそうい 教育史の先生た 太政官布が出 ノ弊習ナ · ょ 1

ルナリ」ようするに学問をしなくてはいけない。「強チニ

、知慮ヲ開キ芸能ヲ長スル所以ノ者学ニ非サル得ル能

ハ

サ

ちが、 村に嫌だと言われたらそれ以上押せないような状況だった 結果であるとともに、 う一世代過ぎてしまっているのです。そこで大きく遅れ じめて就学したのが明治二○年代、あるいは三○年代 かなりの量の人たちが実は不就学でした。この人たちが というのが愛媛県の実態でした。つまり本村の親御さん ろ」みたいな形で言えなかった。村が建てた学校ですから 同体だったので、国が しまうという問題がありました。 んありました。「部落学校」に行けたどころではなくて、 たがゆえに、不就学になっている事例が実はかなりたくさ 差別部落の子どもたちが就学できない状態で終わってい 差別部落の方に我慢させることになります。 が続きました。 あいつらと一緒に勉強はできないという態度を示し しかたなく県庁の人たちは説得をやめて被 学校の設置、 「国民皆学だ、だから絶対受け入れ それは住民の差別意識 維持組 織 その結果、 が近近 世村落 た 7 は < 0

本校にいる本村の被差別部落以外の人たちが「あいつらとだと、子どもたちを追い立てるように本校に連れて行くと、 4県庁の人たちが被差別部落の人たちも一緒に勉強すべき

緒になれるか」と言って学校をやめてしまうということ

地方行政制度・教育制度の改変の意味

のです。

をまず見てもらったのですが、その次、学制を機に近世村そのような学区制の時代、学校が始まったばかりの時代

関与していくというやり方に変わっていきます。ちを学校へ行かせるという形で始まったのが、徐々に国が落共同体で公共事業として学校を建てて運営して子どもた

地方行政制度、教育制度の改変というふらに書かせてもとか行び出るたびに、教育制度も変わります。学校を誰がとか令が出るたびに、教育制度も変わります。学校を誰がくわけです。

入れるという形に移行していくことになるわけです。大れるという形に移行していくことになるわけです。明治政府だけが何かを決めるといり形ではなくて制限選挙を導入して様々な人の意見をとりら形ではなくて制限選挙を導入して様々な人の意見をといら形ではなくて制限選挙を導入して様々な人の意見をといらががまったからです。それを受けて明治政府は地方政治にが始まったからです。それを受けて明治政府は地方政治にが始まったからです。それを受けて明治政府は地方政治にが始まったからです。明治政府だけが何かを決めるという形ではなくて制限選挙を導入して様々な人の意見をとりう形ではなくて制限選挙を導入して様々な人の意見をとりう形ではなくて制限選挙を導入して様々な人の意見をとりるが出来るという形であるという形ではなくて制限選挙を導入してはなるわけです。

郡区町村編成法が作られて京都市のような都市部では、

と中

央集権体制が確立していくその一歩がこの官選戸長役

の旧村の権力者、リーダーが村の戸長をやっていたのが、一八八四年に官選戸長役場という制度ができて、近世び、一八八四年に官選戸長役場というかたちで、小学校の維持その戸長が設置・維持するというかたちで、小学校の維持区長の下に戸長がいて、農村部では郡部を司る郡長の下に区長の下に戸長がいて、農村部では郡部を司る郡長の下に

民主制度的に言うとこれまでの村落のリーダーを戸長からこの時から中央官僚が戸長に就くようになります。つまり、

をしている人が役人に就いていくと、そのことが小学校の地方官僚としてリベラルというか、開明的なものの考え方落が近世村落秩序から排除されていたということでいうと、はずして、中央から役人がくる状態になります。被差別部

たが、現在少し変わってきています。教育史研究的に言うをしている人が役人に就いていくと、そのことが小学校のをしている人が役人に就いていくと、そのことが小学校のをしている人が役人に就いていくと、そのことが小学校のない方ですが、どんどん中央集権体制になって、ファシズムに向かったという流れが教育史研究には色濃くありましたが、現在少し変わってきています。教育史研究的に言うというですが、どんどん中央集権体制になって、ファシズムに向かったという流れが教育史研究には色濃くありましたが、現在少し変わってきています。教育史研究的に言うという。 をしている人が役人に就いていくと、そのことが小学校のないですが、どんどん中央集権体制になって、ファシズムに対している人ができるわけです。

頂けたらと思い けないという問題意識をもっている官僚が来るということ ていたところに、 うな部落問題の視点で見ると、 方があり、 るようになったとか、 僚になったとか、 場制だということです。 いくというのは、 悪かったとか良か 悪い います。 ・評価がら 教育行政官が視学という名前で派遣され 四民平等の国民教育を実現しなければい 国家主義の地ならしになったという考え 根強くありますが、 ようするに中央集権体制が確立して 0 たとか簡単に言えない話を考えて あるいは戸長が村の指導者から官 旧村の指導者が戸長を担 今日見ているよ 0

事の を経て、 制 行政として責任を持つ人が 者」を見ると、 う模索の時期があります。 ますが、これだけ制度をなんとかしなくてはいけないとい 方行政制 で選ば 表1の地方行政及び教育行政の組織の変遷を見ると、 任命 限選挙です。公選をすると結局かつての村のリーダー れた戸長が来ます。 制」というふうに書いてあります。 地 じゃない 一八八〇 方制度、 かとい 行政職 (明治一三) 年には、 一八八〇年くらいの 「学務委員に戸長が参加 う評価もできますが 公選だと民主主義的な手続き 教育制度といろいろあり この時 学区 「学区責任 |の教育 b あくま 府知 公選 地

が学務委員になってきます。

八 五

を聞く官僚たちが学区を担っていくというシステムに代わ に明治一八年くらいからなります。 責任者の戸長が学校についての責任を持つというシ るのです。 になりました。 です。その時に学務委員制度が廃止されて行政責任 ていくということです。 長とか戸長たちが徐々に排除されていって、 そうやって見てもらいますとターニングポ どちらかというと身分制を維持したいと思ってい (明治一八) 年、 知事が任命した官選の戸長が就いて、 この戸長が先ほど説明したように官僚 第三次教育令というのが 近世村落共同 上の言うこと イント 出 その 体にお Iされ ステム は は 行 戸長 た時 け 政 な

る、

置、 に 遣されるの る役人が配置されていきます。 というの 義的に編成されていくことを示しています。 これこそがまさに、この明治三○年代に教育行政 もう一つ問題があります。 綴喜郡や相楽郡などが行政単位としてあったわけです 一八九九年に「郡の教育責任は郡視学」とあります。 は、 が 道府県レベルではかなり立派な法 地方視学」です。 八九 中央の官僚が各道府県に派 その £ 年に 地 方視 地 地 方視学の 学 任官に 方視 がが 国家主 のもと しあた 0

央官僚が地方を動かすという教育行政に変わっていきます。ので事が動いていたのですが、明治の三○年位になると中、ので事が動いていたのですが、明治の三○年位になると中、明治五年ぐらいに学校制度が始まる時には近世村落ます。明治五年ぐらいに学校制度が始まる時には近世村落ます。明治五年ぐらいに学校制度が「郡視学」として担っが、そこの郡の教育責任は中央官僚が「郡視学」として担っ

5 部落学校の設置・廃止と学区 兵庫県の事例

校がどうなったかを見ていきます。 次にそのような教育行政の変化の中で、被差別部落の学

な事例がこの後研究されています。

鑑』なのです。各被差別部落の地名があり、その部落に寺たれている論文があります。この地域の学区の変遷を全部追ったいますが、この論文に書いてあります「部落学校」がどこに建ったかを示す表は、各被差別部落を特定できることになります。小さな被差別部落でも学制期に「部落学校」がどこに建ったかを示す表は、各被差別部落を特定できることに建ったかを示す表は、各被差別部落を特定できることに建ったかを示す表は、各被差別部落を特定できることに建ったかを示す表は、各被差別部落を特定でおっているが異ない。

子屋みたいなものなのですが何々小学校が建っていった。

東野さんが調べてくれたもののなかには、

学校の分合が

校として維持する、あるいは潰したままにするというようで、いうことも緻密に追っている論文です。その東野さんは「単に被差別部落に設立され存在した学を『部落学校』というのではなく、明治初年の学制によった。『神路学校』というのではなく、明治初年の学制によった。『神路学校』というのではなく、明治初年の学制によった。『神路学校』というのではなく、明治初年の学制によった。『神路学校』ということで統合しない、別々の分表は『身分学校』ということで統合しない、別々の分表は『身分学校』として規定したい。」と述べています。各被差別部落の学校がどのように統合されています。各被差別部落の学校がどのように統合されています。各被差別部落の学校がどのように統合されています。

 あるい

は廃校、 部落同

そして、

明治一七年の学区改定まで独立維

差別

士

0

合併や、

被差別部落と部落外との合併

えてくれてい 校のうち六校が被差別 理的な問 直して、一五学区に一五の学校 と学区統廃合の過程で、 非常に丁寧に調べてくれているとっても重要な論文です。 これは被差別部落の学校の統廃合がどのように進んだかを をしたにも ということです。 外とを合併させる事例もありました。 落で合併させる事例です。 別部落ではないC村があるにもかかわらず、 併なら普通にあり得ることですが、 合併させるという事例があります。 しまう事例もありました。 いるAという被差別部落とBという被差別部落の 一つ一つを追っていくのも大変なのですが、結論的に言う 題などで本校の他に分校が一〇校、その分校 かかわらず独立維持を続けた学校もあります。 、ます。 あるいは林立していた学校を廃校にして 部落に設置されたということをおさ 加西郡の場合一五学区が設置され また、 逆に明治一七年まで学区の改定 (本校) 被差別部落と被差別部落 飛び地 隣接した村の学校 これは統合校になる が建ちますが のように離 A部落とB部 間に被差 れて の合 $\overline{}$ 地

進む

被差別部落Aの小学校と被差別部落B

0

小学校を

は、 れを区別するために東野さんは 差別の結果としてできたという意味では、こういう学校が 差別部落の独立校に行かせたりする事実を指摘 れているわけですから。 校へ行くべきです。その枝村の被差別部落も学区に編入さ こにある被差枝村の別部落の子どもも当然その本村 という大きな村の中に小学校ができたならば、 設定した結果を追認するということです。 当たり前です。 郡区長が地元の意見を聞いてやったと東野さんは 持を含めた四種類のやり方で分合が進みますが のではなく、わざわざ分校に就学させたり、 小学校の設置 「部落学校」と呼ぶべき学校ではないかと言っていて、 これを誰が決めたかということです。 廃止 地元の意見を聞かないでやれるわけ ですから、 しかし、 郡区長は旧村が 「身分学校」という表現 本村の小学校に行 その結果、 これらの分合は 離れ 本村 しています。 自 ってい 問 言 の端 がな 0 題 由 、る被 亦 せる な に 村 学

れ く作業が始まります。 が たかどうかが問題ですが かかるということで、 一八八六年、 この時期に「身分学校」 枝村の分校を潰して本校に入れてく 経費削減を目指して統廃合して 結論、 形式的共学」になっ は分校とし てお

この時使ったのだと思います。

ていきます。枝村の子どもたちは分校を潰し本村の小学校ていきます。枝村の子どもたちは分校を潰し本村の小学でからです。一八八六年から九一年までの分校廃止後、分校からです。一八八六年から九一年までの分校廃止後、分校のです。一八八六年から九一年までの分校廃止後、分校のです。一八八六年から九一年までの分校廃止後、分校からです。一八八六年からという事実があります。このようたから良かったのかというとそうではなく、不就学になったから良かったのかというとそうではなく、不就学になったから良かったのかというとそうではなく、不就学になったから良かったのかというとそうではなく、不就学になってしまうというのが現実です。

運営できているので、子どもたちや保護者にとっては「就たのでしょう。もちろん現在の目で見れば、明らかに村落たのでしょう。もちろん現在の目で見れば、明らかに村落たのでしょう。もちろん現在の目で見れば、明らかに村落たのでしょう。もちろん現在の目で見れば、明らかに村落が、一八八○年の被差別部落住民にとって分校って何だっが、一八八○年代、部落差別の結果なのです。しかし、一共同体が排除したという差別の結果なのです。しかし、一共同体が排除したという差別の結果として、一緒に本校に入れてもらえないから分校を建てるとか、あるいは小学校区の編成の中で分校ができるなど様々な確認ができるのです。

ロの視点、その二つの視点で「部落学校」を考察する必要制度や歴史の流れとして統合教育をするべきだというマク勝教育を比較すると統合教育がいいのに決まっているので離教育を比較すると統合教育がいいのに決まっているので離教育を比較すると統合教育がいいのに決まっているのでが、教育を受ける当事者及びその保護者のその時、その離教育を比較すると統合教育をするべきだということだが日常的にある本校から子どもを守っていたということだが日常的にある本校から子どもを守っていたということだが日常的にある本校から子どもを守っていたということだが日常的にある本校から子どもを守っていたということだ

のかということが、明治の文章からわかります。のことは自分たちでやり通すということを考えていた村なが、いかに良い意味でプライドが高くて、いかに自分たち間まで楽只小学校が存在していました。楽只というところここは京都なので知っている方も多いと思います。この

があると考えます。

野口村(旧蓮台野村)の分村独立と小学校経営

6

八年、市制町村制施行ということで、財政を整えるために政区と学区は別扱い)という道を選びます。さらに一八八と合併します。しかし、小学校は維持し、統合しない(行一八七五年に蓮台野村(野口村)は鷹峯村(紫竹大門村)

学しやすい学校」として存在していたのです。これは差別

るので、

たわ

年に 京都 します。 .野口村はわざわざ行政村として独立するという選択を 府は合併を促進していました。 しか Ļ その一 八八八八

由があ 校は別々に すが、これがなかなかうまくい 八九四 に維持、 蓮台野村と鷹峯 年四月に鷹峯村 独立しているのです。 対が から郡に出された分村の上申 かない。 回 緒の村になっ 仲良くできずに学 た 0 で 理

より、

区内各戸の糞尿を公に売し、

区の雑収入として

般

現がありますが、 くしてくれないと鷹峯村は 「蓮台野区は古来穢多の一部落にして」ととんでもな 彼等は非常に被害妄想をもっていて仲良 言います。 1 表

しかも鷹峯が行う土木事業に蓮台野も金を出せと言ってい るを得な とんでもない文章です。 方の猜疑心だとか被害妄想しているからだと書いています。 して運営することがうまくい すでに合併した「合併村」だったのですが、一つ 蓮台野は怒っ かなりの差別の実態が推察されるわけです。 逆に言うとそういう状況を生まざ けです。 かなかっ た理由を蓮台 の村と 野 村の

小学校を維持しようとしていることが伺えるからです。 分かります。 村はこの当時、 なぜかというと、 非常に努力していたということが この当 時 の史料を見ると、 同

> 時、 でさらに何をしていたかというと、「旧来申合上の慣行に 公有財産を購い」お風呂を皆で維持しているのです。 でそれぞれが自分の小学校を維持しなくてはならない じ村になったのですが、 そこで、 もうすでに公衆浴場がありました。「全区の公民より 蓮台野村は何をしていたかというと、この それぞれに小学校をもってい 、るの 0 で 当

間 料として売ることができたのです。それを売って公衆 村税・戸数割賦課額に充つるの資とせり」。この当時 の糞尿って良い肥料ですから、糞尿を農村の方たちに は 浴 肥 人

それ

なのですが、 という、 糞尿売却費を教育経費にして、それを村税の代替物 ているわけです。今風の言葉でいうと、 と合併しているのですが、 を皆で一致独立してやろうと決めてい の収益を合わせて、それで村税を賄っていたのです。 実は京都町組が江戸時代にずっとやってい それを同じようにやっていて、 蓮台野村は蓮台野村で自治をし る。 公衆浴場の経営 要するに鷹峯村 九二 たこと にして

的 鷹峯村からわざわざ野口村が分村して、 な動きです。 ていくとい う道を選んだのが、 楽只、 小学校を維 千本部落 0 持 歴 史

と言っていた時代に野口村が分村したのかについて、学校一九六八年の資料では、なぜわざわざどんどん合併しろ

おり、小学校を維持するために分村があったのだと思いま思っているから分村になったのだろうという表現があるとが一緒ではなく、やはりそれぞれの学校を大切にしたいとと言っていた明子に興工者が分者したの対に、いて

もらうと教育費がもう圧倒的です。役場を維持して学校を るのは大変です。その時の収入とか決算書を見ると、 さく貧しい村ですから、小学校を維持したり運営したりす を選んだと思っています。しかし、この後、 勉強できるようにということで、野口村も南野村もこの道 簡単に言うと、 けの学校、 ぱり上手くいかないという事で、もう一回、被差別部落だ 江八幡の武佐小学校が合併していたのにもかかわらず、やっ です。実はこのような事例は近江八幡にもありました。 のほとんどが糞尿代だということが伺えます。歳出を見て 主体的な選択の結果、 南野小学校というのを建て直しているのです。 部落差別から子どもを守るため、ちゃんと 独立校になった非常に稀有な事例 規模的にも小 村税 近

部落が独立校を選ぶことの理由がちょっと垣間見えるかな

一杯ということです。これを見ても被差別

落の中に暮らしている村だったのです。

そういう小さな村なのですが、明治一○年の段階で寺を

維持するので精

と思います。

7 京都府北部における状況(中郡善王寺村の闘い)

不就学から共学へ。

しまうのです。要するに届けた名前を全部無視して、この そういう人を馬鹿にしたようなことを平気でやるような村 元々の自分たちが届 ことをして裁判沙汰になりました。後に善王寺村が勝って 時の字名をそのまま村の人たちの名前にするという勝手な いくわけですね。しかし、村役場はみんな同じ名前にして たちが自分たちの名前をそれぞれに作って村役場に届けて 村落の対応が分かる事件が明治の初めにありました。 てあげないというか、馬鹿にしているというような周りの な村です。都市部と異なる、交ろわずというか、 年代の調査で二〇世帯、一〇〇人しかいない非常に小規模 明治の段階に苗字がもらえる事になって、 現在の京都府の大宮町にある被差別部落です。 京都市北部の、 中郡善王寺村の闘いを見ていきます。 け出た名前に変わっていくのですが、 善王寺村の 昭 相手に 和一〇 Ĺ

文章に書いてありますが、 廃止されます。 学校で、小学校の三年生とか四年生になると本校に行くと ているのです。 学校は本村の長岡小学校の支校、分校という位置づけになっ そらく他 これは史料 すけれど、 いう位置づけの学校ですが、ところが七年後にその支校が 力を始めていたのだなと想像できます。 できたという北部の小さな村の字名が出てきますので、 0 北部 教師もしっかり配置して学校を始めています。 が全然ないのですが、 なぜ廃止されたかという理由が 支校というのは小さい子だけが通ってい の小さな村でもこのように学校を建てて努 読み上げます 後々 0 一八八一年、 á 不就学から共学が 0 普の その お 、る

教場として学校を設置して、

子どもは八人しか

11

ない

ので

ナリ、 ヲ唱へ、 落の人たちですね。 分校でしたが村立学校ですね。「同十八、九年頃ヨリ子弟 治十年三月ノ創立ニシテ、 明治二十一年八月、当長谷部落学校廃止トナル。 長谷 年々相当経費ヲ支給サルル村立ノ小学校トナリシガ、」 遂ニ止ムヲ得ズシテ自然廃校トナリシ也。 = 一別物 当 部 ノ学校一 (落) 「及ビ本村ノ物 戸 軒殖 主 同十 つまりこれは長谷の被差別 タ ・四年ヨリ長岡学校ノ支校ト ル 放け 共 ij 村内費用多クナリ Ĺ П Þ 爾来」 ニ紛義 右 ハ 明 部

> るわけです。それを読みますね ことで、不就学を克服する努力をこの善王寺の人たちは うことです。 不幸ノ青年トナル」つまりお金の問 ここからが問題です。 すが、行けない。それで結局不就学状況になっていたとい けれど問題は本村の学校に行 それで、それ 「爾来当村児童ハ全ク教育ノ道ナキ は お か こってい しい 題があって学校を潰し 0 では たかということで な か . う

れない。 ズ。」ここが味噌ですね。 去年来百方苦心セシモ、 ヲ以テ、本村ノ学校ニ登校セシメンコトヲ交照 急務ヲ告ゲ、一方当部落有志者モ明治教育ノ必要ヲ感ズ 無教育トナリ」ここからがなぜ登校できたか 去ル明治十年三月創立ノ支校廃止以 ヲ嘆キ、 「明治三十二年四月ョリ、 「徴兵適齢合格者モ目ニー丁字ナク、 「止ムヲ得ズシテ京 父兄及村内有志へ各入営者ヨリ后来子弟ニ教育 村役場及郡役所ニ於テ採用 村役場や郡の役所では 当区児童善王寺校 都 府 知事 来当部落 入営后 直 接申請 ノ困難 0 ノ子弟 理由 登校 7 聞 · マ セラレ 「です。 ハ全ク 甚シキ . てく 決ス。 由 テ

全く勉強できな

潰されてしまって本校にも入れないで、

残同

ってい

る。

まり、

何

が書いてあるかというと、

分校を

年四

月ヨリ公然登校ノ運ニ至リシナリ。」という文章

ことがわかります。 も読みますね。どういう理由で京都府を説得したかという になりました。 知事までいったという話ですね。そして実際に入れるよう れど、村役場の段階や郡役所の段階では駄目だったので府 に入れてほしい。本村の学校に入れてほしいと交渉したけ 気持ちが高まったということを言っていて、 仕事にも苦労します。これは勉強しなければ駄目だという なかったので非常に苦労しました。もちろん兵隊としての を送ることもできず、村の方も手紙を受け取ることもでき 同じような文章がもう一つあります。これ なんとか学校

ということなのですね 課に進み候様」。 何卒特別 非識字だったと、「文盲にて朽果候様の手段のみに候間 更擯斥甚だしく、只銘々共の子弟等今に至る迄文盲にて、」 して立っているわけですね。「我等不面目の次第と当時猶 一人にて屯管の御門に立つ者あれば、」ようするに衛兵と 明治二十八、九年より兵士二、三名入営に付ては、 の御詮議を以て、 徴兵が京都府を動かす理由になっている 責めては男子たりとも平等の学 彼等

は実は新聞に報道された文章です。『日出新聞』、 現

> この新聞の影響で日本全国各地の同じような被差別部落の モデルとなって、本校に登校することが可能になったと の 『京都新聞』です。その『日出新聞』に報道されて、 実際問題この動きの直後に、 同時期 気に宮津

学を拒否されていた被差別部落にとっては『初めての就 ことが書いてあります。そういう状況の中でも子どもたち いうことも考えさせてもらいました。 が 現しますが、 の京都府への を実現する契機となった、その契機になったのが長谷地区 になって確立していくということになります。 る被差別部落の子どもたちに対して、「悪感情」があった もめたということがそこには書いてあります。入学してく たちの通学を認めていくわけですね。ただその時には結構 尋常小学校や、与謝郡加悦町遵道尋常小学校なども子ども になりました。 うふうに言っているくらいの結構センセーショナルな動き は本校に通い始めるということが、ようやく明治三○年代 「このような分校の本校統合の機運は、 配置された事によって事態が良くなったのではないかと レジュメの九頁の二行目から読みますね もう一つ、郡視学が一所懸命動いて、 請願だったかもしれない。」いろんな形で実 分校もないまま共 郡視学

状況になっていた青年たちが、

戦争にとられた後に、

手紙

在

8 愛媛県の不就学対策―分校の設置・廃止

みますね。
・
・
・
・
のです。ほぼ同じ時期に同じ動きをしています。「8、愛たのです。ほぼ同じ時期に同じ動きをしています。「8、愛たのです。ほぼ同じ時期に同じ動きをしています。「8、 変

すね。 屋 て、 ぱり入れてくれないので、 んとうは本校に行きたかったのだけども、 てわざわざ分校を設置したという新聞記事があります。 川村というところが、なんとかしたいと、一八九〇年になっ であったという状況です。 できず、その結果、長期にわたって部落のこどもは不就学」 学させないという暴挙に出るため、教育行政は共学を推進 排除し、 「愛媛県の場合、 のようなものを始めましたという文章が載っているので 結局自分たちの村に校舎を建て、老教員を雇って寺子 部落のこどもが就学すると自分たちの子どもを就 学区を構成する旧村落が部落のこどもを 泉川村としては八方手を尽くし 愛媛県の被差別部落の新居郡泉 本校の人がやっ ほ

> (景に貧民と称するは通称新民と称するものなり)」 (大力) は (大力) に (

にしたのですね。
にしたのですね。
にしたのですね。
にしたのです。この安藤さんはどういう人だろうと思ったら一たのです。この安藤さんはどういう人だろうと思ったら一たのです。この安藤さんはどういう人だろうと思ったら一

彼れ自ら被差別部落に於ても地位を卑下するの弊風あり。の種族の児童教育に関しては、従来普通民が彼等を擯斥し、事があります。「この種族」、この表現も凄いですが、「こに内務省に「部落の概況」として愛媛県が報告した新聞記一〇頁の中段を見てください。一九○七(明治四○)年

ては、特に彼等の為めに支教場を設置せしむるの途を講じ、すが、我慢して聞いてください。「子弟教育の思想乏しく、すが、我慢して聞いてください。「子弟教育の思想乏しく、後等の父兄は無教育の輩なるを以て」、文章がひどいので彼等の父兄は無教育の輩なるを以て」、文章がひどいので

の子どもたちの教育保障は辛うじてされていたということだけど「次善の策」ですが、これがあることによって部落たということが愛媛県の場合わかるのですが、当然、兵庫と同じく学区から排除されているということなのです。 として部落学校を建ててい明治五年だから三五年たっているのですよ。

に分教場を持続するは即ち社交上の障壁を存置するに外な不経済だし、やっぱり統一すべきだと言っています。「殊不経済だし、やっぱり統一上としても甚だ不可なり。」と、運の進歩発達に伴ひ村費の膨張を来たし、分教場設置不経

以て教育の普及を奨励せり。」しかたなくだけども、自分

9 統合後の差別

です。

最初、 緻密な事実に基づいた歴史を書くのが結構困難になってい ました。 この表はそれをただ表にして示しただけのものです。 すい文章が、この水平運 山のように同じようにあったということが非常に分かりや ないというか、山のように出てきます。それが全国 学校でどんな目にあったかったというのは枚挙にいとまが 昭和にかけて、戦後も含めて、被差別部落の子どもたちが な地名を出して良いのだろうかと思いながらこの表を作り 次ですが、「共学」が実現していく中で、 新堂とか西浜とか庄とか大福とかいうふうに具体的 今の部落の教育史や、 動の「無名戦士」の聞き取りです。 もっというと被差別部落の 明治末から大正

らざるを以て、」

う状況になってしまうととも言っているのです。「又社会らず、」分教場を持っているということは、交ろわずとい

の状態より此種族に対する観念に至りても亦従前の如くな

少しは変化したと言っているのですね。

分たちの幼い頃の状況を話してくれているものを書きだし 聞き取りを書いたものが載っている本ですが、その本で自 田中部落のことが書いてありますが、全国各地 な所、大阪だとか和歌山だとか奈良とか、あるいは京都も 歌山の庄というふうに出してしまっていますので。いろん たら、まさにそうですよね。 「水平運動の無名戦士」、水平運動をやっていた方々から 大阪の新堂、 大阪の西浜、 0 V . ろんな 和

て、これ書くだけで、ある意味「地名総鑑」だって言われ

た表なのです。

被差別体験を言っていない人は分教場に行ってい

タカナを読める程度の学力だったと書いてあるのですね。 のは学校生活の中で尋常小学校の終わり近くになってもカ 指導もしてくれないと言っています。でね、 んは、連日差別を受けていて、 るほどと思ったのが、たとえば1番の大阪の新堂の太田さ 行ってくれていた、よくぞ通ったなと状況なのですね。 体験というのが、まあすごい。 のです。統合教育されて本校に行っていた人たちの被差別 教師もそれについても何の 明治時代ですから、よくぞ 興味深かった な

> うことがたった一つの本でも分かるということをただ書い ただけのことです。 しなかったのだなという事が非常によく分かります。 があって、学校は共学という形にしているけれども、 穢多と呼ばれたとか、さまざまなビックリするような事柄 事も指摘して下さっています。 てくるのです。 もありますし、 まあ、 中には教員による差別があるというような 分教場は良かったという話にもなっ 唾を吐きかけられたとか、 とい

10 おわりに

た人な

ことを忘れてはならない えたかという結論のところを読み上げますね のパターンであっても近世以来の部落差別があ を見るということをやりました。 もらいました。 たか、なかったかという形の四象限に分かれ 兀 まとめの話です。 類型ということで、統合教育と分離教育、主体性 四類型で近代学校教育と被差別部落の関係 最後の頁を見てください のですが、なぜそうい ただ、 すべ ての たものを見て う類型で考 ったとい 類型、 があ 5

り」もう何度も言ったとおりですが、「県や国といった広域 「学校教育の実現は 近世村落共同: 体 が 物 心両 面 で支えてお

たと彼は言っているのです。それって何なのと考えること

つまり、差別を受けたから落ち着いて勉強どころじゃなかっ

ために引き起こされた問題である。」と私は思っています。命令ができなかったからであり、「近代学校教育におけるおら、それに越したことはないという状態ですね。監督令ができなかったからであり」、あなたたちがやってくれ

行政は近世村落が決める設置区域

(学区) に対して監督命

在の有無などそれぞれの村でそれぞれの多様な形態で学校

そのため、都市部と農村部、あるいは地域指導者の存

題を必ず引き起こすという事がよく分かる話です。数育が展開した」しかも、「学区による教育条件の格差は必が当たり前だったので、「学区による教育条件の格差に結び付いたのは学区による学校設置維持というシステムのためです。」のは学区による学校設置維持というシステムのためです。」のは学区による学校設置維持というシステムのためです。」か当たり前だったので、「学区による教育条件の格差は必数育が展開した」しかも、「教育費については学区負担」

かと思ってます。

てやっていくわけですが、一方で自分たちの子どもに教育ういう中で近代学校教育を自分たちの主体性もあって頑張っ何が言いたかったかというと、被差別部落という所はこ

たからといって立身出世する展望がないわけですね。そう落外との交流がないということになる。学校での差別がある。なり出世できない。学校へ行っなということです、それを喚起しない。みんなが行かないないら私も行かないということになる。学校での差別がある。結局、やっぱり排除されていたというのが濃厚です。部

も持っていたのではないかと思っています。求はある。その教育要求と就学拒否という葛藤を個々の人いうことが就学拒否を引き起こしてしまう。一方で教育要

国が介入することで問題が解決したかのように見えてい

目で見ると国民教育の普及というのが国の指導強化によっ ンで解決しているという状況があります。だからそういう 僚が部落差別を排除するという形で、 問題があって、 ますが、 インクルージョンですね。「包摂」 するという表現があって、 て行われた。今風の言葉でいうと、 確か ~に排除 歴史的な経過を見ると地方官吏、 0 直接的な要因は村落共同 被差別部落を包摂する、 多くはトップ・ダウ 体の秩序の 地方の 官

今も困っている人たちを包摂するっていう表現を教育畑の

そういう事で被差別部落の子どもたちが分離から統合

が届くようになった。 た。ようやく基礎教育がそれなりに被差別部落の人にも手 基礎教育を保障してもらう場にすることがままならなか また別に考えなければいけないと思っています。ともか ていませんので。 のかなと思っています。 捉えるか、どう評価するかは、 という流れの中で、包摂されていくのですが、 いうことではない。今日は教育の内容の問題 その教育内容はどうだかということは 部落という集合体に対してちゃん つまり、 また考えなければならな ただ一 緒にない はなにも言 それ れ ば 良い をどう

なと思っています。保障しようという問題意識が生まれるのは明治三〇年代かれた。

学校教育からの排除と被差別部落の葛藤

<u>一統合教育と分離教育のはざま</u>

京都教育大学非常勤講師:伊藤悦子

1. はじめに―問題の設定

「近代学校教育と部落問題」(『講座近現代日本の部落問題第一巻 近代の部落問題』解放出版社 2022)より

目的:国民形成としての近代学校教育から被差別部落が排除された諸相について明らかにし、その排除の仕組や要因の検討

先行研究の状況

白石正明「第一章明治編第二節学校教育と部落解放」(大阪市教育研究所編『部落解放と教育の歴史』部落解放研究所 1973)

赤塚康雄『底辺からみた学校教育―戦前の歴史―』解放出版社 1985

⇒当時の教育史研究の主流であった国家の教育制度との関連

村落共同体による被差別部落の排除という問題意識では検討されていない。

最近の教育史研究: 近世村落共同体への着目

荒井明夫「日本における国家の近代化と教育の近代化」(『日本の教育史学―教育史学会紀要』 第54集 2011年)

「政府が急速に求めた近代化政策の一環である近代学校設立の課題は、一大地域的公共 事業で、それゆえ近世社会以来の伝統的地域的共同性に依拠し、地域民衆の支持の取り付け と物心両面の支援抜きには実現できない公共事業」

土方苑子『近代日本の学校と地域社会』東大出版 1994

学校設置維持運営の主体となった「学区」の意味

「部落学校」の研究 その評価の問題

安川寿之輔「未解放部落における義務教育就学に関する一考察」(『部落問題研究』第 15 輯 1963)

安川重行「部落学校の歴史的考察―教育における差別の百年―」(『部落問題研究』第 25 輯 1969)

東野正明「播磨地方における「身分学校」の研究(一) 東播地方の史料と分析」(安達五 男編著『近代の教育と部落問題』明石書店 1983) 差別の象徴としての「部落学校」研究と資料蓄積

攤本:部落学校だけの研究では「『部落学校』以外の教育のあり様に目がゆかな」くなるとともに、「『部落学校』の有無によって差別を語ろうとしてしまうため、個々の『部落学校』の内容の吟味が不充分なまま否定的な評価を先行」させてしまう危険性(攤本昌久「明治期京都における被差別部落の義務教育について一府下四部落の事例を通して一」(『京都部落史研究所紀要』第3号1983年)

小早川:「部落学校が存在した地域としなかった地域がモザイク状になっている全体像に対する考察が先行研究において無視されている」(小早川明良「被差別部落と公教育に関する定説の批判的検討」(広島部落解放研究所『部落解放研究』第16号 2010)

全体の像の把握とその中身の考察の必要

図1のように、近世的排除である「別学」と「共学」をめぐって被差別部落の主体的営為 の強弱を考慮して四つの類型で、部落における近代学校教育の定着過程を考察

	部落の主体性 大				
	独立校の設置			統合教育	
別学					共学
	分離教育 (部落学校)			就学拒否 (不就学)	
	(身分学校)	部落の主体性 小			
	図1	学校設置	をめぐる状況	兄	

地域による多様性:都市部と農村部、近畿圏とそれ以外

統合教育と分離教育 普遍的な課題 integration segregation

1960年代のアメリカにおける黒人分離教育から統合教育、現在進行形の障害児教育

国民国家形成の観点から:「国民育成」⇒「身分差別の解消」が必要 近世村落共同体を基盤としていた「学区」は「身分差別」を維持

「学区」制度が教育行政制度の中央集権化のなかで末端行政化→部落学校の廃止促進 結論として

学校教育の実施過程が構造的に「身分差別」を内包しながら国民国家実現の過程で「別学」 という学校単位の排除を克服し統合教育を実現していく一方で、資本主義生産過程から生 み出される貧困層を国民国家に包摂するための特別学校が統合教育のなかで模索されるよ うになる過程を明らかにする 本日は前半の統合教育実現まで 2, 具体的な部落の資料に入る前に 近代学校教育の開始 教育制度についてのおさらい 1872, 8「学制」発布

「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す人の父兄たるもの宜しく此の 意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからずなり」

「一般人民」皆学を宣言

8 大学区、32 中学区、1 中学区に 210 小学区、小学区毎に 1 小学校建設。学区制 教育行政組織=大区小区制、この行政組織が近世共同体そのもの

明治1年番組改変、今日の「学区」という組織。

「大年寄は「総区長」、中年寄は「区長」、添年寄は「副区長」、町年寄は「戸長」と名を 改めていたが、京都府では学区取締を置くことはせず、小学校業務は従来通り区長・副区長 によって行われた。なお区長が学区取締を、副区長が副学区取締を兼任することが明示され たのは 1867 年であった」(辻ミチ子「民衆と町自治―町組と小学校」(『季刊論叢 日本文 化八「町組と小学校」』 角川書店 1977)

近世村落共同体による最初の「近代的公共事業が学校設置・運営」 ゆえに、近世身分制による排除システムや考えが持ち込まれる。

3. 学制期の具体的姿

近代学校教育は村落共同体によるもの、費用は民費 (戸数割集金、授業料、寄付など) 独立村としての被差別部落、財力のある部落の場合、「独立校」、

京都の場合、柳原村(荘)と蓮台野村

*五つあった旧役人村のうち、天部村(三か町)は二部され、二カ町は下京二十五番組(栗田)に、一カ町は同二十四番組(有済)に編入、川崎村は田中村、北小路村は西京村にそれぞれ合併された。それぞれに学校が設置されているが、栗田校・有済校に関して市中の番組内部からの編入阻止は記録には見当たらず、田中村・北小路村についても被差別部落住民の動静を示す史料はない(計 1990)。

蓮台野村の場合、

1870 (明治三) 年益井家からの寄付三百余円で新校舎建設

1873 年学制に基づく小学校、73 年の段階で生徒男 50 人、女 22 人、開校式には京都府 知事が出席。

1875年隣村と合併して西紫竹大門村、学校は独立校として維持。

学制期の村落小学校(独立校)設置状況

兵庫県;安達五男編『近代の教育と部落問題』(1983)

東播磨の場合、記録に残る限り38校が1873年から75年に設置。「加東、加西、多可の

三郡については、すべての独立村被差別部落に学校が建設されていた」(東野 1983)。

奈良県;独立校25校、1882(明治15)年、83年の就学状況は、部落独立校平均就学率は67,9%、県全体は70.3%(奥田善則「大和国における小学校就学状況―明治―五年『公立小学校設置開申書』から―」(『奈良県立同和問題関係史料センター研究紀要』2号 1995)

一方、枝村として存在していた小規模な被差別部落の場合、本村の学校に就学。 就学拒否 のため、実質的には不就学。

愛媛県となる「石鉄県勧学告論」では次のように部落との「共学」を諭している。

凡ソ人民ノ知慮ヲ開キ芸能ヲ長スル所以ノ者学ニ非サル得ル能ハサルナリ、故ニ学制ノ儀ニ就テハ昨壬申歳既ニ官令アリシ如ク、四民各男女ヲ論セス、幼稚ノ時に必ス学校ニ入リ、(中略)。速カニ入学セシメテ良知ヲ開発シ、良能ヲ長進セシムルニ若クハナシ。且夫ノ一様ノ人民ナルヲ強チニ穢多と斥ソケ視テ猫狗ョリモ賤シメシハ全ク未開ノ弊習ナレハ既ニ其称ヲ廃セラレ且平民ト歯スルヲ得セシメ玉ヘリ。<u>サレハ同ク入学シテ互ニ講習ノ益ヲ取ルヘシ</u>(「石鉄県紀 内閣文庫」近代史文庫大阪研究会『愛媛部落史資料』1976)

「就学告論」において被差別部落に言及しているのは山口県、福岡県。共学に言及しているのは石鉄県だけ。(高瀬 幸恵「愛媛県の就学告論」荒川明夫編著『近代日本黎明期における「就学告論」の研究』東信堂 2008)

これら地域が「初めて就学した」のが明治二○年代、さらには三○年代だったという記録 ⇒住民の「差別意識」の結果+学校設置維持組織が近世村落共同体というシステムの問題

4, 地方行政制度・教育制度の改変の意味

学制に基づいて始まった小学区単位の学校設置 1879年教育令の時には「町村あるいは町村連合」

地方政治に制限選挙制度導入、

郡区町村編成法により、都市部では区長―戸長、農村部では郡長―戸長 戸長は公選され知事が任命、学校は戸長が率いる町村によって設置維持 1884年官選戸長役場制 旧村の指導者から地方官僚としての戸長 1885年教育令では公選学務委員が廃止、戸長に権限が集中、

教育史研究:中央集権体制確立への布石であり、教育の国家主義化への地ならし 部落問題に限ると、旧村指導者から「四民平等の国民教育」の実現をめざす官僚

	表1 地方行政及び	/教育行政の組織	載変遷					
	地方行政制度	地方制度	行政職	教育制度	小学校の設置主体	学区責任者	備考	
1872 (M5)	大区小区制	県・大区・小区	大区:区長、小区:戸長、町村に 組頭				一般行政区と学区は別。実態は一致が多い。人口 600人に一小学校区だが、旧村が小学校を設置。	
1872 (M5)				学制	大学区·中学区·小 学区	学区取締(公選)	学区取締が学校世話掛を人選、戸長と学区取締! 兼任が多い。	
1878 (M11)	地方三新法、郡区 町村編成法 (7/22)	県·郡区·町村	郡長、区長、戸長の配置、戸長 は公選後、知事が任命。				郡区町村の区域名称は「旧による」。戸長の多くは 旧指導層。郡区に課税権はない、町村の調整役	
1879(M12)				第一次教育令 (9/29)	町村あるいは町村連 合で設置	学務委員(公選)	学務委員は町村の機関。	
1880(M13)				第二次教育令 (12/28)	同上	学務委員に戸長参加、府 知事の任命制	教育内容について干渉主義である一方、補助金制 度の全廃。	
1880(M13)	区町村会法						公選議員による会議、財政の議決	
1884(M17)	官選戸長役場制		戸長は知事による官選。				平均500戸一人の戸長を目標。連合戸長役場	
1885(M18)				第三次教育令 (8/12)	同上	学務委員廃止、行政責任 は戸長	教育費削減のための改正、授業料徴収原則	
1886(M19)				第一次小学校令			戸長役場・行政区と学区が一致。授業料徴収の一 方、不徴収の簡易小学校。資産積立開始。	
1888(M21)	市制·町村制	町村合併の推 進	市長及び市参事会、町村長。市 長は市会推薦のうち内務大臣 選任。後は選挙。				独立自治に耐える資力のある町村、町村合併の推進	
1888(M22)	大日本帝国憲法 制定							
1890 (M23)				地方学事通則(10 /3)	町村学校組合	学務委員復活、国政委任 事務の補助者	町村学校組合(教育行政担当)の設置、財政責任 について規定。	
1890(M23)				第二次小学校令 (10/7)	市町村の学校組合、 連合学校組合		小学校教育目的の定立。国家が内的事項、設置維持の責任は市町村の原則が確立。一市町村に一 小学校の原則。行政区と学区の一致。資力乏しい 場合、連合組合になる。	
1890(M23)	府県制·郡制	地方公共団体 として独立						
1897(m30)		,		地方視学の設置			道府県レベル、判任官、全国で100人。	
1899(M32)				地方官管制の改革		郡の教育責任は郡視学	視学・郡視学・視学官、教育行政の監督強化	
1900 (M33)				第三次小学校令			義務教育の厳格化、原則授業料廃止	

土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』講談社 1962 から作成

5, 部落学校の設置・廃止と学区 兵庫県の事例

兵庫県東播磨を検討した東野正明論文

東野は「部落学校」を「身分学校」として位置づけ、

「単に被差別部落に設立され存在した学校をいうのではなく、明治初年に学制によって設立された部落の学校が学制及び教育令時代の学校統合の過程で次第に孤立させられ、行政的に再編されたものを『身分学校』と規定」(東野 1983)

先に紹介したように、兵庫県播磨地方では学制期に独立村であった被差別部落に学校が設置、しかし、明治一○年代、いわゆる「教育令期」には、旧村落に林立して設置された小学校の分合が進むなか、①部落同士の合併、②部落外との合併、③廃校、④明治一七年の学区改定まで独立維持が確認されたものが10校あるとしている。

学区統廃合の過程、加西郡の場合 15 学区が設置。本校が 15 校、分校が 10 校 (うち 6 校 が被差別部落に設置)

これらの分合は郡区長の意見を踏まえていたこと、そして郡区長は旧村が「自由に」設定

した結果を追認したもの。その結果、枝郷として本村と「混住」していた子どもたちさえ、 本校ではなく分校に就学することになった事実を指摘している。

1886年 「身分学校」は経費削減を目指して統廃合、形式的共学、

結果、1886年から91年まで分校廃止後、不就学状態。本校に編入されない。

1880年代の被差別部落住民にとっての分校の意味:差別の結果であるが、一村独立の身分学校の方が、本校に統合されていた村より就学者が多くなったという。すなわち、部落の実態に即して運営できる独立校は就学する子どもや保護者にとって「就学しやすい学校」であり、差別が日常的にある本校から子どもを守ったともいえよう。法制上、制度上の統合教育と分離教育の是非は、その教育を受けている当事者及びその保護者の「その時、その場の」ミクロレベルでの評価と、メインストリームの教育機関からの排除というマクロの視点から考察する必要がある。

6. 野口村(旧蓮台野村)の分村独立と小学校経営

1875年蓮台野村は鷹峯村と合併、行政区と学区は別扱い、独立校を維持 1888年 市制町村制施行の過程で行政村として独立するという選択 なぜか???

1894年4月に鷹峯村から郡に出された分村の上申理由

本村の内字蓮台野は、古来独立の一村たりしが、明治八年二月府庁の諭告に因りて当時の西紫竹大門村、即現今の鷹峯村に合併して一村となり、以て今日に至る。閲歴日浅きに非ず。而して其実際の情況に至りては依然尚旧態を改めず。両区の民心常に相背馳し、殆ど水炭相容れざるの観あり。然る所以のものは其原因一にして足らずと雖ども、抑風俗・習慣・生業等百般の情況相同じからざるに、職由せずんばあらず。左に一二の現象を挙げて之を証せん。

抑蓮台野区は古来穢多の一部落にして(中略)、而して元より尋常一般人民に異なることなしと雖も、或る事情に於て、一種特別なる感情あるを免れず。因習の尚しき未だ旧慣を脱する能はざるもの亦怪むに足らず。其情況に至りては、常に鷹峯区と交際するを厭ふの風ありて、猜疑の情深く、為めに種々の妄想を起こして陰に怨望するの感あるを見る。(『町村引継文書』鷹峯村 1891 年 前掲『京都の部落史』6巻)

合併村では一村として運営することができなかった原因を蓮台野村の猜疑心・被害妄想 に求めているが、そういう状況を生まざるを得ない差別の実態があったことが推察される。 具体的要因として、道路の開鑿に関わる村債が蓮台野にとっては重い。

蓮台野村の財政努力、自治による団結

全区の公民より共有財産を購ひ、其他旧来申合上の慣行により、区内各戸の糞尿を公に売し、区の雑収入として一般村税・戸数割賦課額に充つるの資とせり。而してこの一ヶ

年度の収入は略ぼ区内各戸の負担すべき村税の賦課額を償ふを尚余り。是等其部落協同一致の美挙にして、曾て他に行はれ難きの事実なり。之に依て是を観れば其資力充分ならずと雖ども、将来独立上相当の結合力ありて、即ち堅固なる一団体となるは信じて疑はざる所なり。(中略) 固より教育費の如きは従来各区に小学の設けありて、其費額は各部落に於て是を負担するを以て増減あることなし。

公衆浴場の経営、糞尿売却費を共通経費、それを村税の代替(これは京都町組の慣例) 1892 年鷹峯村から野口村が分村 分村の背景にあった小学校の維持問題

この両地区が一村となったのは、明治8年であったが、それよりまえそれぞれの地域に 小学校を設立していた。小学校は文教政策として統一的な面をもちながら、すぐれて共 同体的なものである。それだけに郷土というまとまりは、多くの場合小学校単位で形成 された。この地においても、明治20年両地区の学校を鷹峯校に統一し、一村として村 政の簡易化と財政の軽減をはかった。しかし、とりあえず野口村の地にあった学校を分 教場として残していたため、その効果をみないうち、両村間に分村の議がおこり明治25年府の許可するところとなった(『京都府市町村合併史』1968年)。

主体的選択の結果、独立校になった稀有な事例 (近江八幡市の武佐小学校も) しかし、この後の楽只小学校の維持運営、困難。就学率も厳しい。

主。 取点共用外外左左手 1 川冲 炼事						
表2 野口村明治31年度歳入出決算書						
歳入		歳出				
財産より生ずる収入	193円500	役場費	295円758			
手数料	5円930	会議費	3円670			
雑収入	1円100	土木費	2円450			
交付金	18円910	教育費	235円692			
村税	359円067	衛生費	15円310			
寄付金	4円	諸税及び負担	294円487			
合計	582円507	合計	582円367			

7, 京都府北部における状況(中郡善王寺村の闘い) 不就学から共学へ。

昭和 10 年の段階で 20 戸 100 人という小規模な村

都市部と異なる差別の諸相:「苗字改姓事件」

1877 (明治 10) 年浄善寺本堂を教場とした学校を設置、生徒8人、

教師は谷藤広右衛門

1881年 本村長岡小学校の支校(上級生になると本校)

1888年 支校が廃止

明治二十一年八月、当長谷部落学校廃止トナル。右ハ明治十年三月ノ創立ニシテ、同十四年ョリ長岡学校ノ支校トナリ、年々相当経費ヲ支給サルル村立ノ小学校トナリシガ、

同十八、九年頃ヨリ子弟ヲ持タザル当部(落)戸主及ビ本村ノ物共、村内費用多クナリシハ長谷ニ別物ノ学校一軒殖へタル故ナリト、ロ々ニ紛義ヲ唱へ、遂ニ止ムヲ得ズシテ自然廃校トナリシ也。爾来当村児童ハ全ク教育ノ道ナキ不幸ノ青年トナル(前掲『浄善寺永代記録』明治二一年)

1888年から 1899年まで不就学 本校への就学を勝ち取る

明治三十二年四月ヨリ、当区児童善王寺校二登校二決ス。去ル明治十年三月創立ノ支校 廃止以来当部落ノ子弟ハ全ク無教育トナリ、<u>徴兵適齢合格者モ目ニー丁字ナク、入営后</u> ノ困難甚シキヲ嘆キ、父兄及村内有志へ各入営者ヨリ后来子弟ニ教育ノ急務ヲ告ゲ、一 方当部有志者モ明治教育ノ必要ヲ感ズルヲ以テ、本村ノ学校二登校セシメンコトヲ <u>交</u>照シ、去年来百方苦心セシモ、村役場及郡役所ニ於テ採用セラレズ。止ムヲ得ズシテ 京都府知事へ直接申請ス。由テ同年四月ヨリ公然登校ノ運ニ至リシナリ。(前掲『浄善 寺永代記録』明治三二年)

就学実現、教育の必要性の理由として、軍隊入隊に際しての非識字の問題をあげ、京都府を説得。

明治二十八、九年より兵士二,三名入営に付ては、彼等一人にて屯管の御門に立つ者あれば、我等不面目の次第と当時猶更擯斥甚だしく、只銘々共の子弟等今に至る迄文盲にて、朽果候様の手段のみに候間、何卒特別の御詮議を以て、責めては男子たりとも平等の学課に進み候様、願意御採用被下度(『日出新聞』一九〇〇年五月三日 前掲『京都の部落史』第六巻)

新聞で報道の影響「日本全国各地ノ同種部落之ヲ模範トシ同一ニ登校スルコトトナレリ」

同時期、与謝郡宮津尋常小学校も部落の子どもたちの入学を「許可」している。「此程、同部落は惣代を択びて分校教授を謝し、小学校に通学せしめたしとの申出を為せしより、目下分校教授の適否を監精し、実際上其不都合を認めなば条件を附して尋常小学校に通学せしむるの見込みなり」(『丹後新報』1899年7月23日 前掲『京都の部落史』第六巻)。この資料では条件の内実が不明であるが、共学実現後の軋轢に対して抗議をしないことだったのではないかと推察する。実際に本校に十余人の子どもたちが通学するようになると「従来の悪感情より其当時は一時数百の子弟相反目せしも教員の薫陶に依り漸々相融和するに至りたりとは喜ぶべき現象なり(『日出新聞』1900年9月20日 前掲『京都の部落史』第六巻)」と報じられていることから、統合後の子どもたちが置かれた厳しい差別状況が想像される。同じように、1889年7月与謝郡加悦町遵道尋常小学校も算所大石聚落分教場を廃し本校に合併している。さらには県境を超えて、「兵庫県但馬地方で一九〇〇年を境に『分校・支校・分教場』が集中的に本校に合併されている」(東野 1983)という事実

がある。

このような分校の本校統合の機運は、分校もないまま共学を拒否されていた被差別部落にとっては「初めての就学」を実現する契機となった。その契機になったのが長谷地区の京都府への請願だったかもしれない。そして、その請願が実現する背景には、「表一」で示したように 1897 年に道府県レベルで地方視学が配置され、99 年には郡視学が配置され、教育行政の監督が強化されたことが関係している。町村任せであった教育行政を統制するための視学の配置は、部落にとって問題解決の突破口になったのである。また、村落共同体による被差別部落の圧迫を放置することを許さない教育世論も生まれ始めていた。

長谷の就学実現について『教育時論』は次のように言及している。

丹後国中郡の新平民二十四名、京都府知事に哀願書を差出して、平等に教育を受るの恩沢に浴せんことを訴へ、府庁は直ちに視学を派して之を調査し、彼等の子弟をして、一般児童と就学せしむるの処置をなしたりと。吾等は之を聞きて当局者の怠慢を責めんよりも、先づ彼等が自ら教育の重要なるを感じ、進で此の挙に出でたるを喜ばずんばあらざるなり。(中略)その学事当局者及び教育者が、能く其職を努めず、其責を尽くさざる、亦之に依て明に知るを得べし。思ふに此の如き憐むべき境遇に沈淪せるもの世間蓋し少なからざらん。教育者及当局者は、常に克く其職責を尽くして、早く彼等をして憐むべき境遇を脱せしめ、以て一視同仁の聖意に副ふの実を挙ぐるに努めずんばあるべからず。(『教育時論』543号 1900年5月 前掲『京都の部落史』第六巻)

8,愛媛県の不就学対策-分校の設置・廃止

愛媛県の場合、

学区を構成する旧村落が部落のこどもを排除し、部落のこどもが就学すると自分たちの子どもを就学させないという挙に出るため、教育行政は共学を推進できず、その結果、長期にわたって部落のこどもは不就学。

不就学対策としての部落学校

1890年新居郡泉川村、「次善の策」として分校設置

(同村の被差別部落は経済的に余裕があったため) 其子弟をは教育して四民平等の仁政の上に幸福を享受せしめんとし教育費の支出を吝まず、競って入学せしむるを事とせり、故に泉川村役場に迫るに、普通人民の子弟と同一の校舎にて、同一の教育を受けしめんことを以てしたること再三なりしと雖も、普通人民はこれと共に教育を受くるを欲せざるを以て、或は村長に迫り、或は其筋に請願する等百方策略を講じて、旧穢多の要求を俊拒し七八年前右の高須部落の一小屋を校舎に充て一老教員を雇ひて旧寺子屋的教育をなさしむる。(『海南新聞』一八八八年二月二七日 近代史文庫大阪研究会『愛媛県近代部落問題資料・上』1979年)

明治三〇年以降、愛媛県では学事集会で「貧民教育の件 貧民(爰に貧民と称するは通称 新民と称するものなり)教育に付ては、従来の習慣もありて、容易に実施し難きは一般の状 況なるも、是等の者をして何時迄も無教育に付する能はさるを以て、前年以来各町村に於て は之れか教育の計画を為しつつある」が、実際には遅々として進んでいないと報じられてい る。小学校が初めて部落の子どもを受け入れたという記事も散見する(明治三一年温泉郡和 気村大山寺尋常小学校、明治三二年東宇和郡田之筋村尋常小学校)。

県議会で明らかになった明治 30 年代の実態、1906 年に安藤正楽が具体的な就学状況を示して質問した。

部落の学齢児童は 6400 で、就学しているものは 2560 人で残りの半分近くが不就学 他府県では共学が実現していることを引き合いに出すとともに、「同シ国民トシテ租税ヲ負 担スル以上ハ、旧平民ト何等異ナル所ナク、総テニ於テ同一ノ権利ヲ有スルモノニアラスヤ」と陋習打破、分校制度の廃止を訴えたのである。(『通常愛媛県議会議事録』 前掲『愛媛県近代部落問題資料・上』)

安藤が言及した不就学状況は県による貧民調査の結果である。議会質問の翌月には越智郡の状況が報じられ、学齢児童 1367 人中実質就学は 996 人、「尚是等貧民の多くは所謂新平民にして其職業を区別すれば農業、漁業、日雇稼、機織等」であった。(『愛媛新報』一九〇六年一月二〇日 前掲『愛媛県近代部落問題資料・上』)

1907 (明治 40) 年に内務省に「部落の概況」として愛媛県が報告したとする新聞記事。 教育

この種族の児童教育に関しては、従来普通民が彼等を擯斥し、彼れ自らに於ても地位を卑下するの弊風あり。彼等の父兄は無教育の輩なるを以て子弟教育の思想乏しく、貧困其他種々の事に口を藉り、殊に児童が普通民の児童と相親和せざるが故に就学を肯んせざるの状あるを以て、従前此の種族の最も多数存在する部落に於ては、特に彼等の為めに支教場を設置せしむるの途を講じ、以て教育の普及を奨励せり。然るに時運の進歩発達に伴ひ村費の膨張を来たし、分教場設置不経済なるのもならず学校統一上としても甚だ不可なり。殊に分教場を持続するは即ち社交上の障壁を存置するに外ならず、又社会の状態より此種族に対する観念に至りても亦従前の如くならざるを以て、今日に於ては特別の事情あるものを除くの外は分教場を廃止したるに由り普通民と一同に教授せり。(『海南新聞』一九〇七年六月一二日 前掲『愛媛県近代部落問題資料・上』)

「次善の策」としての部落学校も、兵庫県の場合と同じく学区からの被差別部落の排除が要因である。しかし、学制が施行されてから30年近くが過ぎるなか、「次善の策」をしなければ「不就学」になったことから、部落学校が部落の子どもたちの基礎的教育保障をしてい

たといえよう。国民教育実現という国民国家の価値観と教育経費削減という合理性が近世的排除の論理を打破したのである。しかし、村落同士による話し合いをした形跡もなく、したがって相互理解をしたわけではないため、忌避や差別という問題はマクロな行政の課題から、学校内部の問題として子ども一人一人が日常的に対応するミクロな問題になる。

9,統合後の差別

		運動の無名		出した学校経験	***	Asi, who tree	An as Dri An Ro	Mi AT L AN BRAT	M
\vdash	都道府県		名前	生年	生家の状況	教育歴	被差別体験	教師との関係	他 学校生活の中で、尋常小
1	大阪	新堂	太田友晴	明治43年3月	理髪店	尋常小学校	連日の差別	教師は取り上げず	学校の終わり近くになっ ても、カタカナを読める程 度の学力。
2	大阪	西浜	福井由数	?	大工職				兄佐一は大阪外語学校 卒だが靴職に従事せざる を得なかった、弟に学校 不信を伝える
3	和歌山	庄	森田良四郎			耐久舎二年で中退	彼らの殆どが、「学校へ 行って差別を知った」とい う。学校は牢獄であり戦 場。		ムラの医師岡本繁は学 校を勧めるが、彼を反面 教師として育つ
4	奈良	大福	伊藤繁太郎	大正2年で6年生。 明治35年か。	棕櫚表製造業の 親方		一隅に固められ差別待遇	大正2年丸橋訓導差別事 件	
5	奈良	飛驒	松並弥平次		水牛ボタンの生産 で比較的豊か	高等小学校卒業後、寺で も勉強、文学にも親しむ	エッタといってからかうの は日常茶飯事	教師に良心的な人は多かった。	水牛ボタンの景気がよく なり、子供でもかなりの 稼ぎになるようになって からは学校を欠席して村 で働く
6	奈良	上牧	水原謙三郎	明治36年1月	草履表の職人	上牧尋常小学校北方分 教場から高小中退		分教場吉田先生の言葉 「みんなが本校に行くと腹 の立つことがあるだろう。 同じ学力、いやむしろもっ とよくできても、本校の者 を一番にし北方の者を二 番にするだろう。それが 恋しい。」と絶句して涙を 流された。	松浦勇太朗同級生
	奈良	上牧	森岡定太郎	明治34年8月	草履表の職人	上牧尋常小学校卒	分教場での差別はない		卒業後、中学校の講義録 を学び検定試験を受け続 ける。
	奈良	岩崎	西浦忠内	明治25年12月	兼業農家で裕福	高等小学校卒	被差別体験		最初は部落改善運動
9	京都	田中	羽根田兼道	1902年?	貧困、もんばめし	7歳の時の被差別体験を 機に不就学		教員による差別	
10	京都	田中	長田秀子	明治43年3月	砂利採取	尋常小学校卒、家出して 女学校入学、中退		教員による差別(並ばせ 方)	元夜学校で和裁。「何し ろ学校が前にいったよう ないどい状態でしたから、 私たち部落の子供は学 校で勉強する気になれな いに、卒業したといっても 満足な学力がついていま せん。」
11	京都	七条	浅川憲治	明治31年	奈良出身、麻裏草 履の製造業		面と向かって賤称語	駒井喜作の兄が教員とし て赴任、進学を勧めるが せず	よく聞かされた被差別体 験「おかわあろてもおひ つにならん(仲間にしない という意味)」
12	滋賀	宝の木	森口新右衛門	84歳 明治21年?			本郷からの差別が厳し い、傘をさせない		家で独学、四書五経も勉強。昔から住職が若い者 に読み書きを教えること がしきたり。勉強したもの が水平社に。
13	岡山	錦織	山本藤政	明治34年4月	小作農	9歳で入学、高等科まで8 年	毎日差別、成績主席だが 操行丙		結婚問題も水平社運動 の契機
14	岡山	錦織	野崎清二	明治34年4月	大地主	旧制中学	181177	岡山県協和会勤務後に 水平社	V/2.00
15	岡山	弓削	新山聖	明治36年12月		補習学校卒青年団		水干江	
16	広島		堀川俊市	明治36年9月	製造工と牛肉行商	高等小卒、事務員として 働く、のち精肉店	差別を打ちかえす、小4 の時教員の差別発言に 対して抗議活動		福島町一致協会での学 芸会で前田三遊から激 励
17	九州		柴田啓蔵	明治34年6月	炭鉱の納屋頭、離 婚後の貧困	嘉穂中、松山高校			願照寺に養子、筑豊一円 の寺の総本山、養父も水 平社に
	九州		花山清	明治29年1月	庄屋筋の素封家、 寺の門徒総代	高小4年の時に寺、清和 中2年に編入、中退	日常茶飯事の差別、ツバ 吐きかけられても、だまっ て顔、ふきおった。	Www.composition	
	九州		松本吉之助	明治34年	小作農	高等小卒	教師からの差別	修学旅行の際の別室	処女会のメンバーとして
-	九州		菊竹ヨシノ	明治39年10月	小売店と運送業	尋常小卒 高等小卒、簿記学校6か			水平社に参加
21			菊竹トリ	明治42年1月		月			家庭を姉に任せて運動
22	長野	小諸	高橋角市	明治38年7月 明治40年1月		高等小卒	小学校6年総代になるも 卒業証書授与を級友から 拒否される	校長が差別を黙認	
24	長野	雨宮	小山佳堂	明治32年6月	12戸の地域、戸籍 届が遅れる	祖父の厳い教育、6歳 で童子教、8歳で四書五 経、12歳で小学校、高等 小卒	勉強できたが「長吏のく せに、とささやきがたえな かった。」		差別糾弾の結果、村役等 を割り当てさせるがいず れも「重荷」、うわべだけ 平等になり交流も盛ん (こ)

10、おわりに

四類型で近代学校教育と部落との関係を検討 すべての類型に近世以来の部落差別が背景にあったことを忘れてはならない。

結論

学校教育の実現は近世村落共同体が物心両面で支えており、県や国といった広域行政は近世村落が決める設置区域(学区)に対して監督命令ができなかったからであり、近代学校教育における部落問題は近世村落共同体による排除が継続したために引き起こされた問題である。そのため、都市部と農村部、あるいは地域指導者の存在の有無など多様な形態で学校教育が展開したのである。そして、教育費については学区負担であったため、学区による教育条件の格差は必然であり、貧困化が進んだ被差別部落の独立校は悪戦苦闘せざるをえなかった。部落の貧困化が教育条件の格差に結び付いたのは学区による学校設置維持というシステムのためである。

被差別部落のジレンマ (統合と分離、教育要求と就学拒否)

部落側の「教育を子どもたちに保障する」という共同体としての願い、教育戦略 排除の結果:

部落外との交流のなさは「同調的就学意欲」(みんなが行くから行く)を喚起しない 学校での差別、経済的状況、「立身出世」への展望のなさは就学拒否を引き起こす 教育要求と就学拒否という葛藤

国の介入と問題の解決?

排除の直接的要因:近世村落共同体の秩序

地方官吏が教育における部落差別を排除、多くはトップダウンで解決

国民教育に対する国の指導強化が部落を包摂。包摂か懐柔か

近代京都の都市周縁と祭礼

中

西

仁

はじめに

私は歴史が専門ではありません。大学では教職課程で社

本来の専門であるは社会科教育の研究をすればよかったの由で、研究休暇中は何を研究しても良いということでした。のを貰いました。立命館という大学は、ある意味とても自に「君は勉強が足りないから」というので研究休暇という会科教育法という科目を中心に授業をしています。七年前

と幅を持たせたいと思いました。そして、もともと大学時大学での研究や教育のことを考えると、自分の研究にもっかもしれませんが、その時五〇歳で、あと十数年残された

よろしくお願いします。のちほどそこは質問頂いたらというふうに思います。では、のちほどそこは質問頂いたらというふうに思いますけれど、域を出ません。突っ込みどころ満載やと思いますけれど、

露されるわけですけれど、私の研究はまだまだで、素人の

(1) 都市周縁

てお話したいと思います。いうことで都市周縁とは何かということで都市周縁とは何かということで、まず前提としか―』ということで、お話したいと思います。はじめにとか日は『近代京都の都市周縁と祭礼―神輿は誰が舁くの

古くからある大きな都市、江戸、東京でありますとか、古くからある大きな都市、江戸、東京であります。洛中でも下ろいにからどんとはずれるとだいたい農村になるわけで、それはそれで違う地域があります。京都の場合それはで、それはそれで違う地域があります。京都の場合それはで、それはそれで違う地域があります。京都の場合それは、「洛中」「洛外」という言葉で表現されるわけですけれど、古くからある大きな都市、江戸、東京でありますとか、古くからある大きな都市、江戸、東京でありますとか、古くからある大きな都市、江戸、東京でありますとか、古くからある大きな都市、江戸、東京でありますとか、

ていますけれど、近世大阪では「かわた(穢多)村」「長大阪のことは吉村智博さんという部落史の研究者が書い

座は何十年も研究された専門の先生方が、手堅い研究を披

は明治後期

0

京

の地図ですけ

中

たりする

わ が

けで あっ

あり たり、

ます。 都

ある てい たい

は

非

人

横井敏 洛 周

郎 洛 非

さんが書か

ħ

ます

Ú

れ

ど

「穢多」 小

中 縁

0

間

だい

都市じゃ

な

VI

か

というふうに思うんですけれ

0

日常性がはっきりしておりません。

ゆる

番組

小

学校

0

学

区

0

あ

る洛中の

部 ń

分な ども、

 \mathcal{O}

その洛中と洛外

0

間に

都市

(洛中)

理場 との 心部に ラなどからの 中で墓所、 というふうにいっておられます。 吏 ような、 大阪の場合これが割合は ける統治機能」 京都とい 間にそういう村、 垣 お 屠場など食と排泄に まあ け 非 うのは大阪に比べて、三分の一くらい な 火葬場など市 非 避 V 人)」「三昧 病院、 によって ものそこに置いたという事であります。 日常的というか、 監獄など隔離収施設、 地域があったということであります。 12 っきりしてい 聖 かか 都 カン かか (隠坊)」 市から周縁化」 わ わ る共同 どちらかというと都 る衛生関係の施設、 完全に農村と完全に は . て、 利 「身分制 それが近代 用施設、 され 遊郭とい 社会 てい ゴミ処 化の 都会 市 0 コ た。 12 た お 中

> 以 住 ほど申 和 ŋ でもない 前 宅、 地区になりまして、 0 ておりません。 地 同 しましたが、 地域、 域 和施策で住宅が 0 来歴がわかります すな 京 わ 1/1 ち 都 わ 建 部 周縁が広が ゅ の場合は、 の例外はあるのですけれ る旧 て、 が、 ・
> カ 現 例えば旧 在に至るまでは 大阪ほど周. っている わ た 村 わ 「非人」 は 縁は け すべ です。 ど改良 は きり 7 つ 先 屋 き

御土居の周辺に沿ってです でも近郊農村 屋が置か です 京都の場合は 心 村 け 部 大阪ほど の規模の (洛外) つか ħ れ が Ŕ 7 わ わ 股馬口村 古木町 - 石原町 火部・寺裏 0 白糸町(キノ谷)

横井敏郎

「明治後期の都市と『部落』一京都市を事例として」 『部落問題研究』一〇五 一九九〇

て、 0 いる地域が多いわけです。 あ 現在はもう差別があ つ た地 たけれど、 域というの 現在は は、 0 たという事がわからなくなって 住民がほぼ入れ替わってしまっ 明治くらい までは非 常に差 別が

でい には、 けてきたわけです。 住所に通り名と「上ル」、「下ル」が付く上京区の ど、そこは柏野のような長屋と共に古い京都の街並みが残っ た地域で、 笠学区は、明治以降に都市中流階級が住む近郊住宅地となっ に行ったのですけれど、 が 迷路のように広がる路地に、 の学区に生まれまして、 域とも違う。 ていました。 いう旧番組小学校の学区も同じ中学校区やったのですけれ 住む長屋が建ちならぶ地域でした。 私 近 洛中・洛外の間、 六 世の中期、 、条村、 その名残がありました。また、 同じ北区でも衣笠のような住宅地とも違うし 柏野の地域性はなんだろうと、 蓮 『京都の部落史4』(京都部落史研究所) 台野 享保年間には柏野には雪駄直しが住ん そこの長屋で育ちました。 対の支配を受け 同じく衣笠中学校に通ってくる衣 「御土居」 西陣織の賃機に従事する人々 0 (縁の柏 中学校は衣笠中学校 てい 上京区の翔鸞と た ずっと考え続 野とい という史 翔鸞の地 柏野は 、う北区

であります。

朝鮮 柏野のような地域までいろいろな地域があったということ 在したという痕跡を残す地域、 わた」村であった被差別部落や、 あると思います。 であります。 落のようなはっきりとしたものではないにしろ、 こに暮らす人々の様子が非常に貧しかったので、 の蔑みを受けていたのでは、 人が西陣織 このような地 の労働者として集団移住して来ました。 要するに近代京都の周 ない 域 が 京都 か、 そして都 近世に i の 周 というように思うわ 「縁には、 縁の 市下層を形 「非人」 _ つ 被差別 小屋が存 元 の典型で 何 心成する ルタ 「か そ

と言っていますけれど、 が町人の氏系図になるぞかし」 というところですね。 い はなかなかそういうわけには 姓筋目にかまわず、ただ金銀 で大阪の い かない 井原西鶴が わ ゆ のですね。下図 町人について、 祇園祭の 『日本永代 Ш 鉾 洛中 蔵 俗俗 \dot{O}

料が出てまいります。

また明治以降には、

丹後半島の農民

あ

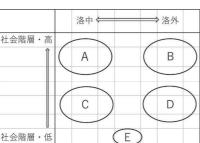
ったり、

西

陣

のい

わゆる大



うふうに思っています。 と言ったのは、このEのところにあたるのではないかとい て、ということですね。まぁ、そんな中で今言った「周 洛外でも中小、 ですね。 これがまたやっぱり階層が高いという事ですね。洛中でも はそれで大きなお百姓さん(Bのところですね)がいて、 宮今出川あたりの千両が辻、このあたりの人たちというの の奥があったりいろんな、そこまでいかない人たちがいて、 神輿場で非常な存在感を発揮するようなるという話で 番階層が高かったわけであります。洛外に行くとそれ 例えば祇園祭の山鉾町でも裏長屋があったり路地 小作にいたるまでいろんなお百姓さんがい 今日は、 明治に入って彼らがお祭 縁

氏子だという「氏子調」が出されています。とで、それぞれの神社に氏子っていう、ここの村はここのすけれど、丁度この時に、国家神道のまず第一歩というこ

これは間もなく裁判に発展した」という記述が、一九九七 た騒ぎが各地でおこり、傷害事件になることも多か を阻止しようとする部落外の若者たちと乱闘になるとい 年たちが祭りの仲間に加わろうと、神輿に肩を入れ、これ 礼参加を要求する動きは活発であった。 なって裁判になったという動きは、 にあります。 年に部落問題研究所が刊行した『部落の歴史と解放 「「賤民解放令」布告直後から、 つまり、神輿に入れろということで、 部落民の氏子加 差別に対する解放 はじめは部 喧嘩に 祭 0

『京都の部落史2近現代』でも「明治三○年代にはいる動きの一つであると捉えられているわけです。

まり」とあります。部落史に書かれているこのような事例の「祭禮に神輿を舁くことを要求し、その動きは各地に広尾神社」、長尾天満宮というお宮がありますけれど、そこした」というふう書かれています。その事例として「まずした」というふう書かれています。その事例として「まずした」というふう書かれています。その事例として「まずした」というふう書かれているこのような事例とした「祭禮に神輿を舁くれているこのような事例とした「祭禮に神輿を舁くれているこのような事例と、各地の部落で氏子関係の実質化を求める動きが表面化

(2) 部落史の先行研究より

レジュメの(2)

の「部落史の先行研究より」というこ

けであります。で、これはあまり知られてないことなので「身分、職業とも平民同様たるべき」ということになるわあるいは「非人」というふうに呼ばれた人たちが、以後は、とで、お話していきたいと思います。明治四年に「解放」とで、お話していきたいと思います。明治四年に「解放」

当時、差別、社会的に賤視をうけていた、周縁の人たちもは旧「かわた」村も事例ばかりなのですけれども、他にも

事例1ということで、船井郡木崎村、これ現在の南丹市園以降は、『京都の部落史』から事例を拾っていきますが、動き出すわけであります。

部ですけれど、

部落民が神輿の共有権につき確認書を得る。

と思うのです。

例は、被差別部落の氏子たちが、自分たちも平等に神輿を は、 この事例2、 のがありました。 り紀伊郡上鳥羽村と下竹田村の青年たちが乱闘したという ということがあります。 人間に光あれ』に紹介されている事例であります。 南桑田郡保津部落」これは亀岡市です。 3は土方鉄さんの 事例3、 それから事例2、 これがさっきの巽の話ですね。 『被差別部落のたたかい、 祭礼神輿をめぐ これらの 事 例 4 事

昇かせろということで、

他の氏子たちに抗議、

要求し、

乱

こなかった、細かく調べて来られてなかったのではないか史の中でも祭礼、神輿舁きというものがあまり注目されて反対のとりくみ」とちがうのではないかと感じます。部落と思う事例です。祭りを研究する立場からすると、「差別

す。 いうと喧嘩早い連中が、 とで挙げられているのですが、これは稲荷祭での出来事で 現在の崇仁ですね。と西九条の若者たちもめる」というこ いうものの主体というのが博徒でありまして、 の氏子ではありません、 例えば事例5の まず紀伊郡柳原町というのは稲荷神社、 「神輿かつぎをめぐり、 そしてこのもめた紀伊郡柳 神輿を襲うという形です。対して 紀伊郡 伏見稲荷大社 どちらかと 柳 原 原 町

に思います。つまり、氏子の一員として神輿に入れろとい放、差別反対の取り組みじゃないのではないかというふうの博徒が、神輿場で喧嘩をしたということで、「差別反対稲荷の神輿のうちの一基を舁いていた村です。被差別部落 西九条という所は稲荷神社の氏子でして、ずっと五基ある西九条という所は稲荷神社の氏子でして、ずっと五基ある

「神輿かつぎをめぐり、

事例6ですけど、上御霊神社の

うわけであります。 りません。 中 田 -村は田中神社の氏子であって、 中 氏子として平等を求めて神輿に入れろというのとは違 村、 鞍馬 対して鞍馬口村は上御 口村村民対立」、これは後で話をします。 上御霊神社の氏子ではあ 霊神社の氏子です。 つま 田

ん違う入り方をしているわけであります。 になって、 ような、神輿に入れろといって紛争があって、そして裁判 ぶ地域であったのが、 地 若竹町青年が舁くことに決まる。若竹町というのは東三条 て八坂神社の氏子区域となった地域ですが、 域 事例7ですけれども、 の一つの町です。 その裁判に勝って入ったというのとは、 ここは元々、「非人」小屋が立ち並 「解放」 八坂神社の神輿三台のうち一台は、 令以降は、 町組に編入され 先ほど言った ぜ んぜ

Γ,

は差別が残っ 思っていて、『京都 対象をもうちょっと広げて話をしたいと思います。 縁のさまざまな地 のような江戸時代には 部落史が旧「かわた」 差別を受けてい てい た地 の部 た人々 域 0 域 游史』 村の歴史だけじゃないという私は 歴史も書かれていることを考える の歴史も書か 「非人」小屋があり、 の祭礼 にもさまざまな地域、 への参入という事例 れ てい た 明治 り、 時代に 京 また、 若竹 研究 都の

> 紛争、 例を、後でお話したいと思い いきたいと思います。 すべての事例に当てはまらないということにも、 訴 訟 和解、 祭礼への参入という定式が、 旧 「かわた」 、ます。 村でもそうなってない 注目して 必ずしも

多いのですが、 あります。 尾大社」と染められ く人々の法被の片方の襟には「大宮社」、もう片方には ます。例えば松尾祭にでる六基の神輿のうち、 は神輿会のそれぞれのユニフォームが て大切な場所では神輿を揺らします。 かお話しします。 都では神輿というのがどんな感じで舁かれているかとい う神輿舁き集団によって舁かれているわけであります。 ほとんどが んぶ違うのです。でも京都の神輿というのは統一されて また前提の話 ホイト」です。この ていたんです。 現在では氏子以外の人々も協力して舁く場合が 3 元々はそこの氏子の若者組 にいきますけれど、 京都の神輿の掛け声はほとんどが の若中(わかちゅう、 ています。 掛け声と共に、 そこの氏子ですという印で 京都 東京の神輿というの あって、 見せ場や祭り の神 わかじゅう)とい 若中が 輿というの 会ごとに 大宮社を舁 にとっ ホ 京 ぜ 1 5 が

舁い

(3) 若中 (神輿舁き集団) の類型

(3)番のところですけれど、若者組が神輿を舁くようになったのが、だいたい一八世紀の真ん中、一七五○年とか、三年とか、そういうころであります。これは私が類型化したのですが、いろんなタイプの若中があって、という化したのですが、いろんなタイプの若中があって、というになったのが、だいたい一八世紀の真ん中、一七五○年というですが、いろんなタイプの若中があって、というになった。

くの村が舁いているのですね。稲荷でしたら油小路八条の大社、松尾大社、このあたりは非常に大きい氏子区域をもったら御神輿は五つで、村、町の数の方がずっと多いのですけは、沢山の町と沢山の村で氏子区域が出来ているのですけは、沢山の町と沢山の村で氏子区域が出来ているのですけは、沢山の町と沢山の村で氏子区域が出来ているのですけは、沢山の町と沢山の村で氏子区域が出来ているのですけたら御神輿は五つで、村、町の数の方がずっと多いのです。たら御神輿は五つで、村、町の数の方がずっと多いのです。だら御神輿は五つで、村、町の数の方がずっと多いのです。

なのです。

それに対して江戸時代、

近世から非常に都市

化が

進んだ

とで、代表の村が神輿を舁いているということであります。

前を下がった所ですね、ですので「旅所在地型」というこ

所にあったと思いますけれど、

松尾大社でしたら七条の御

ども、洛外の大きなエリアの祭礼で神輿を舁く若中がそう昭荷の神輿舁きの人々は、神幸祭で「お山」から神さんを部分というふうに言われます。ということで、氏子を代表してというふうに言われます。ということで、氏子を代表してというふうに言われます。ということで、氏子を代表していたい、伏見稲荷自体が洛外ですし、松尾も洛外ですけれど、まあだいたい、伏見稲荷自体が洛外ですし、松尾も洛外ですけれど、まあだいたい、伏見稲荷自体が洛外ですし、松尾も洛外ですというない。

て神輿を舁いている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 に地をもっている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 た地をもっている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 た地をもっている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 に地をもっている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 に地をもっている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 に地をもっている八坂神社、これは京都の真ん中ですよね。 であります。

請け負った若中が神輿を舁いています。 祇園祭と今宮祭は歴史をたどれば、ある時点で神輿舁きを

ている。これは後の話、若竹町の事例の前提になりますか全然変わってないのです、でも「請負型」はどんどん変わっですので、「旅所在地型」というのは神輿舁きの地域が

ら知っておいてください。

でも、大半は「村落祭祀型」の若中です。先週から先々でも、大半は「村落祭祀型」の若中です。先別からたまであります。「村祭り」というイメージにぴっさなお祭りであります。「村祭り」というイメージにぴったりのお祭りであります。「村祭りがあったと思います。これいうような三つのパターンに分けられるというふうに考えています。

これはあとの「蓮台野の場合」の話につながってくるわけ非日常の祭礼空間では神輿舁きの「論理」が優先します。

で非常に近いのですけれど、近世ではこういう移り変わりて、坂を上がれば蓮台野村があるわけですね。ということども、これ今宮祭と蓮台野村というのは、今宮神社があっ入がかなわなかった、参入にはならなかった場合ですけれ

①ですけれど

があります。

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

祭りに出てこなくなった」

人足量まで負担することとなった」というふうに、太鼓は、大足量まで負担することとなった」というふうに、太鼓の修繕はできたと思うんですけど)の修繕ができなかったので、大太鼓を無料で奉納し、さらに太鼓の巡行の際の太鼓の修繕はできたと思うんですけど)の修繕ができなかったので、大太鼓を無料で奉納し、さらに太鼓の修けですね。

1. 蓮台野の場合

(1)近世の蓮台野村と今宮祭

ということで、「1、蓮台野の場合」、これは神輿への参

蓮台野村に丸抱えになったわけであります。

次に行きます。

「天保一〇 (一八三九)

年には太鼓巡行の人数を節約

人足が不足した場合は神社が雇うが、その場合の賃銭は西野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之」ところが幕末にほぼ近い④安政三(一八五六)年、蓮台ところが幕末にほぼ近い④安政三(一八五六)年、蓮台ところが幕末にほぼ近い④安政三(一八五六)年、蓮台

けであります。

であります。ここで「氏子講中神輿舁請負方之者」というのは先ほど言った若中で、今宮祭の神輿舁きを請け負っていた人たち言った若中で、今宮祭の神輿舁きを請け負っていた人たちに特化した町組が何十組かあって、何十年に一度か祭礼のに特化した町組が何十組かあって、何十年に一度か祭礼のに特化した町組が何十組かあって、何十年に一度か祭礼のに特化した町組が何十組かあって、何十年に一度か祭礼のに特化した町組が何十組かあって、何十年に一度か祭礼の道営が回ってくるのです。祭礼の運営に当たる町を神事行負っていた人たちであります。

今宮祭の神輿舁き集団の若中は三つありまして、一つは今宮祭の神輿舁き集団の若中は三つありまして、一つはたが舁いていて、この人たちが舁いていました。そして、一番小さい「先神輿」は、ちが舁いていました。そして、一番小さい「先神輿」は、ちが舁いていました。そして、一番小さい「先神輿」は、ちが舁いていて、この人たちはそれぞれ神事行事町と契約ちが舁いていて、この人たちはそれぞれ神事行事町と契約を結んで請け負って舁いていたわけです。

氏子の町々が力をもっていて、神輿を舁いている村々とい今宮神社の氏子の中では、やっぱり経済力がある西陣の

陣地域

もう一切かかわらないでくれという事になってしまったわ

の氏子二名が負担することとなった。ということで、

者申之候ニ付、

此段奉願上候、

御許容え成下置候者難有可

奉存候、

以上

ということで、

今宮神社の神主が、

この時はまだ京都府が

たということで、特に祭礼の場での排除につながったわけ を舁いている村の人たちは、 すごい経済力を持つようになり、 野村というのが皮革に関する技術を持ってい を思い 「かわた」である蓮台野村に、 出して頂いたらわかりますけれど、 「一般」の村の人たちですが、 自分たちの立場を脅かされ 勢力が伸びてきた。 周縁にいた蓮台 たので、 後に 神輿

うの

は

立

場が

弱かったわけです。

その

、時に、

先ほどの

地図

(2) 今宮祭の 大喧

ちょっと読んでみます。 八月に 史料には明治四年五月八日と書いてあります。この年の 解 放」令が出されていますが、 その直前です。

以来右様之者共神輿え不近附様御沙汰え下置候様駕輿丁之 駕輿丁之者 のことです) 「一、近年当社神事還幸之節、 (神輿舁きのことです) 大二心配仕候間 並穢多之者神輿え近附候ニ付、 小屋 (これは 兎角故 「非人」 障 小屋 何卒 出 莱

> ます。 す。 ない が起こるわけであります。 は載ってないのですけれど、 かというふうに思います。 と書いてありますけ を近づけないように命令を出して下さいと言っているので した江戸時代からの排除が続いていたのです。「穢多之者 こういう排除があったわけであります。 ので、京都御政府という所へ命令を出して「穢多之者 明治二一(一八八八) れど、 次の史料は『京都の部落史』に ほぼ 年五月一八日にこういう事件 事件はちらっと年表に出てき 蓮台野村の人たちじゃない 先ほどお話し

ともあり。 不敬なりとて拒絶なし、 せ貰はんと、 穢多村)の人民等も同く氏子の者なれば、 後彼穢多の稱號を廃せしより、 は愛宕郡東紫竹大門村の壮年輩が舁くの例なりしに、 を尚能く聞くに、 昨十五日、 左れば同 種々打合せありしも、 今宮神社の祭禮につき大喧嘩ありし。 往昔同神社の神輿 日午 後八時頃 爾来年々夫等の為紛議 同郡鷹ヶ峰村字蓮臺 之を昇すは神に對して 第三の神 (大宮と稱するもの 共に神輿を舁か ・輿が東紫竹大 の生じるこ 野 維新 (舊

次第

○メートルくらいの所に三叉路があるのです。二○○メー 神社の東門 のあぶり餅屋がありますが、 あそこを出て一〇

門村字追分(「追分」というのは三叉路のことです。

129

治り難き有様なれば、巡査は急を上京警察署及び田中警察當るべくもあらず。喧嘩は益々盛んになり、血を見ざれば撃に及び、護衛の巡査數名が之を制せんとするも、其勢ひ撃に及び、護衛の巡査數名が之を制せんとするも、其勢ひで來りし折柄、豫て不平のある蓮臺野の人民凡五十名、各々で來りし折柄、豫

トルくらいかな。

そのあたりだと思います。)と云う處ま

蓮臺野の大塚富之助(四十一年)原田勇次郎(六十三年)神輿を今宮神社に舁き入るゝに至りしが、右の喧嘩により、査派出し、双方を取鎮めしにぞ。漸く翌十六日午前三時頃、署へ報ぜしを以て、両警察署より應援の爲數十名の警部巡

明ならず。今尚、取調中なりと。」の者に十二三名ありしが、何分夜間の事なれば凶行者も分程にて。其他輕傷を受たるは、同地の者に七八名、大門村

最後に今宮神社に神輿を舁きいれるわけです

野村かな(六十年)の三人は重傷を蒙り、

生死も計り難き

ある。私、来年で還暦なのですけれど、今の還暦というの「原田勇次郎(六十三年)野村かな(六十年)」と書いてから三行目に蓮台野の三名の名前が出ていますけれど、けど、その時に大乱闘が起こったと。凄いなと思うのは下

٤, くれという要求に対して、 位経つわけですけれど、蓮台野村の人々の神輿を舁 不敬なり」という言葉がでてきます。解放令が出て二〇年 たかどうかわかりませんけれど、「之を舁すは神に對して う事ですね。明治時代の新聞の記事なので本当にそうい まうわけであります。以前からの祭礼からの排除を考える 死も明らかならない大怪我を負うとということになってし りするのは、野村かなさんは名前からいったら女性じゃな しょうか。だから原田勇次郎さん六十三歳、 でいえばプラス十何歳、二十歳くらいになるのではない と一寸ちがうのでしょうね。 いでしょうかね。六十歳の女性がこの乱闘に参加して、 やっぱり蓮台野村の人々には非常な怒りがあったとい はっきりそういう言葉が投げつ 明治の頃の還暦と言えば、 もっとびっく

位経つわけですけれど、連台野村の人々の神輿を昇がして くれという要求に対して、はっきりそういう言葉が投げつ くれという要求に対して、はっきりそういう言葉が投げつ ために紛争が起こって、裁判が起こって参入になったかと いうと、実はなってないのですね。どうなったかというと、 ために紛争が起こって、裁判が起こって参入になったかと たりするのですけど、千本部落が担当することになります。 そして、現在でも車太鼓は楽只学区が担当して、今宮祭に を見いる言葉が投げつ は紹つわけですけれど、連台野村の人々の神輿を昇がして 0

カコ

『京都

の部落史』

の執筆、

編纂メンバ

が ?定式

VI

文

0

新

堤ができて御土居

参入の流れでは解釈のしようがないと思われたのどうか

参加しているわけです。

を舁く地域とは違うのだという祭礼独特の うふうになっていると、 たら全部は入れるっていう前提だから、 村巽の長尾神社、天満宮の神輿というの 明を加えますと、ここに書かれています醍醐の巽の、 この若中は神輿を舁いていたわけであります。 ら入れましょうとなるのですが、 ば村全体が昇くから、 れ 所の若中と新門前村の若中が舁いていたのですけれど、 この大宮神輿というのは東紫竹大門村の かというふうになるのですけれども、 で事が大きくなれば神輿に参入するの 入ったわけであります。 が請負型で昇いていて、 神輿に入れなかった、入らなかった、どちらなのでしょ というふうに私は解釈をしています。 を見るとなぜだろうという感じなのですが、 でも、 部 氏子であってもここの これが例えば村落祭祀型であれ の人が舁けないのは 請負型とか旅所在地 実はそれと違う理屈でこ 実は先ほど言った、 が当たり前じゃない)は醍醐 結局そこの 旧 理 の上野村とい 屈があって、 村の氏子だっ におかし 地 もう少し説 域 は神輿 型とい 神輿に ここま 醍醐 いか ح · う

> 結末を迎えた祭があるわけであります。 理屈でそうじゃない いません。 わ かりませ こういうふうに定式に当てはまらな しんが、 この史料は 結末を迎えた、 『京都 神 の部落史』 輿に入るのでは に は 祭礼 載 0

0 7

い

カュ

2 鞍馬 口村 の 場合

(1) 鞍馬口村の歴

史

す。 すよね。 うと洪水がたびたび起こったからであります。 所にぜったいに家は建てられなかったのです。 その痕跡はありません。 なってい ていて、 いうのは 一番高級な住宅が賀茂川沿いにあります。 ていますけれど、 · 堤が 鞍馬口村というのは、 現在の賀茂川を見ると、 江 御土居 戸 明治の頃には社会的に賤視された村というふうに その賀茂川と御土 たわけであります。 時 代 の外 0 は 上御霊神社の氏子区域 じめ 側、 この 0 鞍馬口村というのはここに 賀茂川と御土居 頃に 居の間 現在は 賀茂川沿いには例えば 部に できるわ に寛文の 住民が入れ替わ 非人」 け 0 の中では新 で 新 間 でも昔は あ 堤 小 に りま ある 鞍馬 何 屋が含まれ 故 口村と 書か カ あんな って、 わ 下鴨で け ħ Ť

重だけで洪水を止めていたのを

原の地だったのですけど、耕地化が進行して立村するに至っ位が高くなりすぎた時に水を逃がす場所だと思うのですけれど、堤が途切れている所があるのです。そこが鞍馬口村であります。ですから元々は人がなかなか住めるような環でない所だったと思います。ここは角倉伊織支配ということで、代官の角倉が管轄する幕府領でした。もともと河にとで、代官の角倉が管轄する幕府領でした。もともと、水洪水が非常に少なくなったと思いますが、よく見ると、水洪水が非常に少なくなったと思いますが、よく見ると、水

二重で止めるようになり、

おそらく京都の洛中というの

Ú

北側、 り多くの人は住んでなかったらしい に古い町ですので、応仁の 寄付をしております。つまり天皇も氏子であったという事 裏なんかも入るわけです。 ですね。そういう神社であります。氏子区域は上京の非常 めて京都に戻ってきたときには、まず上御霊神社に多額の であります。 する神社で京都御苑の北三分の二は上御霊神社の氏子区域 この ここも今宮神社と似て北は農村が氏子地域で、 (センター) あたり小山になるの 北半分三分の二になると天皇の住 明治に入ってから明治天皇が初 乱以来の ですが 氏子が かな。 います。 わゆる んでいる禁 北区の小 そして あま

けであり

、ますけれども、

鞍馬口村が三基目の神輿を入る話

をしたいと思います。

れ、 5 ようになったのが鞍馬口村の人々であります。ここから後 から御霊祭に三基目の神輿が登場します。 山郷と今出川口の人々が舁いております。そして明治 り替えられます。 したが、洛中洛外図にも描かれています。 等に入れなさいと裁判が起こったわけではありません 言った何か乱闘があって、諍いが起こって、氏子やから平 この入り方というのが非常に面白いです。そして、先ほど ます。ここがやはり神輿に入っていくわけです。でも、 は江戸時代には けれどもこの鞍馬口村というのは非常に新しい村、そこに 山です。ここも古い村で鎌倉時代からある村であります。 の話は史料があるわけじゃないです。私の推測で考えたわ の二基の神輿は近世のはじめに天皇が乗る鳳輦を下賜さ 上御霊神社の御霊祭には元々は二基の神輿が出ておりま それを神輿にしたものです。 非 現在、 人」小屋が 三基の神輿がありますが、 一部あったという所であり 古くからの氏子区域 この神輿を舁く 神輿はその後造 古くか 初期 0 小

たと思われます。

御霊神社というのは洛中の上京の東半分を氏子区域に

鞍馬口村と御霊祭

(一八七七) 年に御霊神社が三社明神を公家の

とい は男の したが、 であります。 この年、 ました。 名の神輿になっています。 霊神社に奉納されました。 神社の中 現在の同志社大学の新町キャンパスのすぐ南側の上 やはり氏子だという意識があったのではないかと思います。 上御霊神社に千円、 なテレビ番組 滞在をした年であります。 から預かります。 の年に市 う所に貴船神社という神社があったのですけれ 子が少なくピンチですけれど、 男子で成長したのは大正天皇だけです。今も さてこの神輿をどうしょうかという話であります。 に社が移されます。 中 前は宮家があ 大正天皇が の小さな神社の統合の 明治天皇には男五人、女十人の子どもが が昨日ありましたけれど、 治一 誕生して、これが明治天皇唯一の男子 下御霊神社に七百円に寄付しています。 りま ○年というの したが 明治 この神輿は、 東京遷都は、 そしてその神社の神輿は 一二年にその神輿を修 行政指導があ この は 現在、 ここで明治天皇は 奠都やというよう 明治天皇が 頃もピンチです。 末廣と って上 小 京 上御 皇室 繕し 御霊 都に V III ま 5 ح 前

という女官をやっていて、

光格天皇という閑院宮から入っ

すが、 は、 菅原氏なのですけれど、 東坊城和子という人の御霊なのです。 御霊としては最後の御霊じゃないかと思いますが で、ご留意ください。先ほど出てきた三 どこう考えることもできるのではない ことで、 様が上御 そして、 の相殿に祀られています。 四年に出てきた和光明神という神は、 御霊、 はじ 明治一 別に文献にのっているわけではありません、 霊神社に 怨霊なのです。 めて御霊祭に三基の神輿が出てということです。 四年に三社明神、 遷座しました。 和子さんは典侍 これはどういう神かというと実 和光明神は多分、 ここから後は 和光明神という新し 東坊城家とい かということです 一社明神とか 現在も上御 (ない 皇室が しの 私が考え うの これ 明治 け れ

なっております。そして、 があったようであります。 城家というのは公家の身分としては低くて、 た天皇ですけれど、この人の寵愛を受けていた。 の子は後に桂宮という宮家を継ぎましたが、 (女子) ともに出産の次 本当かどうかはわからないのですけれど、 0 二人目を妊娠しましたが、 一人男の子を産んでいます。 日に亡くなるという不幸が起こ やっぱ でも東坊 御 ŋ 所

ります。

もしかしてあの怨霊の祟りではないかみたいな話になって こで明治天皇の子どもが次々と死んでいくと、その時に、 ど、結局、 たと思います。 の狭い御所の中から移動しないので、噂が噂を呼ぶ世界だっ ります。天皇は御所から一歩も出られませんし、公家もあ ているじゃないかという噂が当時の朝廷、 前の公家」というエッセイに書かれています。これが祟っ 伝えていたとか、そういう話が猪熊兼繁という人の「維新 滑って庭に転落し俄かに産気づいたという伝説を、 廊下に蝋 ですね、上御霊神社に引き取ってもらって祀るようになっ の実家である公家の勧修寺家がお祀りしていたのですけれ が塗られていて、そこを通りかかった和子さんが 東京に遷都して廃れる一方だったのですね。 光格天皇の次の天皇である仁孝天皇の母親 公家社会に広が 公家が そ

が一基ある、鞍馬口村が今まで我々は祭に参加できなかっ霊神社として何とかしたい、新たに神社に奉納された神輿思います。この御霊をどう祀るかということですね。上御安時代から続いた御霊を祀るのはこれが最後じゃないかとります。護王神社とか梨木神社とかもそうです。しかし平ります。護王神社とか烈木神社とかもそうです。しかし平りおから後には、天皇の功臣などを神社に祀るようにな

たという話があります。

うふうに思います。という状況が明治一○年あたりにあったのではないかといたから新しい神輿を舁かせてくれという願いを出している

(3)「えらいやっちゃ」

もちろん舁き手は変わっていっているのですけど、 うに神輿を舁いています。

これはなぜだろう考えました。 輿は、頑固に「えらいやっちゃ」の掛け声と共に、 まで、ほぼすべての祭りがこの掛け声です。しかし末廣神 ような大きなお祭りから、地域限定のちいさな「村祭り」 れど、これ全部が元々そうであったわけではないですけれ 輿の多くは「ホイト、ホイト」というふうに舁くのです 舁き方はそのまま受け継がれていると思います。京都 いうのですけれども、とてもユニークな舁き方をします。 明治一三年に御霊祭に新しく加わった神輿、末廣神輿と 松尾祭、 稲荷祭辺りから広がって、現在では祇園祭の 踊るよ 神輿 の神 の

痘は、罹ると十人中、半分はいかないけれども、それに近今では天然痘は根絶しましたが、江戸時代には疱瘡、天然として「疱瘡送り」というのが江戸時代にあっりました。鞍馬口村は芸能とかかわりが深いです。その芸能の一種

むと思います)

す病と考えていました。 残らせたい。 亡くなってしまう人もいるというので、何とか患者を生き い人は死んでしまう怖い病気でした。生き残る人もいれば 当時の人々は疱瘡は疱瘡神という神がもたら そこで、疱瘡に罹れば、疱瘡神を

喜ばせて出て行っ

ます。 ている額には す。「末菊大神」と であります。 能が行われたよう う神事というか芸 い
う
小
さ
な
祠
で
す てもらうという 「疱瘡送り」とい が祀られてい 口村の中に疱瘡 れど現在もあり (クサガミと読 祠に掛か 旧鞍 生



瘡神を送り出すポイントであったと思います。 す。ここは賀茂川の河原と鞍馬口村という人里の境で、 疱

もらう。だからおそらく、元々「疱瘡送り」なんかの芸能 なんかは怨霊の代表のようなものでしたが、 仰と同じパターンを持つ信仰だと言っています。菅原道真 送りは、人に祟る怨霊を手厚く祀って御霊に転じる御霊信 ちゃ」と褒めたたえて、あなた偉いですよと新しい御霊神 う考えで新しい神輿を舁いたのではないか。「えらいやっ に親しんでいた鞍馬口村の人たちが、「祀り上げる」とい そこで、新しい神輿に入ってもらって、 祀り上げることによって福をもたらす御霊神となります。 く祀られ、今はご利益がある神となっているわけです。 ようであります。民俗学者の宮田登さんなんかは、 た人たちにご利益をもたらすというふうに考えられてい ですから先ほど紹介した和光明神なんかも怨霊でしたが 疱瘡神は喜ばせれば神さんは福の神になって人々に、 御霊祭に加わって 天満宮に手 疱瘡神 祀 た

考えていきますが、それには「砂持ち」という近世のイベ 次に末廣神輿がなぜ踊るような所作で舁か れ てい る のか ないかというふうに思います。

をほめたたえた。そういうふうな民俗が残っているのでは

でした。 運んだりするのは、 浚えていたと思います。実際に砂を浚えたり、大きな石を に行って、多分、 をしたりとか、今でいうコスプレをしてワイワイ鴨の河原 す。蝶々やトンボの格好をしたりとか、何やら卑猥な格好 ないので、ピクニック気分で賀茂川 だいたいお金持っていますし、肉体労働はそんなに向 とで割り当てていくのです。上京とか下京の町の人たちは させて、この町組はここの部分の砂を浚いなさいというこ した。砂持ちとは何かというと、上京とか下京の町に分担 する。それを防ぐために「砂持ち」ということがやられま 原と人里の標高が同じですから、ちょっと雨が降ると氾濫 利とか流れてきて、川底の高さが上がるそうです。昔は河 思いますが、放っておくとどんどん上のほうから石とか砂 はすぐたまるんです。今は景観の保全という観点も強いと 浚渫というか、土砂を運び出す工事をしていますね。 多くの場合、 おそらく鞍馬口村は、 神輿も一緒で、 ほんの少しばかり格好をつける形で砂を 雇われた百姓や人足からなる実働 洛外の旧 今でも旧洛中の人は神輿を昇か 賀茂川とか御土居の管理を 農村や周 (鴨川)にやってきま 縁 0 人間が昇 土砂 部隊 いて な 7

> たのではないかというふうに思っています。 その舁き方は非常に大きなインパクトを京都の人々に与え 輿を舁くようになったのではないかと想像します。そして ですよね。こういうような身体性や信仰をベースにして神 ういう身体の所作であるとか、先ほど言った疱瘡送り、 ともと鞍馬口村が舁いていた末廣という神輿は、たぶんこ りながら神輿を舁く末廣神輿の所作と似通っています。 かきだしている絵が残っています。その姿が楽しそうに踊 棒を載せて、もう片方の手には扇を持って踊るように砂を 部そうしていたわけではないでしょうが、片方の肩に天秤 土手に捨てに行っている様子が描かれています。 には、実働部隊がモッコ ます。安政三(一八五六) していた角倉の支配下にあつたから実働部隊だったと思 る怖い神様を奉ることによって福の神に転ずるという信仰 (畚) 年の を担いで、 「砂持ち」を描いた浮 砂を賀茂 全部 が カユ 全 6

入れ 若中ですので、 常に強かったと思います。 日 長年の願いが叶って神輿舁きに参入した神輿舁き集団 出出新 ば腕力で追い 聞 「神輿の争ひ 鞍馬 出す。 口村 の人たちは神輿を守る気持ちが 先ほど少し触れた明治三六年の [担ぎたさ]」という事件ですが ですので、 ちょっとでも邪魔が 非

ントが

関係するように思います。

賀茂川は何年かに一

度、

ていきます。

江

戸

代は轅

(ながえ) 町という下京

な

町

轅とい

うの代

は

神

輿の舁き棒のことですけ

れど、不の裕福

それを持っている町内がお金を出していろんな人たちに神

ます。こういう理解をすればいいんじゃないかと思います。 ちも入れろ」と来た人たちを追い払ったということであり 解放運動 氏子なのですね。 はありません。 入れろと入ってきたのです。 すけれど、 の胎動」ではないと思います。 中西与吉、 田中村は田中神社というの ですからこれは 吉田幸次郎というこの二人が 田中村は上 「差別 反対 単に神輿に「俺た 御霊神社の があってそこの の取り組 氏子で 神輿に み、

田

 甲村

この人力車

夫、

田中村は人力車夫が多か

ったみ

É

V

で

3. 若竹町の場合

興渡御というの 層 海道を経由して多くの人々が流入し、 江 は現在の 。 一 戸 の一つを仕切るようになった話であります。 最後に若竹町の話をしたいと思います。 ,時代には 角を形成した町です 東三条の 「非人」 は、 西半分の 請負型の 小屋があ が、 神輿舁き集団がしば つの町内になりますけ この りました。 前 京都に於 の人々が 明治 若竹町というの 祇園 祇園 以降 いて都 しば 祭の 変わ 祭 K れ 0 市 は 東 神 神 0 下

> P す。 中の人、 わけです。そういう人たちに、 人々は流出し、代わりに豊かな商人が町内の住人にな 神人ということで神輿を舁いていたのですが、 に町内に住んでいた職人などは祇園社と特別な関係を持つ ちがだいたい元禄以降に住むようになりました。 矢代仁さんという絹織物の老舗があります。 輿を舁かしていたわけです。 つてはあったそうであります。 いうと、 一度通って頂いたらわかりますけ 舁かないですよね。 神輿を舁かず」、 私が調べた室町二条下ルの なんですよ 先ほども言い 轅町にはどんな このようなお金持ち 神輿を舁きなさいと言 蛸薬師町 れど、 ましたように、 三井の 蛸薬師 など十 町 そうい が それ ぁ るか 店 ケ 町 った 以 人た 町 前

高 木 瀬 兀 ら伝統で舁いていました。 て現在の大阪市西成区にあった今宮村の人たちが 番中心となる神輿ですけれど、幕末までは今宮神人とい 屋町 [角形の] 舟が伏見まで行った時に、 瀬 祇園祭の神輿は三基あります。 \prod 四 0 東御 船 条下ルに今でも船 頭 や綱曳 座 は 四 条船 9 なひき) 頭 これは非常に古いかたちです。 頭町 町の若中 曳いて帰る役割です。 はあります。 中御座、 が : 舁い が 舁 てい ていました。 これは六角形 そこの人たち 長い 中世 西 カユ 0

御座は壬生の人たちが舁くようになります。 なって、東御座は四若 ました。 。 また、中 神人のような遠くの人は神社との縁を切られるわけですね。 じめになって氏子区域に基づく氏子制度が確立して、今宮 輿を舁くようになったのではないかと思います。 条台の神輿舁き集団である若中が、轅町から請け負って神 というのが三条台の若中、 す。 離を船を曳いて帰っていたから、 前までは、三若は三若、現在も三若、ですのでこれ 始まりですけど、二条城の南側の三条台の人々が舁い だいたい一八世紀の後半くらいから、 そういう人たちが神輿を舁いていた。六角形の そこで、 世以来の神人というようものは 現在まで続く三若が中御座を舁くように (しわか)、 現在の三若神輿会とい 凄い力持ちだったは 四条船 表向きには廃され 頭 四条船頭 明治末か 町の若中、 明治のは 5 が 町 組 西 6 や三 てい ずで 織 御 番 戦 西 座 0

> 坂神社東御座 れど、その当時、 変わった話をしたいと思います。 丑松さんという方がおられました。その方が書かれ 明 治末から昭和初めに 一四若神輿会五十年の歩み」 兀 若神輿会のたぶん副会長 かけ ての四 一九七〇年の [条船 には 頭 前 つから若: か会長 四若 記 です 0 竹 起源 入江 町

ね。こういうのを願舁 つまりボランタリーに神輿を舁かせてもらっていたのです て草鞋や手拭の実費を出して神輿渡御に参加していた」、 「(近世末) から我々の若松・若竹両町 (がんかき)といいます。 の人々は助人とし

というものが書かれ

ていて

町 山 0 の役員と数日に亙り談合の結果、 口新之助、 人々が四若組の主要な昇方となり、 清水金太郎の各氏その他の骨折により、 正式に四若神輿会に移 ついに土井幸次郎 船 頭

治になり高瀬

川の船頭衆の組織の崩壊に伴い、

我々の先祖

年の記 ります。これは たことをずら一っと凝縮して四行くらいに書いています。 具体的にはどういうことかというと、こういうことであ 事 「神輿舁若者頭 『大阪朝日新聞』 の協定」 を読んでみます。 が明治四二 (一九〇九)

隣の若松町の人たちが中心になって現在まで舁いています。

人たちが舁くようになって現在も錦が舁いています。

は戦争が終わるまでは壬

生

戦後は錦

市

場の

細かく言うといろいろ変わっているんですが、

若竹町に変わっています。

で、

戦後は四若、

現在は

兀 町

Ď

譲され今日に至っている。」これはたいへん長い

間 にあっ

でも若:

竹町 若、 か

四若は実は明治末に担い手が四条船頭

東御座 は元々西高瀬四条下る船頭町組の舁ぎ居たるもの

協定せしにぞ、 植やと思うんですが) を凝し、本年よりは三条裏東御座 加へんとせしに、 せし如く十五日松原署に於て若者頭を呼び出し更に警戒を るものを集め予じめ警戒をなしつゝあ 年も亦過日来、 るを以てその筋に於ても特にこの神輿舁に注意を加 り強力舁ぎ来りしが、 あるも、 時 尚又其の後一 ²舁人の少くなりしがため三条裏の その旨松原、 松原、 その警戒を聞くに先ち右若者頭中 五条、 は若竹町の若者のみにて舁ぐことに 毎年 東御 般の若者をも頼み種 五条の 堀川 座の の (これ多分、 神 両署長に届けたり」 各署長より舁人の のりしが、 い 興 昇 0 間 東御 加勢を! 前号に 12 Þ 喧 0 -に協議 座 方 嘩 も記 重な 頼 0 0 面 誤 本 起 ょ む

る じ ど、ここは 8 0 若竹町は祇園社に近いです。 組 は 強い 喧嘩」 織 願 0 人々 崩 は 舁をしていた若竹町の人たちは 厳 元々 壊 が多く住 徐々に 過程 い肉 井戸掘りが沢山住んでいました。 で 体労働ですから、 んでいたとい 「主要な舁方」 一毎年東 御 歩いて五分くらいですけれ 座 うことになります。 0 神 0 神輿舁きに適し 典舁 地位を占めるよう 「高瀬 0 間 JII 0 井戸掘り K 船 起こ た肩 頭 は 衆

> Þ 0 な に 9 地 入っていって、どんどん勢力を伸ばしていったの 域 0 ついには 神輿舁きたちを追い出したということですね。 明治四二年の 「神輿舁若者 頭 の協 定 で

他 に

す。 徐

高

ます。 に沿 方法、 の良 とはない 予測ですが、 ちは長期: という言葉があります。 仕切りたいという若竹町 ですね。この経緯は偶然ではないと思います。 するに反比例して若竹町の人がどんどん入ってい わけです。それに反比例するというか、 .の神輿舁き集団の仕切っている神輿を「とる(乗っ取る)」 1 瀬 った戦略的な動きが 現在でも京都の神輿舁きの間では、 手段が変わることによってあかんようになっ 別とい 人が 的 のですが、 時 な戦略で東御座神輿を「とった」 うのは鉄道ができ、 々います。 連の 流れ あ の神輿とったろか」 この言葉のように、 実際にとったという話は あ の人々 の底には東御座神輿を自分たちが ったというふうに私は思 の願望が存在し、 疎水が 高瀬川水運 できて鴨川 神 とか ということで 若竹町 輿舁き集団 その · つ 言う威勢 聞 たわ b が衰退 7 水 1 0 たこ 7 願 私 運 0 け < 0

と書いてあって、

明治四二年か

らは

東

御

座神輿は若竹

町

0

他

人たちだけが舁くようになったのがわかります。

年 前 にも本講座で 「神輿場は何故荒れるか」というこ す

á

騒動、 かですね。 て市電を十何台停めたり、 例えば市電が停まらなくて神輿に触れたら、 竹町の人たちは、 とで話しましたように、 暴力沙汰を引き起こします。 ということです。大正一二年の神幸祭での三若 祇園祭の神輿場で何度も喧嘩、揉め事、 明治の前半から大正一二年まで若 あるいは三若と大喧嘩したりと 毎年じゃないですけど、 市電に殺到し

> とるだけちごて表札までとった」といっていますけれども 若の神輿舁きにその話をすると、「ひさしを借りて母屋 初に言った部落史の定式とは違っています。私の友人で四 こして神輿場での実力でその存在を認めさせた。これは最

まとめ

時代から続くのですけど、『五十年の歩み』を見ると昭和 ほど何行かで書かれていた正式に譲り受けたという事実で 五年、正式に譲り受けたということであります。これが先 との抗争事件の解決過程で若竹町の人々は、祇園祭の神輿 年以降の幹部の人々を初代というふうに表現しています。 四若というのは四条船頭町からいえばもう江戸 昭和 ず文化外の空間を蚕食して、その内側にとり入れようとし り、 力を得て、文化は活性化するということであります。 のが、文化の活性化 せん。その非文化の境域の持つ活力とか多義性とい という意味です。だから文化がないという意味では 非文化の領域(周縁)、これはメジャーに対するマイナー 町々ですけれど、で、山口昌男さんによれば、文化は絶え の場合、洛中です。祇園祭の下京、今宮祭でいえば ワーを持つ非日常的な存在であると。 れているが、一方で、周縁は全体や中心に影響を及ぼすパ する二元論的解釈が現れます。周縁とは中心の対義 私が言った周縁よりもっと一般的な意味ですが、 一九七〇年位から文化人類学を中心に周縁、これ 中心から見れば日常的には価値的に劣る存在とみ 0 原 動力となります。 中心というのは 縁 から新たな 周縁 0 は別に 陣 京都 であ に対 っ

を増してついには神輿舁き集団を乗っ取り、 みたいな名乗りをすれば良かったのですけど「四若」とい 含んだ名称を名乗るべきなのですが、例えば 中御座の神輿舁き集団は三条台若中ですので「三若」。 います。ですので若竹町の神輿舁き集団も「若竹町」 前は「壬生組」、現在は錦市場ですから、「錦」 いぎます。 長い スパンで徐々に勢力 神輿荒れを起 「若竹町 組 を لح 西

御座は戦

五

あります。

舁き集団の

「正統」たる三若にその存在を認められ、

う名はそのまま受け継

いうことであります。

彼らが祭礼の場でしめした実践は

な ないかというふうに思います。 もっている。周縁、非文化から活性化されるようなものじゃ 論であります。 れを祭りに与えてきたのが周縁である。 ると思いますが、 祭の平安絵巻などは素晴らしいし、 覧になってください。 ていますが、この図式は祭、 込む最も有効な仕掛 大きいというのは、 います。 ,何か底. とか 神輿渡御を見に行かれたことが無い方は、 知れない力を感じることが出来ると思います。 「豪華絢爛」 だから祭礼というのは芸能と似た仕 京都の都市祭礼の神輿渡御には、 けであるからだと山 芸能こそが文化が非文化の活力を取り とかいった言葉で表すことが出 もちろん祇園祭の山 都市祭礼にも当てはまると思 世界に誇れるものであ 被差別集団に負う所が というのが 口昌男さん 山鉾、 あるい 、「勇壮 私 組 は 一来な は葵 度ご 述べ の結 4 そ を

すなわち文化的にもマイナーな存在ですが、 るばかりでなく、山 た祇園祭あれ 蓮台野とか、 そういうものとは違うパ ば山鉾町がもっていた、 鞍馬口村、 口昌男さんのいうところの 若竹町の 人々は ワ 京都文化の粋とでも 1 空間 をもっていたと 先ほども言っ 的周縁であ 「非文化」、

> 新たな展開を齎した。 伝統と格式を尊重し、 と私は思っています。 それを維持しようとする都市 祭礼に

本文化において芸能の開花が、

人々 でありました。これを蓮台野村の人たちは実践したとい ちのもっている基本的人権を侵された怨みを表明する手段 神輿場の荒れは、 分感覚が最早無効であることを理解させたでしょう。 空間であることを人々に知らしめたと思います。 が舁かれる場) 入にはつながりませんでしたが、 ふうに思います。 今宮祭における蓮台野 の動きは今宮神社の氏子たちや京都市民に近世的 を異議申し立てさえ行うことが出来 ただの喧嘩というのではなくて、 の人々 の動きは、 祭礼、 特に神輿場 神 輿 分弁き 蓮台野の 自分た 不る公共 な身 0 輿 参

たというふうに私は思います。 て、 思います。 をアピールしました。 神輿舁きの人たちが近寄ろうとした時に必ずそれ イデンティテイの表現の場と解釈し、 入しましたが、 鞍馬口村の人々は それが ですので、 我 K その際独自の神輿の舁き方で、 村の神輿を守るのだと意識を強化して 御霊祭に新たな神輿舁き集団として参 自分たち 鞍馬口村の人々は神輿場を地 現在も続いているのです の神輿にちょっとでも: 実践したので 自ら を排除 の存在 あると 的 ア

とですね。 りません。 な祭は、 紐を巻かせて神輿に送り出しているとのことでした。 分らも一緒に祭に出ているのだと示すために、家の男に腰 に聞いてみると、女である自分は神輿に触れないので、自 輿舁きの孫であり、娘であり、 女物の腰紐を巻くのですね。それは京都の祭ではほとん の腰紐をしていることを発見しました。) のです。(最近、 京都の大型の都市祭礼の神輿の中では末廣しかあ 祭りに対する地域の強い気持ちを表現している 自分たちの村全員で神輿を昇いているというこ 岩倉の長谷八幡宮の神輿舁きは女 母親であったある高齢女性 末廣神 . そん の神

う非常に威信の高い地位を手に入れることになったわけで した。そして遂には 勢力を拡大するとともに、 神輿舁きに参加して、 タリーで神輿を舁くという「願舁」という周辺の立場から 最後ですけれど、 若竹町 祇園祭東御 徐々に東御座神 神輿場で派手な揉め事を繰 の人々ははじめのころは 座神輿) 0 神輿舁き集 の神輿舁きの ボ ラン

これらの動きを山

口昌男の言を借りて表せば、

都市

周縁

わけであります。

0 際にはたいへん沢山の人々によって祭礼は成り立って が京都の祭りであるように、 で斎王代が繰り広げる平安絵巻。そういったお祭りばか 京都の祭りと言えば豪華絢爛な祇園祭の山鉾、または葵祭 ういった周縁の人たちの動きは抜きすることはできません うな動きがあった。 等を求めて、祭礼に参加させろ、 として、いろんな氏子が増えて、 の人々の持つ「活力とか多義性といったもの」 「活性化の原動力」となったのであります。 京都の祭礼の歴史や変化を語る時、 思われていますけれども、 神輿を舁かせろというよ その新しい氏子たちが が 近代を画 都 市祭礼 0 ま 平 お ŋ

祭の重要なプレイヤーであったという事であります。す。今日お話ししたような「周縁」の人たちも、京都の

れども末廣という神輿の神輿舁きは法被に、

奥さんや母親

近代京都の都市周縁と祭礼一神輿は誰が舁くのか一

中西 仁(立命館大学)

はじめに

(1) 都市周縁とは

吉村智博は、近世大阪では「「かわた(穢多)」村」、「長吏・垣外(非人)」、「三昧聖(隠坊)」は、「身分制社会における統治機能」によって「都市からの周縁化」されていたとし、近代には被差別部落、寄せ場、スラムとして認識されたとする。それらの地域は、「墓所、火葬場などの死にかかわる共同利用施設、塵芥処理場、屠場など食と排泄にかかわる衛生施設、避病院(コレラ患者などの専用病舎)や監獄など隔離収容施設、遊郭などの遊興施設」が前近代から、または近代の都市化の中で布置された地域であるとする。

横井敏郎は、近世の京都には「穢多村はもちろんのこと、非人小屋も基本的には洛外に、洛中の町組形成地域を取り囲むようにして置かれていた」が、近代に入ると「穢多村はすべてそのまま「部落」として残っ」た。また、かつて「非人居住地区」を含んでいた地域のうち、数か所に対する社会的な賤視は残った。「京都市が大きく発展し始める前(日露戦争以前)」には、それらの「部落」と「貧民窟(貧民集住地区)」は、「市域の周縁部に所在して」おり、「貧民たちは富裕な市街(旧洛中)に入ることはできず、外へ押し出されていた」とする。

(2) 部落史の先行研究より

『部落の歴史と解放運動近代編』(1997) は、明治四(1871)年の「解放令」以降、近世の身分制度で賎民とされていた人々が、平等な氏子としての地位承認を求めて、祭礼への参加、とりわけ神輿舁きへの志向を高めることとなる。同書はこの動きを、「「賎民解放令」布告直後から、部落民の氏子加入・祭礼参加を要求する動きは活発であった。はじめは、部落の青年たちが祭りの仲間に加わろうと、神輿に肩を入れ、これを阻止しようとする部落外の若者たちと乱闘になるといった騒ぎが各地でおこり、傷害事件になることも多かった。これは間もなく裁判に発展した」とする。『京都の部落史2近現代』は、京都では「明治三〇年代に入ると、各地の部落で氏子関係の実質化を求める動きが表面化した」とし、その一環として、「まず一八九九年(明治三二)、宇治郡醍醐村辰巳の村民が同村長尾神社の祭礼に神輿を舁ぐことを要求し、その動きは各地に広まり」、とする。

『京都の部落史』より

- 事例 1. 船井郡木崎村の部落民、神輿の共有兼につき確認書を得る。(明治十五年(1882) 十月)
- 事例 2. 祭礼神輿をめぐり紀伊郡上鳥羽村と下竹田村の青年たち乱闘。(明治十九年 (1886) 十一月二十三日)

- 事例 3. 宇治郡醍醐村巽の村民、神輿かつぎをもとめ、長尾神社に集会。(明治三十二年(1899) 十一月二日)
- ※事例2、3は土方鉄『被差別部落のたたかい―人間に光あれ』に紹介されている。
- 事例 4 , 南桑田郡保津部落の青年、神社祭礼に平等の取扱いを獲得する。(明治三十四年 (1901) 十月)
- 事例 5. 神輿かつぎをめぐり、紀伊郡柳原町と西九条の青年たちもめる。(明治三十五年 (1902) 四月十九日)
- 事例 6. 上御霊神社の神輿かつぎをめぐり、田中村、鞍馬口村村民対立(明治三十六年(1903) 五月三日)
- 事例7. 八坂神社の神輿三台のうち一台は、若竹町青年が舁ぐことに決る。(明治四十二年 (一九○九) 七月十七日)
- ※事例1~6は、『京都の部落史6史料近代1』「解放運動の芽ばえ」「差別反対の取り組み」、 事例7は『京都の部落史7史料近代2』「解放運動の胎動」「差別反対のとりくみ」より。
- *旧「かわた」村のみを対象とする。
- *紛争、訴訟、和解、祭礼への参入という定式
- *事例5、6、7をどうとらえるか。

(3) 若中(神輿舁き集団)の類型

類型	祭礼の種類	神輿の管理・維持	役割	具体例
旅所在地型	周辺部大型祭礼	若中、若中の村	神を迎え、送る	稲荷祭、松尾祭
請負型	中心部大型祭礼	神社、他地域	市中巡行の無事	祇園祭、今宮祭
			(願舁対策)	
村落祭祀型	周辺部中小祭礼	若中、若中の村	賑わいの演出	六請神社神幸祭、西院春日祭等

^{*}非日常の祭礼空間では神輿舁きの「論理」が支配する。(←日常空間、社会)

1. 蓮台野の場合

(1) 近世の蓮台野村と今宮祭

①(年代不詳)祭礼に使う小太鼓四基の修復を今宮神社が蓮台野村に命じ、蓮台野村は太鼓の修繕を無料で行った。これをきっかけに太鼓の巡行(この時は太鼓を舁いていた)に、蓮台野村の人々が参入するようになった。もともと太鼓の巡行を請け負ってきた「氏子講中神輿舁請負方之者」から差し出された人足たちがこれを嫌がり祭りに出てこなくなった。

②文化十四 (一八一七) 年にも蓮台野村は小太鼓の修繕を命じられた。しかし蓮台野村ではその時には小太鼓の修復ができなかったので、大太鼓を無料で奉納し、さらに太鼓の巡行の際の人足料まで負担することとなった。

 \downarrow

③天保一○(一八三九)年には太鼓巡行の人数を節約し太鼓の破損を防ぐため、太鼓を舁くことを止め、車で牽かせるようになった。太鼓の巡行については、神社が雇った者に蓮台野村の人々が混じるようになった。また神社雇の人足の賃銭も蓮台野村が負担し、結果、太鼓のメンテナンス、購入及び太鼓の巡行など太鼓についての一切は、蓮台野村が差配するようになった。

 \downarrow

④安政三(一八五六)年、蓮台野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之節、列中え入交リ不申様仕度奉存」ので、氏子らと相談し、太鼓の修繕は蓮台野村に申し付けるが、修繕料については神社や氏子が負担し、太鼓巡行のための人足は元の通り「氏子講中神輿舁請負方之者」が差し出すこととなった。もし人足が不足した場合は神社が雇うが、その場合の賃銭は西陣地域の氏子二名が負担することとなった。(以上、小林丈広(1993)より)

(2) 今宮祭の「大喧嘩」

「奉願口上書 |

一、近年当社神事還幸之節、小屋並穢多之者神輿え近附候二付、兎角故障出来駕輿丁之者大 ニ心配仕候間、何卒以来右様之者共神輿え不近附様御沙汰え下置候様駕輿丁之者申之候ニ 付、此段奉願上候、御許容え成下置候者難有可奉存候、以上

明治四年辛未五月八日 今宮神主佐々木従五位(印) 京都御政府

『大阪朝日新聞』明治二十一(1888)年五月十八日「京都通信」

一昨十五日、今宮神社の祭禮につき大喧嘩ありし。次第を尚能く聞くに、往昔同神社の神輿(大宮と稱するもの)は、愛宕郡東紫竹大門村の壮年輩が舁くの例なりしに、維新後彼穢多の稱號を廃せしより、同郡鷹ヶ峰村字蓮臺野(舊穢多村)の人民等も同く氏子の者なれば、共に神輿を舁かせ貰はんと、種々打合せありしも、之を舁すは神に對して不敬なりとて拒絶なし、爾来年々夫等の為紛議の生じることもあり。左れば同日午後八時頃、第三の神輿が東紫竹大門村字追分と云ふ處まで來りし折柄、豫て不平のある蓮臺野の人民凡五十名、各々瓦礫を携へて出來り、神輿を見掛て投付たり。紫竹大門村の神輿舁は之を支へんとて、神輿を畑中に下し遂に双方亂撃に及び、護衛の巡査數名が之を制せんとするも、其勢ひ當るべくもあらず。喧嘩は益々盛んになり、血を見ざれば治り難き有様なれば、巡査は急を上京警察署及び田中警察署へ報ぜしを以て、両警察署より應援の爲數十名の警部巡査派出し、双方を取鎮めしにぞ。漸く翌十六日午前三時頃、神輿を今宮神社に舁き入る」に至りしが、右の喧嘩により、蓮臺野の大塚富之助(四十一年)原田勇次郎(六十三年)野村かな(六十年)の三人は重傷を蒙り、生死も計り難き程にて。其他輕傷を受たるは、同地の者に七八名、大門村の者に十二三名ありしが、何分夜間の事なれば兇行者も分明ならず。今尚、取調中なりと。

^{*} 先触れの「車太鼓」での今宮祭参加(復帰)へ。

2. 鞍馬口村の場合

(1) 鞍馬口村の歴史

『史料京都の歴史第6巻(北区)』によると、「『元禄郷帳』など近世初期の郷帳類には村名がみえず、『天保郷帳』には立項され、村高四十六石七斗と記す。また『旧高旧領取調帳』は四十六石五斗九升五合の村高を記し、角倉伊織支配としている。つまり、代官角倉氏が管轄する幕府領であった。同村は賀茂川沿いの河原の地であったので、寛文年間(一六六一~七三)、賀茂川に石垣(寛文新堤)が築かれてから耕地化が進行し、立村するに至ったと思われ、そのことが郷帳類の記載に反映しているのであろう」という村である。つまり上御霊神社の氏子区域の中でも新しい村である。

(2) 鞍馬口村と御霊祭

明治十 (一八七七) 年

- ・三社明神を松木家より預かる。
- ・明治天皇、京都に滞在。上御霊社に千円、下御霊社に七百円寄付。
- ・貴船神社(上小川町)遷座→同社神輿は上御霊神社に奉納。現末廣神輿。

明治十二年

一説によると末廣神輿が製作された。

(大正天皇誕生。明治天皇の唯一の男子)

明治十三年

・御霊祭にはじめて三基の神輿が出る。

明治十四年

・三社明神、和光明神、相殿へ遷座。

三社明神とは、霊元天皇の第一皇子一宮(後の済深法親王)の母、中納言典待局、外戚の小倉実起、小倉公連、小倉(竹淵)季判であり、延宝九(天和元)(1681)年に起こった皇位継承を巡る朝廷の内紛である小倉事件に関連する人々である。和光明神とは、光格天皇の掌侍であった東坊城(菅原)和子である。東坊城和子は、文化八(1811)年四月に第三皇女を出産すると同時に母子ともども死亡したが、猪熊兼繁によればその死については謀殺説があった。

新たな祭神をどう祀るかという神社側の喫緊の課題、神社が神輿を預かるという事態、神 輿舁きに参入したいという鞍馬口村の人々の願い(現宮司小栗栖元徳氏によれば鞍馬口村 の人々から預かった神輿を舁かせてくれという「願い」が神社に出されたという)が同時並 行的に錯綜した状況。

(3) 「えらいやっちゃ」

鞍馬口村の人々は「えらいやっちゃ | と踊るように神輿を舁いた。これは京都の他の神輿

には見られない独特の舁き方である。なぜこのような舁き方を始めたのか。

鞍馬口村の人々は信仰に関わる芸能とかかわりが深く、芸能の一種として「疱瘡送り」に関わっていた可能性もある。本来、疫病を起こす祟り神である疱瘡神を喜ばせ、祀り棄てたり利益をもたらす善神に転換する「疱瘡送り」は、疫病の原因と考えられる御霊を喜ばせ都の外に送り出す御霊会と、祭祀の目的や方法において共通する。明治になって上御霊神社の祭神に加わった神々(三社明神、和光明神)はまだ祟り神の性格を残していた。鞍馬口村の人々が新たな御霊神たちの「祀り」のあり方を考えたとき、まだ記憶に新しい「疱瘡送り」を想起したのではないか。そして祟りなす神々の怒りを鎮め喜ばせるために、「えらいやっちゃ」と神をほめたたえ喜ばせようとしたのではなかろうか。

鞍馬口村は前述の通り、江戸時代は角倉家の支配下にあって、賀茂川修復に関わっており、 年貢は賀茂川修復料をもって充てられた。鞍馬口村の人々が賀茂川修復の「砂持」に加わる ことは当然あっただろう。「京都加茂川遊覧ノ圖」には、天秤棒を担ぎながら扇を持って踊 るような所作を見せる男たちが描かれている。男達は口々に何か音頭を取っているような 感じである。この所作はまさに末廣神輿の舁き方を彷彿とさせる。鞍馬口村の人々は新たに 神輿を舁くにあたって、他の神輿の舁き方を参考とせず、「砂持」の図に見られるような日 頃から慣れ親しんできた所作を取り入れたのではないか。



疱瘡神

「京都加茂川遊覧ノ圖」

(4) 御霊祭と神輿荒れ

明治二十四(一八九一)年六月三日の『日出新聞』「御靈祭の腕力騒ぎ」

「上御靈神社にては昨年来神事費の嵩みあるにより本年は三基の神輿のうち内小山組(舁夫の受持區域を稱す)の分のみ渡與して今出川口及び末廣組の二基は見合わさんとの豫定なりしも今宮神社の氏子なる安居院組の若者等は今宮祭に快く神輿を舁かざりし念睛しに今出川口の分を舁きたしと神事掛へ申込み其の承諾を経」た。(略)「末廣組の分も正午頃に至り俄かに出輿することとな」ったが、祭りの休憩時に末廣組の休憩場所(「寺町今出川下る京極校」あたり)付近を安居院組の神輿舁達が通りかかると、「末廣組の若者はウヌ他處の氏子でありながら我等が休息所の區域内に侵入したるこそ奇怪なれと」言い争いに

なり、遂には「百五六十名許入亂れ」た乱闘となった。そして末廣組のものが鞍馬口村付近 の「寺町頭の光明寺まで引揚げ喧嘩の次第を在所へ知らせ遣りしかばイデ京都の奴原を片 端から打って遣らんとの權幕で村方擧て繰出すといふ大騒ぎ」になった。

明治三十六(一九〇三)年五月三日の『日出新聞』「神輿の争ひ〔担ぎたさ〕」

府下愛宕郡田中村字田中人力車夫中西与吉 (二十一年)、同郡同村無業吉田幸次郎 (二十四年)外数名が打集り、一昨日上御霊の神輿を鞍馬口村の者共が担ぎて市内寺町広小路上がる処を大賑ひに行きし際、横手より前記与吉、幸次郎外五、六名一時に押寄せ、担ぎ居りたる鞍馬口村の者共に打掛りしも、何分鞍馬口の人数々十名なりしによりメチャメチャの目に逢されし折から取締の為出張し居たる川端署の巡査が制止せんとせしも、血気に逸る中西、吉田の両人は肯んせず、已むなく本署に引致取調べの上検束に処したるが、其原因は御霊の神輿を毎年三個宛出し居りし処、本年は何か都合ありて一個を減じ二個を出す事となせしに依り、随って担ぐ者を削減する事となせしに、田中村よりは是非共本年は上御霊の神輿を担ぎたき旨申し出たれども鞍馬口の者共が承知せざりしより前記の始末を惹起したるものなりと。

3. 若竹町の場合

(1) 祇園祭神輿渡御の担い手の変遷

神輿	幕末	明治初め	明治末~戦前	戦後	現在
中御座	今宮神人	三条台(三若)	三若	三若	三若
東御座	四条船頭町	四条船頭町(四若)	四若(四条船頭町)→四若(若竹町)	四若	四若
西御座	三条台	壬生村 (壬生組)	壬生組	錦	錦

(2) 若竹町と四若

四若神輿會の起源

(近世末)から我々の若松・若竹両町の人々は助人として草鞋や手拭の実費を出して神輿渡 御に参加していた。然し明治になり高瀬川の船頭衆の組織の崩壊に伴い、我々の先祖の人々 が四若組の主要な舁方となり、遂に土井幸次郎、山口新之助、清水金太郎の各氏その他の骨 折により、船頭町の役員と数日に亙り談合の結果、正式に四若神輿会に移譲され今日に至っ ている。

(入江升松氏「八坂神社東御座四若神輿会五十年の歩み」一九七〇年記録)

『大阪朝日新聞』明治四十二(一九〇九)年七月十七日記事「神輿舁若者頭の協定」

東御座は元々西高瀬四条下る船頭町組の舁ぎ居たるものあるも、一時舁人の少くなりしが ため三条裏の加勢を頼むこといなり、尚又其の後一般の若者をも頼み種々の方面より協力 舁ぎ来りしが、毎年東御座の神輿舁の間に喧嘩の起るを以てその筋に於ても特にこの神輿 昇に注意を加へ、本年も亦過日来、松原、五条、堀川の各署長より舁人の重なるものを集め 予じめ警戒をなしついありしが、前号にも記せし如く十五日松原署に於て若者頭を呼出し 更に警戒を加へんとせしに、その警戒を聞くに先ち右若者頭中に協議を凝し、本年よりは三 条裏東御座は若竹町の若者のみにて舁ぐことに協定せしにぞ、その旨松原、五条の両署長に 届けたり。

若竹町は祇園社に近く、井戸掘りという神輿舁きに適した「肩腰の強い」人々が多く住んでいた。初めは願舁として神輿に寄った若竹町の人々は、「高瀬川の船頭衆の組織の崩壊」過程で、「毎年東御座の神輿舁の間に(起こる)喧嘩」で、徐々に「主要な舁方」の地位を占めるようになり、ついには明治四十二(一九〇九)年の「神輿舁若者頭の協定」で他の地域の神輿舁きたちを追い出したのである。この経緯は偶然ではなく、一連の流れの底には東御座神輿を自分たちが仕切りたいという若竹町の人々の欲望が存在し、その欲望に沿った戦略的な動きがあったはずである。現在でも京都の神輿舁きの間には、神輿舁き集団が他の神輿舁き集団の仕切っている神輿を「とる(乗っ取る)」という言葉が存在するが、若竹町の人々は長期的な戦略で東御座神輿を「とった」のである。

若竹町の人々はその後も祇園祭で喧嘩や神輿の舁き捨てなど派手な動きを見せ存在をアピールした。そして大正十二(一九二三)年の神幸祭での三若との抗争事件の解決過程で若竹町の人々は、祇園祭の神輿舁き集団の正統たる三若にその存在を認められる。そして昭和五(一九三〇)年には四若の取締役、正組長、副組長すべてが若竹町の人々で構成されるようになった。『五十年の歩み』はこれら幹部の人々を、「初代」と表現している。本来ならば中御座の三条台、西御座の壬生組、または錦のように、例えば「若竹町組」という地名を冠した名称を名乗るはずではあるが、若竹町の人々は四若という名称をそのまま引き継いだ。近世から続く伝統ある神輿舁き集団の四若という名称はまさに金看板であったからであろう。

まとめ

一九七〇年代から文化人類学を中心に、「周縁」に対する二元論的解釈が現れた。即ち「周縁」とは「中心」の対義語であり、「中心」から見れば価値的に劣る存在とみなされているが、「周縁」は全体や「中心」に影響を及ぼすパワーを持つ存在でもあるとする。山口昌男は周縁と全体との関係について、「「文化」は絶えず文化外の空間を蚕食して、それを内側にとり入れようとします。非文化の境域の持つ活力とか多義性といったものが、文化の領域の活性化の原動力となるからです。よく言われるように、日本文化において芸能の開花が、被差別集団に負う所が大きいというのは、芸能こそが、文化が、「非文化」の活力を取り込む最も有効な仕掛けであるからでしょう」と述べる〔山口 一九八八(一九七七) 三五三〕。この場合の「文化」は中心、あるいはスタンダードまたはメジャーと、「非文化」は周縁と読み替えられるであろう。

連台野区、鞍馬口村、若竹町の人々は空間的周縁であるばかりでなく、山口の言うところの「非文化」、すなわち文化的周縁でもあった。彼らが祭礼の場で示した実践は、伝統と格式を尊重し、維持しようとする都市祭礼に新たな展開を齎した。今宮祭における蓮台野の人々の動きは、神輿舁きへの参入にはつながらなかったが、祭礼、特に神輿場(神輿が舁かれる場)を異議申し立てさえ行うことが出来る公共空間であることを人々に知らしめた。蓮台野の人々の動きは今宮神社の氏子たちや京都市民に、近世的な身分感覚が最早無効であることを理解させたであろう。鞍馬口村の人々は御霊祭に新たな神輿舁き集団として参入したが、その際独自の神輿の舁き方で、自らの存在をアピールした。鞍馬口村の人々は神輿場を地域的アイデンティティの表現の場と解釈し、実践したのである。同時に彼らのパフォーマンスは、神輿舁きに祝祭的な要素を付け加えた。若竹町の人々は初め願舁という周辺の立場から神輿舁きに参加し、徐々に東御座神輿の神輿舁きの中で勢力を拡大するとともに、神輿場では派手な揉め事を繰り返した。そして、遂には祇園祭東御座神輿の神輿舁き集団という威信の高い地位を手に入れる。

これらの動きを山口の言を借りて表せば、都市周縁の人々の持つ「活力とか多義性といったもの」が、都市祭礼の「活性化の原動力」となったのである。近代を画期とした京都の祭礼の変化を語るとき彼らの存在を抜きにすることは出来ない。

引用・参考文献

猪熊兼繁 1968 「維新前の公家」『明治維新のころ』 朝日新聞社

京都市 1993 『史料京都の歴史第6巻(北区)』 平凡社

京都部落史研究所 1991 『京都の部落史2近現代』

1884 『京都の部落史6史料近代Ⅰ』

小林丈広 1993 「今宮神事と蓮台野村」『京都市史編さん通信』243号

十方鉄 1973 『被差別部落のたたかい―人間に光あれ』 新泉社

部落問題研究所 1997 『部落の歴史と解放運動』

山口昌男 1988(1977) 『知の祝祭 文化における中心と周縁』 河出書房新社

横井敏郎 1990 「明治後期の都市と「部落」- 京都市を事例として一」 『部落問題研究』 105 号

吉村智博 2012 『近代大阪の部落と寄せ場-都市の周縁社会史』 明石書店

初期社会主義と部落問題

福家崇洋

はじめに

簡単な自己紹介からさせていただきます。

私の職場であ

ただければと思っています。 お話では、 ちで、研究領域を広げていければと考えています。今日の ありません。 このため、 ですが、元々、戦前日本のファシズムを研究してきました。 研究されていました。 におられまして、 はご存じかもしれませんが、 究が一つの柱になっています。今日いらっしゃってい る京大人文研 皆さまのご意見もい 部落問題の研究を専門的にやってきたわけでは ただ、今後は渡部先生の研究を引き継ぐかた (京都大学人文科学研究所) 労働運動を中心に社会運動や部落問 私の研究分野も同じ社会運動史なの 渡部徹先生が以前京大人文研 ただきながら勉強させてい は社会運 動 、る方 題を 史研

にしたものです。最近は、筑摩新書から『思想史講義』大てきたか、あるいは運動を築いてきたのかについて明らかれらは日本のファシズムがイタリアやドイツのファシズムれらは日本のファシズムがイタリアやドイツのファシズムから、どのように自分たちの思想形成を行ってきたか、あるいは運動を築いてきたのかについて明らかてきたか、あるいは運動を築いてきたのかについて明らかできたか、あるいは運動を築いてきたのです。最近は、筑摩新書から『思想史講義』大できたか、あるいは運動を築いてきたのです。最近は、筑摩新書から『思想史講義』大できたか、あるいは運動を築いてきたのです。最近は、筑摩新書から『思想史講義』大できたか、あるいは運動を築いていている。

今日の話は四本の構成で考えております。

一つ目は、

自

正篇、明治篇1を東大の山口輝臣先生と一緒に編集していて、一二月に戦前昭和篇も出る予定です。これらのシリーズでは部落問題について書いてくださった先生もいらっしゃるので、ぜひこちらもみていただければと思います。私は社会運動の研究をこれまですすめてきたのですが、部落問題の研究を避けてとおることはできません。しっかり研究しなければと思っていたのですが、なかなか先行研の層が厚くて、取りかかるきっかけもありませんでした。

しかし、最近では、朝治武、黒川みどり、内田龍史の各先生が編集されている『近現代日本の部落問題』(解放出版社、二〇二二年)にお誘いいただきまして、「初期社会主義と部落問題」という論文を投稿しました。あと、同じ編者の方々で『非部落民の部落問題』(解放出版社、二〇二二年)がこの前出たばかりなのですが、たちらの方にも初期社会主義者の一人堺利彦について論じています。今日はこの二つの話をつなげる形で、かつ講演としてわかりやすい形で論じられればと思っています。もう少しくわしく知りたい方は、これらの原稿もみていただら少しくわしく知りたい方は、これらの原稿もみていただければと思います。

返っておきたいと思います。 うえで、今日からみてどのような課題があったのかを振り り組んだのかを説明します。 なるのですが、 まえながら説明します。三つ目は、今日のメインの部分に とはどのような人たちだったのかについて当時の歴史を踏 容の方に入っていきまして、タイトルの「初期社会主義者」 に取り組 す。どのような姿勢、考え方で部落問題や社会運動 ように考えているのかをまずは説明しておきたいと思いま 私の専門分野である歴史学と社会運動史についてどの んでいるのか、ということですね。二つ目は 初期社会主義者は部落問題にどのように取 四つ目は、二と三を踏まえた の歴史 内

> ですが、その歴史や歴史学とは何かについてもう少し触れ 歴史学は端的に言うと「歴史を研究対象とする学問

己紹介の続きとして自分の専門分野と研究方法についてで

た。

積でもないということを前提としておさえておきたいと思 的ではないですし、そもそも歴史は必ずしも古 のですね。古いことを明らかにすることだけが歴史学の だ、歴史学は単に過去の出来事を掘り起こすだけではな てどういう価 ておきたいと思います。 歴史を研究していると、 値があるのかと言われることがあります。 たまに、そんな古いことをやっ 1 j 0 Ó

集 目

この 話が前提としてあることが重要なのだと思い い過去があった場合、それが歴史の断片になっていきます。 になります。 まず歴史とは何かですが、 「見いだされる」ということですが、現在と過 現在の地点からみて向き合わなければ 「現在から見いだされる過 ま 去の いけな 去

います。

1 専門分野と研究方法

を研究すればよいのかを考えながら、 でした。このため、 のですが、 先ほども言いましたが、 専門分野と研究方法について話をすすめたいと思います。 学部の出身は文学部の歴史学専攻ではなくて経済学部 自分自身で歴史学とは何か、 大学で歴史学を専門に学んだことはな 私の専門分野は歴史学です。 研究を進めてきまし どのように歴史 た

一動が大事なのだと思います。それこそが歴史学の重 過去をみいだしていくという往復 153

くしながら現

在

から 別の くなかで認識

や判断が鍛えられ、

的につまみ出すのではなくて、

自分が過去をみいだして それによって認識を新

対話の部分は特に重要でして、現在からみた過去を恣意

0

運

ているのかということが歴史を研究するうえで関わってきも、現在、そして未来について自分自身がどのように考えあったのかを考えなければいけないのですね。そのためにな側面で、過去にこういうことがあったと客観的に明らか

もう一つは、過去と現在の対話と言いましたが、 をれと、先ほど未来をどう考えるのかと言いましたが、 をれと、先ほど未来をどう考えるのかと言いましたが、

そういうものを掘り起こしていくなかで、それを過去だけえなかったものの、あったのかもしれないということです。向かってしまったけど、そうではない可能性が、当時はみいうことですね。その時は不幸にしてマイナスの方向性に過去のなかにはつねに「未発の可能性」が含まれていると

以上のことを恣意的にやっていけばよいわけではなくてをこころみていく必要があります。の問題としてではなくて、現在や未来につなげていくこと

したけれど、方法を共有しながら歴史を検証していかないあると思います。学問としての歴史学とレジュメに書きまそれが研究者や一般の方々によって鍛えられていく必要が大切なのは方法です。歴史を知るための方法を踏まえて、

といけないのですね

では、次に歴史学とは何かということですが、そもそもでは、次に歴史学とは何かということです。学問にはつなのではなく、自分がその一部である世界に関わっていくのではなく、自分がその一部である世界に関わっていくための方法が大事なのだと考えています。学問にはでいくための方法が大事なのだと考えています。学問にはでいくための方法が大事なのだと考えています。学問にはでは、次に歴史学とは何かということですが、そもそもでは、次に歴史学とは何かということですが、そもそもでは、次に歴史学とは何かということですが、そもそも

書きましたけれど、時間をずらして考えることができると出来事を知ることができることだと思います。レジュメに考えてみたいと思います。歴史学の大きな特徴は、過去のそうした歴史学にどういう特徴があるのかということを

す。その認識、

姿勢に客観性や普遍性を与えていき、

られた認識をもつようにする必要があるということです。 に相対化してとらえるためにも、過去をみることできたえ なってくることがままあるのですね。少しでも現在を冷静 自分がやっていることを客観的にとらえることができなく ひとつだと思っています。 的に、冷静にとらえることができる、それが大きな特徴の 過去をみることによって、今自分が生きている世界を客観 二つ目はそれとも関係するのですけれど、さきほど述べ いまを一所懸命に生きていると、

ターでも貴重な資料を保管していただいていますが、そう とが重要なミッションの一つになるわけですね。このセン いうことを積極的にやっていかなければいけないというこ

ます。資料を発掘して蓄積し、次の世代につないでいくこ

歴史学では資料がとても重要な存在になってき

たように、

や判断を研ぎ澄ますことになりますし、 はなく、 てどのように対応していくかという姿勢とも関わってきま その資料の検証は自分が過去をみるうえでの認識 単に古い資料を残していけばい 現在や未来に向け いということで 時間

> できることがこの学問の特徴だと思っています。 や判断を新しくしていく、そういうことが歴史学を通 うことです。あとは、資料に基づいて常に自分自身の認識 軸をずらしながら自分が生きる世界を捉え直していくとい

今の私たちの世界とそれ以前の世界である

ていくことが歴史学の目的だと考えています。 が未来にまで流れる、そういうダイナミズム、 長期的な波動を与える、過去からみて今につながり、 ないわけですね。それゆえに、与えられた時間に対して中・ 私たちは生きているなかで、 それでは、歴史学を学ぶ目的を考えてみたいと思い 時間をさかのぼることはでき それ ・ます。

かが実は大事なのだと思います。 らかにするのではなくて、未来をどのように考えていくの できるのだと思っています。 向もありうるのだという未来像を今後提起していくことが はこういう方向に行っているのだけれど、実はこういう方 の再解釈ができると思います。 それによって今の私たちが普段生きている日常的 歴史学では古いことをただ明 再解釈することによって今 界

強 けでは完結しないということになります。 の影響で、 レジュメの下にも書きましたが、 歴史、 日本史を暗記というか、 過去の出 私 古いことをお 平事 たちは受験勉 ,の習得だ

の可能性だとか、今後自分がどのように世界と向き合いた でこれまで学んできましたけれど、そうではなくて、当時

ぼえるだけで点を取って競い合うというか、そういう姿勢

のかとか、そういう問題意識が必要なのだと思います。

考えているのかをあらかじめ説明しておきます。 主義運動も社会運動ですので、社会運動史を私自身がどう 選択して研究をしています。今日のテーマである初期社会 歴史学のなかで、私は社会運動史という分野を意識的に

ごく簡単に「社会運動」を定義しておきますと、『広辞苑』

③組織的に取り組み、 という図書では次のように定義されています。「①複数の がまとめた『社会運動の社会学』(有斐閣、二〇〇四年) し詳しく定義した図書をみてみましょう。社会学の研究者 とまとめています。これだけでは素っ気ないので、もう少 人びとが集合的に、②社会のある側面を変革するために、 では「社会問題を解決するために組織された集団的行動」 その結果④敵手・競合者と多様な社

に定義しておきたいと思いました。私自身は、レジュメ下

えていく必要があるということですね。それが、③の、生

これをふまえつつ、

今回の報告では、もう少し自分なり

なく、その共振を通じて、

生きづらさを生み出す社会を変

会的な相互作用を展開する非制度的な手段をも用いる行為」。

0 さを生み出す問題を解決し、より生きやすい世界を創って を理解する人びとと共振していくことで、③その生きづら 消するために、②同じ悩みや問題を持つ人びと、またそれ 下のようになります。「①個々人が抱える生きづらさを解 「社会運動とは?」という所に書いているのですが、以

に」という箇所ですが、生きづらさとは皆さんが日々生き ることが社会運動の目的としてまずあると思います。 ていくなかでそれぞれあると思うのですね。それを解消す 一つ目の「①個々人が抱える生きづらさを解消するため

いくこと」というものです。

がってくるのだと思います。ただ単に共振で終わるのでは 振していくことが大事なのだと思いますし、 かで一定数いらっしゃるということですね。その彼らと共 つ人びと、またそれを理解してくれる人びとが、社会のな ることが多いのですね。それゆえに、同じ悩みや問題を持 く、社会との関わりで生きづらさというものが生まれてく 題なのですけれど、それは必ずしも自分だけの問題ではな ②のところなのですが、自分自身の生きづらさは個人の問 運動へとつな

動に何ら

Ō

運

動をみることによって社会の全体像が

むしろヴィ

かの社会の問題が反映されているのではないか、

な生きづらさがあ

ったのか

が表面化するわけです。その運

ヴ そ

イットに見えてくるのではと考えています。それゆえに、

徴をもつのが社会運動だとひとまず考えておきたいと思い創っていくこと、ということです。この①②③の三つの特きづらさを生み出す問題を解決し、より生きやすい世界を

ます。

では、なぜ歴史学のなかで社会運動史という分野を意識的に研究してきたのかを説明しておきます。たまに言われ的に研究してきたのかを説明しておきます。たまに言われということです。けれども、必ずしもそうではないという ということである。

その時代の人びとが社会運動に取り組むなかで、どのよう運動の目的で生きづらさを解消すると言いましたけれど、人びとが抱かえた問題が把握しやすくなるのですね。社会このため、社会運動の歴史をみていくと、各時代を生きたこのため、社会運動の歴史をみていくと、各時代を生きたなぜかというと、社会の構造からうまれた歪みが、あるなぜかというと、社会の構造からうまれた歪みが、ある

す。社会運動という分野を自覚的にみつめていく必要がありま

して社会運動史の研究に取り組んでいます。 ていくことができると考えています。 現代の社会運動に取り組む方法や社会問 をどのように解決しようとしたのかをみることによって、 くる場合もあるわけです。 もある一方で、 という問題もきちんと見ておく必要があります。 ように解決しようとしたのか、 の人たちが抱えた問題は、 もうひとつは、 時代を超えた課題 そのかかえた問題を当 彼らが何を問題と感じて、 その時代固有の問題という側 あるいはできなか 問題がそこからみえて そういうことを意識 1時の 題の解決に活かし 人びと その たの は それ 诗 面 カン

うのですね。 とを、単に今から見渡して、 しまいます。ただ、そうした運動を今日からみることによっ される社会運動は、 いますし、それを未来に継承していくことができるのと思 いというわけでなくて、失敗からも学ぶことができると思 求のなにが実現して、なにが実現しなかったのかというこ 最後は、そのこととも関わるのですが、社会運 時間がたっていくと、 どうしても歴史の片隅に追 実現しなかったから 昔の、 特にマイナーと やられ 価 動 値 Ŀ が 0 な 要

て得るもの、継承すべきことも多いと思います。

悪っています。

思っています。

思っています。

のではと
との研究を選んでくれる若手の研究者も出てくるのではと
は、社会運動史は花形の研究分野だったのですが、残念な
は、社会運動史は花形の研究分野だったのですが、残念な
は、社会運動史は花形の研究分野だったのですが、残念な

2、「初期社会主義」とはなにか?

会主義の用語がさかんに用いられるようになったのは があるのかと素朴な疑問が思い浮かぶわけですが、初期社 干分かりにくいというか、なんで初期なのか、中期、 明しておきたいと思います。初期社会主義という名称は若 うかと皆さん疑問に思われたと思いますので、そこから説 使われておりませんでした. ですね。 八〇年代後半くらいからです。意外と新しい分析用 今日の報告テーマをみられて、初期社会主義とは何だろ ですから、 明治期には初期社会主義という用 語 後期 語は なの 九

先行の研究史をみると、「明治社会主義」という概念で

九八六年に初期社会主義研究会が東京で発足いたしまして、

分析されておりました。これは分かりやすくて、明治期の分析されておりました。これは分かりやすくて、明治期のといったという意味ですね。こうした分析用語の使用を考えて、それゆえに、「明治社会主義というが生まれた一九二〇年代初頭をあたっため、日本で共産党が生まれた一九二〇年代初頭をあたっため、日本で共産党が生まれた一九二〇年代初頭をあたっため、日本で共産党が生まれた一九二〇年代初頭をあた。それゆえに、「明治社会主義」の限界が指摘されるした。それゆえに、「明治社会主義」の限界が指摘されることが多くて、例えば、明治の社会主義者は階級意識が足した。それゆえに、「明治社会主義」の限界が指摘されることが多くて、例えば、明治の社会主義者は階級意識が足した。それゆえに、「明治社会主義」の限界が指摘されることが多くて、例えば、明治の社会主義者は階級意識が足した。それゆえに、「明治社会主義」の限界が指摘されておりませい。こうしたの理論だったない。

まれな明治社会主義からより高度な大正・昭和の共産主義素朴な明治社会主義からより高度な大正・昭和の共産主義になっていくという発展史観のもとで研究が行われてきました。それゆえに、「明治社会主義」の限界が指摘されることが多くて、例えば、明治の社会主義者は階級意識が足りなかったとか、彼らの理論は知識人中心の理論だったなどという限界が指摘されることが多かったのです。しかし、前史としての明治社会主義をみなおす必要があるのではないかという考え方が一九八〇年代後半くらいから始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのがソ連崩壊ら始まります。このおもなきっかけとなったのではないかという機運が高まりました。それで一

的

な意義を与えていきました。

誌が 雑誌 れています。 栄とその時代』(有志社、二○一六年)という本を刊行さ 着目して『初期社会主義の地形学(トポグラフィー いう本をまとめられ いきます。 『平民社の時代 ただければと思います。 一つの . 初期社会主義』 この 拠点となって初期社会主義の再検証が始まって いずれもとても面白い本ですので、ぜひみて 研究会の人たちのなかでは、 非 てい 戦 が創刊されました。 0 ますし、 源流』 (論創社、 梅森直之先生が大杉栄に 二〇〇三年) この研究会と雑 Щ 泉進先生が 大杉 ط

日

析用語を用いながら研究をすす そこに山泉先生や梅 時 0 、ます。 期の研究の到達点といえるくらい素晴らしい研究だと思 それ以外に、 『初期社会主義史の研究 (新泉社、 太田先生が非常に実証的な研究を積み重ねられて、 早い 九九 ・時期の 森先生が新しい 年 研究書としては、 が 明治三〇年代の人と組 あります。 Ø, ح 初期社会主義という分 0 思想と運動に現代 ح の本は、 太田雅 織と運 夫先生 この

たいと思 で以下のように定義されています。 V 初期社会主 ・ます。 太田: 義がどのような概念なのかをみておき 先生は 初期社会主義の研究』 「初期社会主義とは 0 な

> には、 こ〔社会主義の結社〕 が、 がよく伝わってきます。 を受けて新しい社会主義の意義を見出そうという意気込み うのはなかなか難しいかもしれませんが、 まの研究では、 によりも人間の自由な精神があった。 らに人間の触れ合いを大事にする心があった。そして、 究をとりまく当時の雰囲気がよく伝わると思います。 他方で、次の太田先生の文章をみると、 すなわち社会主義の理想をかかげた団体や政党などの結社 が誕生する。 社会問題が発生し、 清戦争後、 主体的な運 "人間の顔をした社会主義" それらの わが国にも産業革命 ここまで踏み込んで情感を込めて語るとい 動を展開 その解決方法をめぐって、 お社の には、 する時期 なか 人間的な豊かさがあった。 から、 が到来したため、 があったといえる。 の思想と運 まさに初期社会主義 初期社会主義 資本主義の 当時のソ連崩壊 動を 各種 変革 多くの 0 ーそ 研

部分が だ、 その思想と運動が部落問 初期社会主義の思想と運 太田先生が初期社会主義に込めた思い そこに あ ŋ 「人間 やはり の顔をした社会主 ′ソ連 型の 動にはあったと思っています。 題に対してどのように対応したの 洪産主 義 義とはことなる は、 が あ 私 も共 側 、感する 面 た

のメインテーマになります。かを検討しなければいけないと思っています。これが今日

その前に、なぜ部落問題とのかかわりに着目するのかとれ会運動がたちあがってきます。それは、私自身の、いう点に言及しておきたいと思います。それは、私自身の、が、社会運動は往々にして対抗勢力を設定することがあるが、社会運動は往々にして対抗勢力を設定することがあるが、社会運動は往々にして対抗勢力を設定することがあるが、社会運動がですね。それらの抑圧に抵抗していくなかで主義列強とかですね。それらの抑圧に抵抗していくなかで社会運動がたちあがってきます。

リティや女性に対する軽視や抑圧が発生することが という論理は理解できる一方で、 わけです。 あります。 力も巨大で強くなければいけないという思考が働くことが 強大で強ければ強いほど、それらに抵抗する自分たちの勢 ただし、 当時の社会運動をみていくと、 強大な敵に対抗するために自ら強くあるべ 強者の論 理が運 動の内部でも働くケースがある 抵抗運動のなかでマ 対抗勢力や敵が 歴 、きだ イノ 更上

> したり、周辺化してしまう側面があったのですね。 民地下で苦しむ人たち、抑圧で苦しむ人たちの存在を軽視

いけないし、この点をどう考えたらいいのかというのが私社会運動は本来、大きな敵の抑圧から苦しむ人びとを解放するという側面がありますが、その解放自体がまた別のない。念のために言いますと、社会運動の抵抗ということです。念のために言いますと、社会運動の抵抗ということです。念のために言いますと、社会運動の抵抗ということです。念のために言いますと、社会運動の抵抗というにない。

ます。その検討にあたり、 なかったのかを、 放」はもしかして、 で、どのように人びとの 府の度重なる弾圧や日露戦争に直 の問題意識のひとつにあります。 先ほどの所に戻りますけれど、 歴史的に検討する必要があると思 別の抑圧の側面を生み出した可能性は 「解放」を考えたのか。その 彼らと部落問題との関わりを調 面 初期社会主義者たちは政 Ļ 抵抗していくなか つって

思います。どういうふうに初期社会主義がうまれてきたかそこで初期社会主義の簡単なレビューをしておきたいと

したので、

日本人の社会運動を中心に考えるがゆえに、

では確認できます。

例えば、

戦前

の日

本は植民地が

ありま

たいと思いました。

植

もに、 きました れら二つの て貧富の格差という社会の矛盾が出てきました。それとと 争以降の社会の変化があります。資本主義の導入にともなっ ということなのですけれど、 新聞などで欧米の社会主義の紹介が始まります。 側 面 「から、 日 本でも社会主義運動が始まってい 社会的な背景としては日清戦 ح

3 大逆事件で処刑され 木下はクリスチャンの作家、 学校出身の牧師です。 よって結成されました。 に村井知至、 ですね。 人物です。 のちに東京専門学校、今の早稲田大学の講師、 ました その運動のさきがけが社会主義研究会です。一八九八年 口 . ツ パ 自由民権運動の理論家中江兆民の弟子の一人で、 それから片山もアメリカ帰りの の社会主義をい 安部磯 雄 ました。 安部も同志社出身のクリスチャンで、 片山潜、 村井はアメリカ帰りで、 かに日本に応用するかを話しあ 批評家です。 彼らはこの研究会につどって 木下尚江、 あとは幸徳秋水 労働運動家です。 幸徳秋水らに 教授になる 同志社神

て、

研究と運動を続けていきます。

働運 人が多くい 彼らの経歴をざっと書きましたけれど、 動を学び、 たことがわかります。 帰国してそれらの知識と経験を日本の社会 ア メリカで社会主 渡米経験 一義や労 のある

す。

止

した。 れども、 会主義とキリスト教的な社会主義に分離していくのです 解決しようとしました。 う問題意識に突き動かされて、 と思いますが、困った人たちを助けなければい 響が大きかったことですね。 に応用していきました。 のちに社会主義研究会は社会主義協会に名前を変え この頃は草創期であるために一緒に活動してい あと、 のちに社会主義者は唯物論 博愛主義や人道主義といえる も
ら
一
つ
が
キ
リ
ス
ト
教 信仰に基づいて社会問題を けない 的 とい な社 0 ょま Ú 影

た、 す。 九日に当局に届けているのですけれど、二〇日には結社禁 六名で結成されました。 名前が出ました安部磯雄、 生まれたことは、 この時期、 になりました。 それが社会民主党です。これは一九〇一年に結 日本最初の社会主義政党といわ 彼らは政党を結成して新 歴史上 わずかな期間でしたが、そうした動きが ただ、 の画期的な一コマだったと思 片山 五月一八日に結成して、 潜、 れてい 幸徳秋水、 1 、ます。 活 動 木下尚江ら をは 先ほども 成され じめ É

針を示そうとしたのでしょうか。 彼 ら社会主義者は、 この政党結成によ 宣言のなかに彼らの想 ってどのような方

らかに宣言しました 害を代表して、彼らのために政治運動をやっていこうと高 ということです。それとともに、 本主義によって生まれた貧富の格差を が あ らわ れています。 番 の大きな目的 農民 B 1 都 かに は 市 日 打 0 清 労働 破す 戦争 Ź 後 者 0 0 0 資 利 カュ

共有などをうったえたりしました。具体的 社会民主党の影響が強かったこともあり、 だマルクス主義が本格的に導入される前ですので、 という三本柱を打ち立てました。 提起だったと思います。 国主義が当たり前だった当時 通選挙を掲げました。また、 理 彼らは新しい理想である社会主義と民主主義と平 「想綱領」を制定しまして、そこで土地の公有とか 軍 0 世 備の撤廃や侵略批判 この . の 中 -において斬新な問題 時 期の社会主 社会の公共財 な方向 性 義 は K. 和 で 1 は 主 は 帝 普 生 0 義

janvier 1911)」と書かれています。この「LES MARTYRS」 から幸徳秋水、真ん中が堺利彦で、その右側が 真をみていただきたいと思います。 フランス語で「LES MARTYRS JAPONAIS (Tokio, 24 それからこれはレジュ 面白いのは彼らの下に書かれている文字ですね。これは メにはない 皆さんからみて左 のですけ 西 ń 川光二 次 郎で 0 0 方 写



で知らされました。
で知らされました。
という意味です。その下に一九一一年一は「殉教者たち」という意味です。そのですけれど、これは何を意味するかというと大逆事件の処刑の日を表しています。大逆事件は日本だけで報道されたものじゃなくて、多少情報が異けば「殉教者たち」という意味です。その下に一九一一年一

影響というのは限定的だったわけですね。それが、一九〇ど、結成してすぐに結社禁止になりましたので、社会的な一九〇一年に社会民主党が結成されたと言いましたけれ

に出 提唱しました 戦争自体を根本的に否定する考え方を彼らは社会に向けて 兀 年 論の提唱ですね。 てきます。彼らの主張としてもっとも広がったのが 0 日 露戦争の前後くら つまり、 から、 戦争に非ず、 彼らの主張 反戦では が一気に世 なく、 非

やいや戦争は良くないという非戦論です。 戦争をやっていこうという主戦論と、 敵として戦争の準備を進め れど、それから約 渉に応じる形で日本政府は遼東半島を返還するわけですけ イツが日本に対して返還を要求しました。 を領有しようとしました。 日本のなかで国論が 八九四年に日清 〇年 分か 三戦争が ñ か けて、 しか あり、 ていきます。 ていきます。 その 日本政府はロシアを仮想 口 数は少数ながら、 シアとフランスとド 時に日本は遼東半島 口 それにともなって、 いわゆる三国干 シアと積極 的に 11

カン されていた このうち 換していきました。 万朝 戦 幸徳な 非 論を世に広めていこうとしました。 戦 を運営して 万朝報』 秋水が社説や記事の執筆を担当してい 論の拠点になったのが日刊新 です。 これによって、 V た黒岩涙香が そこで先ほども名前がでまし 社会主義者は 非 戦論 聞 ただ、 から主 として発刊 当時 るな 戦論 万

> 朝 時に社会主義を提唱することによって、 11 報 平民社は一九〇三年に堺利彦、 団体を立ち上げて、 を退社します。 彼ら 自分たちの は 非 戦 幸徳秋水らを中心 運動を始めて の思想を掲げ 平民社という新 なが きます。 に結成 5

同

されました。

その

「宣言」

では

自由

平等

博愛の

重

ですね。 通機関の共有です。 ラシーのことです。 門閥とか財産とか性別の差別打破を訴えたもので、 ておりましたので、それに基づい を掲げました。 0 開始前に、 思想としては、 幸徳も堺も自由民権運 軍 備 ニっ 三つ目は の撤去や戦争の禁絶を強く掲げ 自は ひとつ目は 「平和主義」ですね。 「社会主 て、 「平民主義」。 義」 この三つを掲げた 動 の影響を強 で、 生産 ح たと ごくうけ 日露戦 デ É

とい 党宣言』 ました。 会主義の啓蒙や この宣言と主義に基づ われていますけ を紹介したことでも知られ 『平民新聞』 非 戦 論を積極 れども、 はだい V て たい |的に共鳴者 7 『平民新 ル クス・ 五千部くらい てい 聞 ・ます。 K エ を刊 ンゲ 呼 75 刊行され 行 ル 掛 け ス 7 た 社 うことですね

争

が 残っています。 当 有楽町 に平 -民社が 写真をみていただくと、 であり ましたので、 その 「平民新 当 時 0 写真

entry/detail/042676.html)。 のが分かっていただけると思います。真ん中の羽織をきてのが分かっていただけると思います。真ん中の羽織をきてのが分かっていただけると思います。真ん中の羽織をきていう看板を掲げて、「社会主義協会」を同時に掲げているいう看板を掲げて、「社会主義協会」を同時に掲げている

「与露国社会党書」は英訳されて、欧米やロシアの社会 表した。この「与露国社会党書」という原稿は『平民新聞』 に掲載されたのですが、日本の社会主義者が戦争をしてい るロシアの社会主義者に呼び掛ける内容になっています。 「我等の敵は露国人に非ず、而して亦実に今の所謂異国主 後也、軍国主義也」と述べられておりまして、百年以上前 の論説ですけれど、今の私たちにも共鳴できる文章ですね。 の論説ですけれど、今の私たちにも共鳴できる文章ですね。 の論説ですけれど、今の私たちにも共鳴できる文章ですね。

連帯が百年前に実現したわけです。 に伝わって、それがまた日本に戻ってくるという国際的なに載っています。日本から欧米に伝わって、さらにロシア会党からの返信が届いて、翻訳された原稿が『平民新聞』主義運動の機関紙に紹介されました。最終的にロシアの社

また別の連帯もありました。第二インターナショナルと

た。そこでプレハーノフというロシアの代表と歴史的な握この組織の大会に日本から片山潜が代表として参加しまし組織として社会主義者の国際組織があったのですけれど、いって、コミンテルン(第三インターナショナル)の前の

手をしました。日 事をやっているの だけれど、社会主 だけれど、社会主 だけれど、社会主 でいました。この ていました。この 大会では、日露戦 中に対する反対を かに対する反対を

皆さんからみて右 をのですけれども、 たのですけれども、



年

-前後に

「近代の部

落問題」

が社会的

に認識されるように

近代以前 ておきます。

からあ

った

にのです 部

が、

近年の

研究では

九〇〇

まず当

時

の部落間

題

は何だっ

たか

K

つい

て簡

单

iz

説 明し

被差別

落の人たちに対する差別はもちろん

ますけれど、 さらにその右側の二人目の所に白い髭をはやした人物がい る女性は 物が片山潜です。で、片山潜とプレ 側 の 帽子を置いている人がプレハーノフです。 ローザ・ルクセンブルグではない 彼がカウツキーですね。 ハーノフの真ん中に K かと思います。 その 左 0

V) 人 的に形成されていったことが先行研究で明らかにされて

とロシ 綱領に関わる理論家ですけれど、こういう形でョー ア、 日本の社会主義者たちが集まって親睦を深 イツ社会民主党の ・ロッパ 8 Ť 認識していたかを考える必要があります。 同時だったわけです。

ます。 落問題が出てきた時期と初期社会主義者が出 いくという時期にさしかかっています。 こ の 一 九〇〇年前 後はちょうど初期社会主 では、 彼らはどのように部落問題 つまり、 義 てきた時 が 近 誕 代の 生 期 て

部

3 初期社会主義者は 部落問題」 にどのように取り組ん

だのかっ

いたことがわかっていただけると考えます。

に初期社会主義者が部落問題にどのように取り組んだのか 以上、 初期社会主義 0 運動をみていただきましたが、

をみていきたいと思います。

次

だ確立 これは た理解・ して理解することによって自分たちとは違うのだという誤 ました。被差別部落の人たちは異なる「人種」「民族」と となっていて、 思うのですけれど、 や「黒人」に対する差別を人種問題としてイメージすると りました。今の私たちからいうと、 不思議ですが、 当 時の部落問題にはいろんな側 していなかったこともありますし、 人 認識が多くの人びとによってなされていました。 種」 部落問題が人種問題としても理解されて 「民族」という概念が日本社会の 人種問題としても理解されてい この時期はいまと「人種」 に面があ 所謂アジア ŋ 科学的, 今 系の た傾 の概念がこ カン な検 な 6 かでま 気向があ 人びと みると

なっ 殊部 たとい という言葉で呼ばれることによって、 わ ħ てい 、ます。 0 時 期 K 特定の 差別が社会 地 域 が 特

が

:背景にあります。

ほとんどなか

った時代ですので、

曖昧に使われてい

ンパだった可能性はあると思います。 身は社会主義者ではなかったのですが、 た社会主義研究会の会員だった可能性があります。 会ができてくるのですが、それのルポルタージュがこの本 かもしれませんが、 でした。当時の官憲記録をみますと、横山はさきほど述べ 日清戦争後 んも横山源之助の名前は歴史の教科書で聞いたことがある 最 彼の名前を有名にしたのは の例としてみておきたい 都市周辺で所謂 富山県出身の有名なジャーナリストで 「貧民窟」と呼ばれた下層社 のは横山源之助です。 『日本之下層社会』です。 少なくともそのシ 横山自

初

皆さ

豊憫れむべきにあらずや」と述べています。 天地を異にし、 法律の上には四民平等の権能を受けたるにも拘らず、 同じく一人の天皇を戴きながら、 ております。 と、総合雑誌の では、彼はどのように被差別部落をみていたのかという そのなかで、「あゝ社会の罪か、制度の罪か、 言語を異にし、今日の如き蒙昧なるを致す、 『太陽』に 「新平民社会の状態」を寄稿し 同じ帝都の下に在りて、 全く

自分たちとは異なるとみていたし、「蒙昧」という表現を このような認識だったわけです。 の下層社会に対してそれなりの理解があった横 住む世界や言語が Ш デ

> ではなくて、横山のように、 横山の文を紹介したのは、 もちいながら異世界の住人に のあった人たちでもこういう差別観にとらわれていたこと 彼の被差別部落観をあばくため 貧民社会に対して一定 「同情」 しています。ここで 0

を確認しておく必要があると思います。

は海外に移住したらよいという方法が示されています。 ると、被差別部落の人びとを「異人種」ととらえて、 解決しようとしたかをみていきましょう。 では、このような認識のもとで、 部落問 当時の言論をみ 題をどのように

その例として、

柳瀬頸介が書いて権藤震二が編者となっ

うに、被差別部落の人びとを教化することで

意識を変えて を提唱しています。また、 をみると、まず「道徳智識品格を高むる事」として文明化 なタイトルだと思います。 あります。これも当時の被差別部落観をものがたる象徴的 た『穢多非人 社会外の社会』(大学舘、一九〇一年)が かなければ いけないと考えていました 本書で示されている「救済策 「新平民部落の布教」とあ えるよ

奨していたことがわかります。当時の日本で移民は奨励さ て国内外への移住、 また、もう一つは「彼らが取るべき唯一 住居の移転を提案し、 無上の針 やはり移民を推 路

多いです。

れていまして、日清戦争で領有した台湾や、ハワイ、北米、れていまして、日清戦争で領有した台湾や、ハワイ、北米、シベリア、北海道などへの移民がさかんにおこなわれるなかで、被差別部落の人びとの移民も推奨されたわけです。 ここの事例を紹介しましたが、これら当時の論説をふまえたうえで、社会主義者が部落問題に対してどのように対 対応がわかる資料を探したのですが、はっきりと述べてい 対応がわかる資料を探したのですが、はっきりと述べているものはありませんでした。

としてとらえていて、 きます。「人類は皆同胞なり」といっているからです。 方によっては海外での日本人差別だけでなく、被差別部落 こと」と述べています。 主党宣言」 の差別 の人たちに対する差別も含まれていたとも考えることはで 治の異動に拘らず、 図式に位置づけようとしているのかはわからない部分が 宣言」 九〇一年に社会民主党が結成されたときに、「社会民 をみると部落問題にかんする言及はなくて「貴賤 が 0 批判が、 発表されまして、そのなかで「人種 人類は皆同胞なりとの主義を拡張する あるくらいです。 被差別部落の人びとをどのようにこ この「人種の差別」 「貴族」 の部分は 対 「平民」 の差 ただ、 読み 別政

のひとりで、これが彼の写真です。一八七一年に福岡に生ていきたいと思います。堺は初期社会主義を代表する人物このため、個別のケースとして堺利彦の部落問題観をみ



の写真です。一万七一年は福岡は自なの写真です。一万七一年は福岡は自なの写真では、高等学校中退後に『万朝報』の記者になって『万朝報』に関わるなかで、『万朝報』に関わるなかで、のとつだけ発表しています。

それは、一九〇三年に発表

と批判しています。そのなかで日本の「劣敗人種」 るに至らば、 日本国民にして深くその近隣諸国民を敬愛し、 す。「日本人にして深くその国内の劣敗人種に同 しています。この「劣敗人種」とはアイヌ人と「新平民 の「人種」を指しているわけですが、人種的差別を野蛮だ た「人種的反感」です。「人種」とはユダヤ人や、色んな国 る光輝を発揚すべきなれ。」 同胞の大義を唱え、 のことでして、堺は彼らについて以下のように述べ その時にこそ東洋の文明は初めて真に偉大な 欧米白人と相並んで世界のことを処す 相 共に 情を寄せ てい に言及

問題が含まれていることは、あとで述べたいと思います。 の差別を解決しなければいけないと述べています。そこに は文明人であることによって、世界で、 張していることがわかります。 劣敗人種」に対する偏見を解決しなければいけないと主 を見ますと、堺は文明化を推進する立場に立って、 自分たちは文明国、 あるいは日本でこ あるい

をならしています。

落民に対して理解のあった人でした。この写真が、 別部落に移して立候補、 とりでして、第一 介されています。 また、『平民新聞』のなかで、 中江は自由民権運動の理論的指導者 回の総選挙のなかで本籍地を大阪の被差 当選するという、 中江兆民の新平民論が紹 当時の被差別部 中江兆 0 Ú

民の姿になります。

とおして「公等妄に平等旨義に浸 上で紹介されています。ここでは、 た「新民世界」が『平民新聞』誌 新平民」である大圓居士の口を 彼が『東雲新聞』に発表してい

す。「公等」とは当時の一般の人びと、つまり「平民」を に在る所の 淫して公等の頭上に在る所の貴族を喜バざるも公等の脚下 新民を敬することを知らず」と述べられて ま

被差別部落の人びとと交流した経験がありまして、この体

新聞』で記者として活躍しました。

彼は中江兆民を通して

が、 かと述べています。「平民」たちの欺瞞性を突いて、 指すのですが、彼らは平等をかかげて貴族を批判してい 一方で「新平民」の人たちを敬っていないのではな 、る

せば、 富豪、 に迷へる世間一切の有象無象、一日十回此新平民論を読! の次のような解説も掲載されています。「今の学者政治家 中江の論説を『平民新聞』で掲載したときに、 即身成仏疑ひなし」として名文でほめています。 習慣に役せられ階級に縛られ、死に切れずして宙宇 幸徳秋. 水

徳自身は、『平民新聞』のなかで所謂当時の部落問題に対 これをもう一遍振り返ってみようと述べています。ただ幸 らも社会主義者としてこの「新平民論」を掲げることで、

は 緒に活動しまして、 ンス語塾で学んだあと、『東雲新聞』に入社して中 が部落問題に積極的に取り組んでいました。 する批評はほとんどなくて共感するだけに終わっています。 ただし、中江の弟子で、幸徳の友人でもあった前 『平民新聞』でも紹介されています。前田は中江 その後『芸備日日新 聞 や『東京自由 彼の 取 のフラ り組み 田

は という論説が なければならないということを前田は強く訴えました。 で、「第二の革新」によって自分たちの環境を変えてい を通して、自分たちの結社、 立していく必要があると前田が強く訴えた点です。それ えていけばいいのかを考えていたということですね。一 落の人たちの立場に近い所から彼らの境遇をどのように < 理に於て然る可からず。卿等それ宜しく自から任ずる所重 ることを容さゞるなり。 合に於て、 発表しています。そこで彼は「人道及徳義は、 分賛助 大切な所は、 るのですが、 平民族に関する人権問題が生じたときは、之に対して充 彼の提唱は『平民新聞』にも及び、「新平民をどうする」 自から負ふ所大なるべし」と述べています。被差別部 田は、 兀 新平民族に関する世人の謬見及其迷信を打破する 応援して下さる事。」と述べておりますし、 卿等〔これは 『中央公論』に「天下の新平民諸君に檄す」 掲載されました。 自分自身で考えて自負、 その中の 卿等が自から侮り自から蔑むは、 いくつかを挙げておきます。 「新平民」を指します〕を侮辱す 新しい組織を作っていくなか 前田はいろんな要望をして 自尊心をしっかり確 すべての場 あと 5 番 変 を カン

> 応して、こういう取り組みをやっていこうという声はみら す。 がわかります。ただ残念ながら平民社関係者側で前 社会的な献策を社会主義者とその共鳴者に呼び 教育の現状・職業の調査による発達進歩という、 ことに勉めて下さる事。」と書いておりまして、 積極的にこの部落問題に取り組んでほしいと提案して 他にも 「新平民族」 出身学生への支援、 事業奨励とか か 平 け いろんな ·民社 たこと ま は

れませんでした。

験が彼の部落問題論に固有の特徴を与えています。

争のなかで「挙国一致」、つまり、今まで国民とい トルには「挙国一致と新平民」とありますとおり、 けないんだという論理を前田は組み立てているのですね 国民としての義務を果たしているんだと、だから差別は 化論です。「新平民君は、 分けると、二つの論調の変化がありまして、 と前田三遊の意見も変化したことが確認できます。 二つ目は、前田も同じように海外進出論を言うようにな った「新平民」も日本国民として一緒に活動することで 切の義務を果しつゝあり」と前田は述べています。 しかも、ここからが問題なのですが、 国民として同心一体たる可く 日露戦争後になる 一つは国民同 わ 日露戦 大きく タイ ħ な

か

「新平民が大に奮発して海外に移

たということです。彼は

外移住論を前田もまた述べるようになっています。てること」と述べています。一九○○年から続いている海民し、そこに発展して新郷土をつくり、大なる勢力を打立

踏まえながら、もう一ない点だと思います。前田の言ったことの可能性と限界とない点だと思います。前田の言ったことの可能性と限界と彼らにとって良かれと思って述べているというのが見逃せらこうしたことを言ったわけではなくて、これらの提唱が前田自身は被差別部落の人たちに対して差別的な観点か

度検討しなければなり (前田三遊『三遊随筆』 有末清重、一九二五年) に載っていた前田三遊

いと思います。

r、 今日から見た課題

えてみたいと思います。
うな課題があったのかを、これまでの話をまとめながら考だのかを見てきました。では、今日から見てそこにどのよ以上で初期社会主義者がどのように部落問題に取り組ん

部落問題は周辺的な問題として扱われたことは否定できなたわけです。しかしその一方で、初期社会主義者にとってて「人類同胞主義」を掲げたことは、今日からみてどれだて「人類同胞主義」を掲げたことは、今日からみてどれだたと悪います。そのなかで、彼らは「人種」差別を批判したり消します。そのなかで、彼らは「人種」差別を批判したり消します。そのなかで、一般社会のなかで社らい当局からの弾圧が厳しいなかで、一般社会のなかで社らい当局からの弾圧が厳しいなかで、一般社会のなかで社らい当局からの弾圧が厳しいなかで、一般社会のなかで社

ます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみてます。それは、先ほどの堺利彦の『万朝報』の記事をみていただいのですが、彼らの社会運動をみると、「貴族」や社けないのですが、彼らの社会運動をみると、「貴族」や社がより思いる人たちは、その図式のなかで周辺的な存在に置かれていたといわざるをえなければいなぜそうなってしまった。

た側

面がみられると思います。

らわれています。 もわかるとおり、 してとらえたうえで、 被差別部落の人たちを別の世界の住民と 国内 彼らに対する同情を訴えてい 0 「劣敗人種」という表現によくあ たわけ

たらいていたと考えられます。 と「包摂」の二つの論理があったということです。 べていたとしても。今からみるとある種の排除の論理がは です。あるいは違う世界の人たちを海外に移住させること 論理とは何かといいますと、 以上をまとめますと、 差別が解決するという考え方です。 自分たちとは異なる世界の人なのだという考え方 初期社会主義者において 被差別部落民に対する異「人 それを善意から述 排 排 除の 除

ど、

ういう側 明化によって自分たちと同じ場所に包摂しようという、 ることによって自分たちの います。それは、 のですけれど、 化の論理です。 次に、包摂の論理ですね。これは一見問題がみえにくい 面 があるということです。 現在の地点からみると重要な問題を抱えて つまり、 堺利彦とか前田三遊の主張にみられた文 被差別部落の人たちを文明化す 世界の住 当 人とみなしていく。 時 0 融和運動にもそ そ 文

0

件となるわけです。これは文明化の論理と切り離されて その場合、 摂しようとする側面があったと思います。 たわけではなくて、 は違う世界の人たちだと考えていたけれども、 同じ日本国民なのだと。 国民化」の論理ですね。 もう一点は、 被差別部落の人たちも同じ世界の人たちになる形で包 日本国民としての義務を果たしていることが 日露戦争の前後に出てくるのですけ 相乗的なものだったと思うのですけれ 前田の議論にも出ていましたが 被差別部落の人たちはこれまで 実は彼らも

ように、新たな序列と分類を作り出すことによって、 とそうではないということです。彼らは「平民」の あったと思います。包摂されることで被差別部落の 「新平民」として周辺化されて差別されつづけたのと同 構造を生み出していく側 この包摂と排除は二律背反ではなく、 文明化した国民として同じ土俵で考えられ 面があったのですね 表裏 るか 体 Ö なか 人びと 部 分が 5 で

おわりに

論には特段の希望もなかったのかのように思われるかも そのように言ってしまうと、 初期社会主義者 0 部 落問 題

れません。 最後に少し紹介したいと思います。 しかし、必ずしもそうではなかったということ

ですけれど、そのなかで「国民化」の問題に気づいていき 会主義者は これまでよりも対象化されていったことが確認できます。 した。それによっていわゆる「冬の時代」を迎えていくの 一九一〇年に大逆事件によって政府から弾圧されると、 初期社会主義者のその後をみると、 「非国民」として国民から冷眼視されていきま 排除と包摂の論理が 社

「文明化」

これまでと

た。 るなかで、 明化しているはずのヨーロッパ諸国が総力戦をくりひろげ 年層から表明されます。第一次大戦にしても、 これまで日本で進められてきた文明化に対する違和感が青 代以降に日本は日露戦争と第一次世界大戦を経験します。 は違う考え方が社会のなかで生まれてきます。 日露戦争後に「煩悶青年」が出てくるといわれますけれど、 日本でも文明化の路線が再検討されていきまし の論理に対しても、 同じ時期に、 日本より文 一九〇〇年

の論理が社会主義者のなかで再検討されていきます。 そうすると、 これまで前提とされていた国民化と文明化

い

ました

なかで発表されたのが堺利彦の主張です。これは が諸君を慰めると云ふのは既に僭越である。 諸君は我々の最善の友、最親の友であらねばならぬ。 て、最も大いなる希望を属せざるを得ぬ。従つて『新平民』 者である。我々は最も多く苦しみ、最も深く憤る者に対し 賤民が、即ち新社会建設の任務を帯びて居る事を確信する 党与である、 堺利彦は以下の回答をしています。「我々は固より貧民の 別部落の方の投書が売文社にとどくのですが、 していた売文社の機関誌に掲載されました。 賤民の伴侶である。 我々は此の多数なる貧民 和歌山 我々は寧ろ只 その なか 「の被差 が主宰

当事者による怒りと行動を尊重する姿勢が、 の文明化や国民化の論理は後ろに退いています。こうした、 重要だと堺は述べているのですね。ここにはもはやかつて であり、それこそが今後差別の問題を解決していくうえで 題意識をもって結社をして運動を起こすことが一番の解決 諸君の提携と協力を切望すべきである。」自分で考え、 のちの水平社

私からの の支援につなが 発表は以上になります。ご静聴ありがとうござ っていくのだと思われます。

172

2022年11月11日@京都部落問題研究資料センター

初期社会主義と部落問題

福家崇洋(京都大学人文科学研究所)

はじめに

●自己紹介

- ・専門:歴史学、近現代日本の社会運動史、社会思想史、史学史
- 著書など

『戦間期日本の社会思想』(人文書院)、『日本ファシズム論争』(河出書房新社) (共編)『思想史講義』(筑摩新書) 大正篇、明治篇 I など

・本講演との関連

「初期社会主義と部落問題」 朝治武・黒川みどり・内田龍史編『近現代日本の部落問題 1 近代の部落問題』 (解放出版社、2022 年 3 月)

「堺利彦」同編『非部落民の部落問題』(解放出版社、2022年11月)

●目次

- 1 専門分野と研究方法 (歴史学と社会運動史)
- 2 「初期社会主義」とはなにか?
- 3 初期社会主義者は「部落問題」にどのように取り組んだのか?
- 4 今日から見た課題

1 専門分野と研究方法

●歴史学とは

・歴史とは何か?

過去の出来事の集積では必ずしもない

現在から見いだされる過去 現在と過去の対話という前提

・歴史を知るために

過去をどのようにとらえるのか?=その先にある現在と未来をどう考えるのか? モノローグに陥らない(史料と解釈の重要性)、「未発の可能性」を導く ・歴史を知るための方法の必要性(学問としての歴史学)

●歴史学とは?

・学問の意味

自分をとりまく世界をどのように理解し、関わっていくのか、そのための方法

・歴史学の方法的特徴と意味

時間をずらして(過去と現在の世界のズレから)世界を捉える 歴史的史料の検証に基づいた認識・判断の客観性・普遍性

・歴史学を学ぶ目的

時間に中・長期的な波動を与える→日常的世界の再解釈による未来像の提起 過去の出来事の習得だけでは完結しない、自分が世界にどう向き合いたいのかという問題意識

●なぜ社会運動中か 1

社会運動の定義

「社会問題を解決するために組織された集団的行動」(『広辞苑』7版)

「①複数の人びとが集合的に、②社会のある側面を変革するために、③組織的に取り組み、その結果④敵手・競合者と多様な社会的な相互作用を展開する非制度的な手段をも用いる行為」(大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人『社会運動の社会学』有斐閣)

●なぜ社会運動史か 2

・社会運動とは?

①個々人が抱える生きづらさを解消するために、②同じ悩みや問題を持つ人々、またそれを理解する人々と共振していくことで、③その生きづらさを生み出す問題を解決し、より生きやすい世界を創っていくこと

・日本史における社会運動

社会運動の歴史を見ていけば、各時代の人びとが抱えた「問題」が把握しやすくなる その問題を当時の人びとはどのように解決しようとしたのか、できなかったのか その問題解決の歴史をどのように未来に継承していくことができるのか?

2 「初期社会主義」とはなにか?

- ●「初期社会主義」とは
- ・以前の研究史では「明治社会主義」と言われていた 「明治社会主義」から大正期の共産主義へ、という発展史観

共産主義登場の前座、「明治社会主義」における階級意識や理論上の限界の指摘

- ●分析用語「初期社会主義」の登場
- ・大きなきっかけはソ連崩壊(1991)前後のロシア共産主義の退潮

初期社会主義研究会の発足と『初期社会主義』創刊(1986)

太田雅夫『初期社会主義史の研究』(新泉社、1991)

山泉進『平民社の時代 非戦の源流』(論創社、2003)

梅森直之『初期社会主義の地形学 大杉栄とその時代』(有志舎、2016)

●太田雅夫『初期社会主義史の研究』(新泉社、1991)

「初期社会主義とは、日清戦争後、わが国にも産業革命が到来したため、多くの社会問題が発生し、その解決方法をめぐって、各種の結社が誕生する。それらの結社のなかから、資本主義の変革、すなわち社会主義の理想をかかげた団体や政党などの結社が、主体的な運動を展開する時期の思想と運動をいう。|

「そこ〔社会主義の結社〕には、人間的な豊かさがあった。さらに人間の触れ合いを大事にする 心があった。そして、なによりも人間の自由な精神があった。まさに初期社会主義には、"人間の 顔をした社会主義"があったといえる。」

- →では、「人間の顔をした社会主義」は「部落問題」にどのように対応したのか?
- ●なぜ「部落問題」とのかかわりに着目するのか?

戦前の日本社会運動史(初期社会主義を含む)上における「問い」 社会運動は対抗勢力(日本政府、帝国主義列強)への抵抗という側面が数多く生まれる 対抗勢力が巨大で強いほど、そのための抵抗勢力も巨大で強くなければならない思考

→女性やマイノリティの軽視もしくは抑圧の発生

日本中心で植民地の存在の軽視・周辺化

- →抑圧からの解放が別の抑圧を生み出す危険性を持つ このジレンマにどのように向き合うか 初期社会主義:政府の度重なる弾圧、日露戦争への抵抗のなかでどのように人びとの「解放」を 考えたか
- ●初期社会主義運動のはじまり
- 社会的背景

日清戦争(1894年)前~ ヨーロッパ社会主義の紹介

※資本主義の問題や矛盾(貧富の差)の解決

・社会主義研究会 1898年

村井知至 (アメリカ帰り、同志社神学校出身牧師)

安部磯雄 (同志社出身、キリスト教、東京専門学校 (のち早稲田大) 講師) 片山潜 (アメリカ帰り、労働運動家) 木下尚江 (キリスト教、作家)、幸徳秋水 (中江兆民弟子、文筆家)

→社会主義の日本への応用を研究 ※1900 年社会主義協会へ改組

●社会主義政党の誕生

· 社会民主党

1901年に結成、日本最初の社会主義政党

安部磯雄、片山潜、幸徳秋水、木下尚江ら6名 5月18日結成、19日届出、20日禁止

「社会民主党宣言」

資本主義による貧富の格差打破、小作人・労働者の利益代表

社会主義、民主主義、平和主義の3本柱

「理想綱領」の制定(土地公有、普通選挙、軍備撤廃、侵略批判など)

●「非戦」の提唱

・日露戦争の勃発(1904年)

日清戦争(1894年)→三国干渉(ロシア、フランス、ドイツが遼東半島返還要求) →ロシアを仮想敵、二つの国論(主戦論と非戦論)

・社会主義者の「非戦」論

日刊新聞『万朝報』で「非戦」論を主張(のちに『万朝報』は主戦論転換) この前後に社会主義の再活性化 → 「平民社」結社の試み

●自由・平等・博愛

・平民社

1903年に堺利彦、幸徳秋水らが中心に結成

「宣言 | 自由・平等・博愛の重視

平民主義 (門閥、財産、性別の差別打破)

社会主義(生産分配交通機関の共有)

平和主義(人種区別批判、軍備撤去、戦争禁絶)

機関紙『平民新聞』(1903年11月~1905年1月)で社会主義の啓蒙、非戦論を展開 マルクス・エンゲルス『共産党宣言』初紹介で発禁・罰金

●国際的連帯へ

・ロシア社会主義者への提携呼び掛け

日本の社会主義者からの呼びかけ(「与露国社会党書」)が欧米ロの社会主義運動紙誌に紹

介

「我等の敵は露国人に非ず、而して亦実に今の所謂愛国主義也、軍国主義也」 ロシア社会党からの返信も翻訳されて『平民新聞』に掲載

・第二インターナショナル(社会主義者の国際組織、1889~1916)との関わり 1904年の大会(オランダ・アムステルダム)に片山潜が代表参加、平和と民主主義を主張 プレハーノフ(ロシア代表)と片山が握手 大会で日露戦争反対を満場一致で採択

3 初期社会主義者は「部落問題」にどのように取り組んだのか?

- ●「部落問題」への認識
- ・「部落問題」の登場

近年の研究では 1900 年前後に「近代部落問題」が成立 「特殊(種)部落」という名称で部落差別(朝治 2018) →1900 年前後=「初期社会主義」が登場する時期

・「部落問題」と「人種問題」

同時期の「部落問題」が「人種問題」として理解される 被差別部落の人々=異なる「人種」「民族」という理解 (「人種」「民族」概念が曖昧、科学的根拠なし、もしくは科学的根拠希薄)

●横山源之助の例

- ・富山出身のジャーナリストで『日本之下層社会』(1899年) で知られる 官憲記録によると横山は社会主義研究会の会員だった可能性
- 横山の被差別部落観

総合雑誌『太陽』5巻22号(1899年10月)に「新平民社会の状態」を寄稿 「あい社会の罪か、制度の罪か、同じく一人の天皇を戴きながら、同じ帝都の下に在りて、法 律の上には四民平等の権能を受けたるにも拘らず、全く天地を異にし、言語を異にし、今日の 如き蒙昧なるを致す、覚憫れむべきにあらずや」

- →被差別部落の人々を異世界の住人として認識して「同情|
- ●当時の識者は「部落問題」をどう解決しようとしたか? 被差別部落の人々=「異人種」 → 海外への移住
- ・当時の「部落問題」論の一端 柳瀬勁介著、権藤震二補『穢多非人 社会外の社会』(1901)

「救済策」の提示

「道徳智識品格を高むる事」「新平民部落の布教」

「彼等が取るべき唯一無上の針路」として国内外への住居の移転

日清戦争で領有した台湾や、移民先のハワイ、北米、シベリア、北海道などが候補

→道徳や宗教による国民への同化、海外への移住という解決法

●社会民主党の「宣言」

· 社会民主党

1901年 片山潜、安部磯雄、木下尚江、幸徳秋水、河上清、西川光二郎により結成 「社会民主党宣言」のなかに「理想」「綱領」「党則」記載

「理想|冒頭に「人種の差別政治の異同に拘らず、人類は皆同胞なりとの主義を拡張すること|

- →この「人種の差別」は国外における日本人差別か、国内における被差別部落民差別か ※安部はアメリカ留学、片山はアメリカ滞在経験あり
- →「宣言」等に部落問題の言及なし、「貴賤差別」への批判はあるが「貴族」「平民」問 ※「抑も人の生を此世に享くるや素より貴賎貧富の差別あるべき理なし」

●堺利彦と「部落問題」

堺利彦

1871 年福岡生、第一高等学校中退後に『万朝報』記者に、1901 年頃から社会主義運動へ 1903 年に幸徳秋水らと平民社を結成

「人種的反感」 『万朝報』1903年7月28日付

世界の「人種的反感」の「野蛮性」批判、日本の「劣敗人種」(アイヌ人と「新平民」) に言及「日本人にして深くその国内の劣敗人種に同情を寄せ、日本国民にして深くその近隣諸国民を敬愛し、相共に人種同胞の大義を唱え、欧米白人と相並んで世界のことを処するに至らば、その時にこそ東洋の文明は初めて真に偉大なる光輝を発揚すべきなれ。」

→文明側の地点から「劣敗人種」偏見の解決を主張、その延長線には文明化による差別克服

●平民社と「部落問題」

・平民社の機関誌『平民新聞』

「故兆民翁の新平民論」 5号 (1903年12月13日) 掲載

中江兆民(1847~1901) 自由民権運動の理論的指導者のひとり

第1回総選挙(1889年)で本籍地を大阪の被差別部落に移して立候補・当選

『東雲新聞』32号(1888年2月25日付)に「新民世界」を発表

「新平民」である大圓居士の口を通して、「公等妄に平等旨義に浸淫して公等の頭上に在る所の 貴族を喜べざるも公等の脚下に在る所の新民を敬することを知らず」として、平民と「新平民 間の差別を告発

幸徳秋水の解説「兆民先生三周年 |

「今の学者政治家富豪、習慣に役せられ階級に縛られ、死に切れずして宙宇に迷へる世間一切 の有象無象、一日十回此新平民論を読誦せば、即身成仏疑ひなし|

●前田三遊

- ・中江の仏学塾で学んだあと『東雲新聞』入社、その後『芸備日日新聞』『東京自由新聞』記者 中江を通して被差別部落の人びとと交流した経験あり
- ・「天下の新平民諸君に檄す」(『中央公論』18巻2号、1903年2月)

「人道及徳義は、すべての場合に於て、卿等〔「新平民」を指す〕を侮辱することを容さゞるなり。卿等が自から侮り自から蔑むは、理に於て然る可からず。卿等それ宜しく自から任ずる所重く、自から負ふ所大なるべし|

- →被差別部落の人びとが「結社 | を通して「第二の革新 | を起こすことを説く
- ・「新平民をどうする」 『平民新聞』15号 (1904年2月21日)

標題に関して「畏友」幸徳らへの要望

「一、新平民族に関する人権問題が生じたときは、之に対して充分賛助し応援して下さる事。」 「四、新平民族に関する世人の謬見及其迷信を打破することに勉めて下さる事。」

ほかに「新平民族」出身学生への支援、事業奨励、教育の現状・職業の調査による発達進歩 →ただし、平民社関係者で前田に呼応する声や取り組み、運動はみられず

- ・日露戦争後における論調の変化
 - 1 国民同化論

「新平民君は、国民として同心一体たる可く、一切の義務を果しつ、あり」(「挙国一致と新平 民」 『前田三遊論集』)

2 海外進出論

「新平民が大に奮発して海外に移民し、そこに発展して新郷土をつくり、大なる勢力を打立てること」(「階級制度」『前田三遊論集』)

→日露戦後に「新平民」が生きる途 日本国民に同化するか、海外に進出するか

4 今日から見た課題

●まとめ

- ・初期社会主義者は弾圧下でも「人種」差別を批判し、人類同胞主義を掲げた しかしながら・・・初期社会主義者にとって「部落問題」は周辺的な問題として扱われた
- ・彼らの言う「人類」において被差別部落の人々はどのように考えられていたか?

「貴族」対「平民」という対立図式から抜けておちてしまう存在・・・被差別部落の人々 堺利彦(1903)を見れば、国内の「劣敗人種」として「新平民」への同情を訴え →前提としての、「新平民」=異世界の住人という認識

- ●初期社会主義者に見られる「排除」と「包摂」の論理
- 「排除」の論理

被差別部落民に対する異人種論(堺)、海外移住論への同調・提案(前田)

・「包摂」の論理

文明化の論理 被差別部落を「文明化」することで包摂(堺) → 融和運動 国民化の論理 被差別部落民も日本国民であるという論理で包摂(前田、日露戦争後の影響)

→「包摂」の論理は「排除」の論理と表裏一体

文明・国民の内側に序列をもたらし、外側に「野蛮」な存在や「非国民」を新たに生み出す

おわりに

- ・初期社会主義者による「排除」と「包摂」の論理の対象化 大逆事件による弾圧→社会主義者が「非国民」として冷眼視される 日露戦争・第一次世界大戦→「文明化」への批判的な視座の獲得
- ・被差別部落民からの投書に対する堺利彦の回答(『新社会』3号、1915年11月)

「我々は固より貧民の党与である、賤民の伴侶である。我々は此の多数なる貧民賤民が、即ち新社会建設の任務を帯びて居る事を確信する者である。我々は最も多く苦しみ、最も深く憤る者に対して、最も大いなる希望を属せざるを得ぬ。従つて『新平民』諸君は我々の最善の友、最親の友であらねばならぬ。我々が諸君を慰めると云ふのは既に僭越である。我々は寧ろ只諸君の提携と協力を切望すべきである。〔中略〕」

→ 「誇 | をもった人々による結社と社会の変革

「文明」や「国民」といった普遍性の衣装をまとうのではなく、固有の体験を持つ人々が自ら紡いた普遍性の衣装を編んで着こなすこと

差別の歴史を考える連続講座 講演録差別の歴史を考える連続講座 講演録

電話 〇七五(四一五)一〇三二京都府部落解放センター三階